

第六十七回 参議院内閣委員会 會議録第六号

昭和四十六年十二月十六日(木曜日) 午前十時四十六分開会

委員の異動 十二月十五日

辞任 矢山 有作君 補欠選任 辻 一彦君

出席者は左のとおり。

委員長 柳田桃太郎君 理事 町村 金五君 安田 隆明君 上田 哲君 水口 宏三君

委員 黒住 忠行君 源田 実君 世耕 政隆君 土屋 義彦君 長屋 茂君 細川 護熙君 山本茂一郎君 足鹿 覺君 辻 一彦君 山崎 昇君 沢田 実君 峯山 昭範君 中村 利次君 岩間 正男君

国務大臣

国務大臣 木内 四郎君 国務大臣 西村 英一君

政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局 給与局長 尾崎 朝夷君

首都圏整備委員 会事務局長 川島 博君

科学技術政務次 官 栗山 ひで君

科学技術庁長官 官房長 井上 保君

科学技術庁計画 局長 榎林 愛朗君

科学技術庁研究 調整局長 千葉 博君

科学技術庁振興 局長 田中 好雄君

科学技術庁原子 力局長 成田 壽治君

環境庁自然保護 局長 首尾木 一君

環境庁大気保全 局長 山形 操六君

環境庁水質保全 局長 岡安 誠君

厚生省公衆衛生 局長 滝沢 正君

農林水産技術会 議事務局長 加賀山國雄君

水産庁次長 藤村 弘毅君

工業技術院長 太田 暢人君

運輸省航空局長 内村 信行君

常任委員会専門 員 相原 桂次君

防衛庁長官官房 防衛審議官 大西誠一郎君

原子力委員会委 員 山田太三郎君

外務省アメリカ 局外務参事官 橋 正忠君

参考人

日本住宅公団理 事 播磨 雅雄君

原子力委員会 原子炉安全専門 審査会会長 内田 秀雄君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

参考人の出席についておはかりいたします。科学技術庁設置法の一部を改正する法律案審査のため、本日参考人の出席を求めるとし、その人選は委員長に御一任願いたいと存じますが、さよう決することと御異議ありませんか。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決します。

○委員長(柳田桃太郎君) 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○水口宏三君 科学技術庁の設置法の一部を改正する法律案の中で、具体的には科学技術庁の無機材質研究所の、いまの筑波研究学園都市でござい

ますか、あそこへの移転の問題でござい

ますが、実は当委員会といたしまして、先日筑波学園都市を見学してまいりました。さまざま問題もござい

ますので、むしろ無機材質研究所そのものの問題に入りま

す前に、無機材質研究所の筑波移転に伴ってさまざま問題を

はらむのじゃないだろうかと

いうことで、初めに首都圏整備委員会のほうからの問題を御質問したいと思

います。筑波研究学園都市建設法の第二章にございます「研究学園地区建設計画」でございますね。これはまあ法律で定まっておりますが、この建設計画が一体いつごろきめられて国会に報告されるのか、それを最初にひとつ伺いたいと思

います。

○委員長(柳田桃太郎君) 首都圏整備委員会……まことに相すみませんが、水口先生もう一度……

○水口宏三君 前段を省略いたしましたして、首都圏整備委員長にお伺いいたしますけれども、筑波研究学園都市建設法の第二章にございます「研究学園地区建設計画」なるものがいつごろ決定されて国会に報告されるのか、その時期について、まずお伺いしたいと思

います。

○国務大臣(西村英一君) 筑波研究学園都市の建設につきまして、この際、質問以外にもちよつと御報告申し上げたいと存じます。

大体、用地その他土地の造成は日本住宅公団で行なわれておりますが、九九・九〇、用地は済み

ました。残っておりますのは、墓地であるとか神社、

そういうところがあつて残っておりますだけで、用地は済んでおるのでございます。そこで、あとこの

国の機関の移転計画あるいは公共事業の推進、そ

ういうようなものは各省それぞれの担当で、たと

えば土木研究所は建設省で、あるいはそれぞれの研究機関はそれぞれの省でやっておりますので

ございまして、また一般の公共事業につきま

して、地方公共団体の、茨城県が受け持つものは茨

城県でそれぞれやっております次第でございます。そ

こで、その推進するために、実は三十九年の十二

月の閣議におきまして研究学園都市の推進本部が

できまして、この推進本部には、首都圏の整備

委員会の委員長であります建設大臣がこれを担当するということになって、各省の連絡をとっておるところでございます。

建設計画ですが、その後、昭和四十五年議員立法で法律ができて、筑波研究学園都市建設法——これは議員立法でございます、その法によりまして、建設計画をつくって、そして首都圏整備委員会で決定する、並びにその学園都市の周辺の地区計画は、これは茨城県で策定して、これまた首都圏整備委員会で了承を受けて決定するということになった次第でございます。

その計画にはおおよそ三つの事柄がございます。その一つは、研究学園都市の建設計画の大綱をつくらうこと、それから公益事業の整備計画の概要をつくらうこと、第三には、移転する機関の移転計画をつくらうことの三つでございます。そこで前者、つまり建設計画の大綱とそれから公益事業の整備計画の二つは、本年——四十六年の二月に、これは推進本部で決定をいたしました、残る移転の機関の問題につきましては、各省でそれぞれの意見がございますので、まだ最終的に決定はいたしておりません。ただいま移転すべきそれぞれの機関の各省におきまして詰めておるところでございます。大体はまきまりましたが、ざっくりばらんに申しまして、厚生省の関係がなかなか省議決定になっていないのでございまして、厚生省関係の機関が決定すれば、ほかの機関は大かたその省につきまして省議の決定を見ておるのでございまして、出そろいましたところで、本年——年度じやなしに本年一ぱいで何とかやりたいと思っておりますが、少しおくれるかも知れませんが、いずれ移転予定機関を近く決定したい、かように思っております。あとひとつ詳しく、なお御質問がありますれば、あとひとつ詳しくいろいろ申し上げたいと思っております。

○水口宏三君 いや、簡単にお答えいただければいいのでございますけれども、ここにあります要するに建設計画が、一応首都圏整備委員会としていつごろつくられ、御報告できるのかという時期

を伺いたいです。経過は大体私も資料をいたいてわかっておりますから。

○国務大臣(西村英一君) 政府委員にひとつお答えさせます。

○政府委員(川島博君) ただいま大臣から御答弁申し上げましたが、筑波研究学園地区建設計画、これは政府の責任において策定すべきものでございまして、その内容につきましてはただいま大臣からも御答弁ございましたが、もう少し具体的に申しますと、「人口の規模及び土地の利用に関する事項」、第二に、「移転し、又は新設する試験研究機関及び大学並びに第一条の目的に照らし設置することが適当と認められる機関の施設の建設に関する事項」……

○水口宏三君 時期だけ言ってくださいよ、内容はけっこうです。政府委員(川島博君) 建設計画はだんだんとおかれてまいっているわけでございますけれども、おそくとも年度内には決定をいたしたい、かように考えております。

○水口宏三君 それでは年度内には大体全体の、この法律でいえば第二章に該当する建設計画が年度内には確定されると、そう考えてよろしいわけですね。

○政府委員(川島博君) そのつもりでおります。

○水口宏三君 実は今度のこの筑波研究学園都市は、私から申し上げるまでもなく、第一に十万人規模の新しい都市をつくる。それだけでなしに、これが一般のたとえ住宅の団地をつくるというのと違って、非常に複雑なそれぞれの研究機関というものをつくっていく。しかもそれには、それぞれの各省が責任をもって運営していくという非常に複雑な内容を持った都市ですね。こういうものに建設にあたって、本来なら当然マスタープランが先につくられ、そのマスタープランに従って秩序よく建設されていくのが私はしかるべきだと思っておりますけれども、すでに無機材質研究所所あるいは科学技術庁関係の研究所——防災研究

所ですか、もうすでに行つて、一部仕事を始めています。ところが、ほかはいつ来るかわからない。道路の整備も一緒にござたやっています。そういう形で、本来これほど複雑であり大規模な都市建設について、マスタープランが先にきまらずに、何か適当にやっていくという、逐次なしくずしにやっていくという印象を受けるのでございませぬけれども、それらの点について、これは特に大臣に伺いたいのでございますけれども、こういういわば世界的にも珍しい都市をつくるにあたって、まずマスタープラン、それをなしに着手したということはどうも納得できない。その点についてどうお考えになつていらっしゃるか、伺いたいと思つております。

○国務大臣(西村英一君) マスタープランができていないのに、ある機関だけ先に行くじやないか、それはそういうことはございませぬ。マスタープランはこれはしっかりできていますつもりです。細部にわたつてマスタープランはできておりますが、そのマスタープランの実行が少しおくれしている部分があるわけでございます、したがって、これはある機関がいわゆる先行して、まっ先に進んで積極的に移つていただいていることはこれは非常にけっこうに思っておりますが、その方々が多少の不便を受けるといふようなことは、私も行ってみまして考えられました。たとえ住宅の問題とか、あるいはガスの問題とか、水道の問題とか、そういうようなもので多少の不便はあるかと思いましたが、マスタープランというものはできていますと私は思っているんですが、もし欠けているところがあればひとつお聞きしたいと思つてございまして、マスタープランはできていますと思つております。

○水口宏三君 そのマスタープランというもののきめ方の差かと思つても、現に大臣、先ほど厚生省の研究機関のほうはまだきまっていない、年内にきめたいとお話でございますね。事実、各省の——これはあとで伺いたいのでございますけれども、各省の研究機関の移転にして

も、まだ最近きまつたのは非常に多い。それから、マスタープランというのは、だれかがつくつたものを写真にするのではなく、当然政府が責任をもって実施するプランのことを私は申し上げているのであつて、それは事実また、先ほど年度内に計画大綱を出しになるんだから、それもまだいまままでの計画では多少おくれるんじゃないかと思つてございませぬ。私の申し上げるのは、いまマスタープランと申し上げたのは、法律できめられている学園都市の地区の建設計画ですね、これは責任の持てるものじやないと、意味がないと思つてございませぬ、だれかが適当に書いた写真というものがマスタープランになるはずがないんで、国が責任を持って実施するプラン、これは法律で第二章のプラン、これができてないわけですよ。しかも、年度内につくるように努力したいというお話であつて、そういうものなしにやるということに私は疑問があるのではないかと、このことを申し上げておるんです。

○政府委員(川島博君) お話のように法定計画としての学園地区建設計画、これはまだ策定をされておらないわけですから、そういう意味におきましては、まだオーソライズした計画はできていない。御指摘になることはごもっともなことだと思つてございませぬ。しかし、筑波研究学園都市の建設につきましては、この建設法とは別に、首都圏整備法に基づきまして都市開発区域に指定をされております。この都市開発区域としての筑波地区の計画は、本年の三月十五日に政府として正式に決定をいたしておるわけでございます。ただこれは、四十六年から五十年までの五カ年計画でございますので、必ずしも全体の計画期間をおつておるわけではございませんけれども、一応法定計画として、この首都圏整備法に基づく都市開発区域整備計画が策定されております。それから、これは法定計画ではございませぬが、先ほど大臣からも御答弁ございましたように、筑波研究学園都市建設推進本部という政府の促進機構が設置されておりますが、この推進本部におきまして、本年の二

月十九日に建設計画の大綱を決定をいたしておるわけでございます。これは、大蔵省をはじめ関係各省が全部、次官が全部入りしました組織体でございますが、この推進本部で、建設計画の大綱といたしましてマスタープランは政府の機関として決定をしておるわけでございます。そういう意味におきましては、ある程度政府の機関がオーソライズしたマスタープランというものは、今日の時点において確立されておる。これをあらためて筑波研究学園都市建設法に基づく建設計画として最終的にオーソライズするという手続きがまだ残されておるわけでございますが、内容的にはほぼ政府の計画として固まっておりますというふうに御理解いただいてよろしいのではないかと思います。

○水口宏三君 もしそういうものができていて、ただ手続き上の問題であるならば、私ももっと迅速にこれをつくって、具体的に全体の計画というものを公示することが、これは私は各省の移動の問題にしても、あるいは行く人の安心感の問題にしても、そういうものを解消するの必要だと思っております。いまのお話を伺うと、法定のものではないと書いておられる。何も年度内を待たなくても、少し詰めてやれば早くできたはずなんです。そういう意味でぜひひとつ至急やっていただきたいという要望です。

問題は、これまでおつくりになったさまざまなプラン、最終的にはこの建設法に基づいてつくられるプランの中で、実施する機関がやはり非常に複雑だと思っております。たとえば住宅公団が何を受けて持つ、あるいは研究所の建設はどこがやるのか、あるいは公共施設、住宅、その他そういう具体的な実施についてどういう機関が受け持つのかというところが、たとえば第二条の一項から八項までさまざまございますが、特に四項、六項、七項、八項、ございます。こういうプランに基づいて実施する機関というものは、大体もう具体的にきまっているんじゃないかと思っておりますが、その点について、概略でけっこうですから、たとえ

ば公共施設ならどかがやるのか、住宅ならどかがやる—すでに土地の買収は公団とか、あるいは道路なり水道、下水道、やっておりますとは見てまいりました。その点はけっこうですけれども、この点ひとつ実施についての責任機関……

○国務大臣(西村英一君) いろいろな事業がばらばらになっているという感じはございますが、まず公共事業、これは建設省でやるのでございませぬ。つまり、道路それから下水道、そういうような公共事業は建設省でやります。土地造成その他は、これは日本住宅公団がやります。宿舎、官舎、これは大蔵省の所管で、大蔵省がやっておりますわけでございます。その他移転する機関につきましても、それぞれの省で予算を組みまして、そうしてそれぞれの省の責任でやっております。次第でございませぬ。大体そういうことでございます。あとごまかすことがありましたら政府委員から説明させていただきます。

○水口宏三君 一つだけ答弁が抜けているのは、公共事業はあれですが、公益事業はどうなるんです。公益事業施設ですね。これはどかが担当するのですか。

○政府委員(川島博君) 公益施設と申しまして、いろいろあるわけでございますが、たとえば学校でございませぬ、学校は高等学校あるいは小・中学校、こういうものが必要になってくるわけでございますが、学校については、小・中学校は地元の前町村、高等学校については茨城県が設置をいたすわけでございます。それから法律によりまして、例示として「保育所、病院、診療所その他政令で定める施設」となっておりますが、病院につきましては、現在は国立霞ヶ浦病院、あるいは医科歯科大学の分院がございませぬが、これらが当面利用されるわけでございますが、将来におきましては、今回地区内に新設されます筑波新大学、これに医学部を設けて、これに付属病院を付設するというところで地区住民の利便に供するという構想で、これは文部省御当局でただいま構想を進めていただいておりますわけでございます。

○水口宏三君 そのほか、私もひとつ気になるのは、当然十万人の都市ということで、特にこのプランを拝見すると、中間地帯にいわゆるセンター、商店街をつくりたい。こういうものは民間がそれぞれ自分で、民間の人たちが自分で家を建てるのですか。それともどかが一括して建てて、それを分譲するということになっておるのですか。

○政府委員(川島博君) 当地区は、大体将来人口十二万程度と予定されております。したがって、相当の町になるわけでございますが、この町の中心市街地といましては、過日ごらんになったと思っておりますが、花室地区に大きな中心市街地をつくりたいと、そのほか手代木、大角豆の二つのサブセンターを造成することになっております。

この中心地域の経営でございますが、大体土地の取得、造成に当たっております住宅公団、これは幸いに各地にニュータウンの造成をいたしております。そういう仕事には最も経験があるわけでございます。したがって、将来の人口が十二万という相当規模の都市になるわけでございます。

○水口宏三君 時間がございませぬので答弁はなるべく簡単にさせていただきますが、いま私伺うと、住宅については主として公団がやる、一部分は宅地を分譲して、その分譲宅地を取得した人たちが店舗を建てる、住宅を建てるような場合もあると、そう考えてよろしいわけですね。

ますから、これらの住民のための利便施設については十分サービスが行き渡るように計画を立て、また実施をする必要があるわけでございます。御案内のように、住宅公団は賃貸住宅、分譲住宅その他高層の住宅建設を担当しておりますが、将来におきましては、大体この町はお役人が中心の町でございませぬので、相当、公務員住宅がおそらく一万户以上建設されることになると思っておりますが、むしろこの建設は大蔵省が担当されるわけでございますが、そのほか関連産業が当然進出してまいりますから、これらの一般住民のための住宅というものが当然必要になってくるわけでございます。これにつきましては、中心市街地には住宅公団が中高層の賃貸あるいは分譲アパートを建てて収容するということになりまして、また住宅公団は一般の宅地分譲用の用地も造成しておりますから、これらの用地については一部は宅地として分譲される、その上にそれを購入していただいた方がみずから住宅を建てるという場合もございませぬ。それから、ショッピングその他の施設も必要になってくるわけでございますが、これは従来の例で申しますと、上屋を住宅公団が建設いたしました。これは入居者を募集して賃貸するという形式になっておるわけでございます。また土地だけを分譲して、そこに出店者がみずから建物を建設する場合もございませぬが、いざにいたしましても、地区内の需要に十分こたえるようにサービス施設については万全を期すつもりでおるわけでございます。

○水口宏三君 時間がございませぬので答弁はなるべく簡単にさせていただきますが、いま私伺うと、住宅については主として公団がやる、一部分は宅地を分譲して、その分譲宅地を取得した人たちが店舗を建てる、住宅を建てるような場合もあると、そう考えてよろしいわけですね。

○水口宏三君 それで、これは拝見しただけでも、この都市の建設にあたって責任機関として、公共事業は建設省、土地造成は公団、公務員宿舎

○水口宏三君 それで、これは拝見しただけでも、この都市の建設にあたって責任機関として、公共事業は建設省、土地造成は公団、公務員宿舎

は大蔵省、研究機関は各省、公益施設は県が主として受け持つ。住宅については公団、あるいは土地を分譲してそれぞれの取得した人が建てると、非常に複雑な事業になるわけですね。こういう事業をだれかが統括しない限り、私はもうばらばらになると思うのです。たとえば極端な例でいえば、建設資材の運搬に当たって、これらの機関がたいしてありもしない道路に於いて運び出したら、建設資材の運搬だけだつて間に合わないと思ふのです。実際にこういう事業全般についての事業実施の責任と申しますか、あるいは事業実施についての計画的な指導と申しますか、そういうところはどこがやるのですか。

○政府委員(川島博君) 先ほど大臣からの御答弁にございましたが、政府は三十九年の十二月以来建設推進本部をつくっております。これは委員長が……

○水口宏三君 どこがやるかを簡単に申し上げていただければいいのです。

○政府委員(川島博君) 西村委員長が委員長になりました。各省の次官によって構成しておりますが、ざつとばらんに申し上げますと、具体的な事業の促進について調整を要する問題がいろいろございます。これについては町づくりそのものについては首都圏整備委員会事務局、それから各研究機関の配置なりあるいは共同利用施設等、いろいろ問題ございますが、研究機関の合理的な配置並びに研究成果の向上のためのいろいろな施策については、科学技術庁が窓口となつて調整に当たると、実際上の仕組みはそういうことになっておるわけです。

○水口宏三君 いや、私が伺っているのは、そうじゃないのです。もう大体プランもできる、こういうふうな、それぞれプランに従つての公共事業はどこで、建設責任者はきまっていますね。実際事業をやるのは、実際家を建てる人あるいは建てるところは、決して、別に研究機関だからといって厚生省のお役人さんが行つて家を建てるわけじゃないのです。当然どこかが下請をするわけ

しょう。あるいは宿舎にしてもそうでしょう。そういう形で具体的に、その建設について総合的な具体的な建設事業そのものの総合的な責任者、そういうものを推進していく、調整する人というのは、現場にいなければこれはできないと思うのです。そこらだけだれがどういふふうにかつてやるのかということをお伺いしているのです。

○国務大臣(西村英一君) 総合的な調整をとつて推進するというのは、学園都市建設推進本部長であります。建設大臣がやるのでございます。それであり支障がない。推進本部長はしたがって各省の関係者を集めて、また公益事業をやる方を集めて、時々その打ち合わせをして調整をとつておる次第でございます。

○水口宏三君 いや、たとえばですね、成田空港に例をとりますとも、あそこははっきり一本の公団ができて、すべての建設事業をやっているわけですね。いまのお話のはこれは名目上の責任者で、実際の事業を現場でもってほんとうにこれだけ複雑なものを総合調整するのは、責任者は建設大臣ですと言つたつて、建設大臣が年中現場へ行つて現場監督できるわけではないのです。そういう点で私も不安なんです。現場へ行つてみまして、そういうことで非常にばらばらに行なわれている感じが強い。

そこで、いつまでそれを追及していかないと、ありませんので、公団のほうに伺いたいのですけれども、公団のほうはすでに土地の造成をほとんど進めていらつしやるわけですね。今後の、計画に従つての土地造成が大体いつごろ完成するのか、並びに、それと並行して、いま伺うと、公団が大体土地造成以外に、一般の公務員以外の住宅についての建設も行なうということでございますが、とりあえず土地造成についての完成の時期をいつごろと見ていらつしやるのか。

○参考人(播磨雅雄君) 住宅公団が行なつております事業は、御承知のように、一団地官公庁施設といたしまして移転機関のための用地と、それから新住宅市街地開発事業といたしまして住宅市街

地のための事業と、それから民間の土地も残つておりますので、区画整理事業によりまして宅地を造成すると、こういう三つの手法をその土地その土地の将来の利用計画に従ひまして使い分けまして事業を進めておるわけでございます。用地の手当ては九九・九％できておりますので、一団地の官公庁施設の造成そのものはかなり早くやろうと思へばできるわけでございますが、これは移転機関のビッチと合わせてやつていこうと、こういうふうな考えでおります。それから新住宅市街地でございますが、これも全面買取でございますので、人口の増加に合わせてやつていこう、こういうふうなことで、大体で申しまして五十二年までに半分くらいは使えるようにしたい、そういう感じができております。

○水口宏三君 先日伺つたときは、道路なんかも住宅公団がやっておりますね、道路の造成なんかも……

○参考人(播磨雅雄君) 道路は公共事業といたしまして、補助対象事業になる道路は、いわゆる事業主体は、県道は県、町村道は町村になるわけでございますが、実際に宅地造成と一体としてやりますので、住宅公団がその仕事を受託いたしましたのでやっております。したがつて事実上は住宅公団がやつておるのがほとんどでございます。

○水口宏三君 私はそこを伺いたかったのでございます。だから、結局建設大臣はそれぞれこういうような名目をお並べになるけれども、これは法的責任者、名目的責任者ともわかりませんけれども、実際現場でやつておるのは公団が事業の下請をやつておるわけでございますね。その上、公団がやつております完成時期が大体五十二年でございますか。

○参考人(播磨雅雄君) 今後の移転計画と合せてまいらなければなりません、いまのところ大体半分くらいは五十二年までに使えるようにしたい、こういうめどでございます。

○水口宏三君 実はそういうふうな、五十二年にはほとんど完成するというお話でございますけれども、すでにこれから議題になります無機材質研究所なり、あるいは大型の国立防災科学技術センターなんか施設を移しているわけですね。それは当然人も行つておる、当然その人たちの生活というのは始まっているわけでございますね。すると、全体のプランはまだできていない。それから、おそらく公団のほうでは事業をある程度やつて、五十二年を目途にしてやつておる。そして科学技術庁のほうの機関はすでに二つも行つておる。非常にちぐはぐな感じがするわけでございますね。それらについて、住宅公団のほうと、先ほど大体こういうプランをつくるに、さつき伺つただけでも六つの責任機関があるということに私はとても疑問があるのでございますけれども、この六つの責任機関と連絡をおとりになりながら、実際は下請をやり推進していく上で何か問題はございませんか。いま私行つてみに行く人は非常に気の毒だという気がしたのですが、その点伺つておきたい。

○参考人(播磨雅雄君) 住宅公団といたしましては、一応用地の取得と造成を担当することになっておりますので、狭い意味で私たちがやらなければならぬ仕事という点からいえば、大きな問題は一応解決していると思つておるわけですが、いまおっしゃいましたような上物の移転計画との関係、そういうものにつきましては、確かにおっしゃるような印象もございまして、これはちょっと公団のほうで何とかできないところもございまして、首都圏整備委員会のほうで調整に当たつてもらつておるわけでございます。

○水口宏三君 たとえばその一つの事例として、これはこの前伺つたときに、大体もうすでに百人くらいの方が行つておるのでございまして、その人たちが一応生活必需品を買うのに、公団のいままでの事務所の一階をつぶして、そこに何かマーケットみたいなものをつくつてサービス的にやつておる。これは現実にはどうですかね。そういう状況というのは、これはどこにその欠陥があるの

ですか。これは当然研究員が行って、研究を安心してできるような状況をつくるのが前提であるにもかかわらず、むしろ公団のほうの特別なサービスによって初めて日常の生活物資が買えるようになるというようなことは、ちょっと私、どうも納得できないのでございますけれども、これは公団を責めるのではなくて、公団のほうはむしろ、本来やるべきところがやらないからサービスとしてやっているのだという実情だと思っております。ですから、それらについて公団が各関係官庁とどういふふうな御連絡をとり、それについて各関係官庁がどういふふうな対応のしかたをしたか、もし伺えれば伺っておきたい。

○参考人(播磨雅雄君) 研究機関の移転に伴います入居者対策につきましてはいろいろ問題がございまして、首都圏整備委員会、科学技術庁が中心になられて、従来からいろいろ検討が行なわれておるわけでございます。ただいま購買施設のお話が出ましたが、一応やはりある程度の人数がまとまりませんという、やはり一般の商売人は店をお出しにならない。そういうことで、ある程度そういう段階に達するまでは、やはり公団が施設の一部をお貸しいたしましたして、地元の商店に店をつくってもらおうというふうな形でつなぐよりいたし方ないだろう、そういうふうなことで、そういう措置をとるようになったわけでございます。

○水口宏三君 これはむしろ首都圏整備委員長があるいは科学技術庁長官に伺わなければならぬこととございすけれども、この筑波学園都市の主たる目的が、過密の東京の人口を分散するという一つあるわけですね。それからもう一つは、研究所をあえてそこに持つていくということとは、研究者のむしろ環境を良好なものにしていく、なおかつ研究所を集中することによって、相互の連関、効果ある研究ができるようになるのだというところが一つの目的で始めた、と私理解しておりますけれども、現状ではむしろあそこへ行くことは非常に生活を不便にし、むしろ生活上さまた

まな障害が起きてくる、そういう状況で、これがだらだらだらだら続いていけば、先に行つた人は決して筑波へ行くことが自分たちの生活環境を良好にしているとは言えないと思つております。どういふ計画か知りませぬけれども、せつかく皆さんお考えになっておる学園都市そのものは、研究者にとつては非常に研究のしにくい、生活のしにくい場所になるおそれがあるのです。そういうことを実は感じたのでございすけれども、それらについてのもそもその原因というのは、最初申し上げたように、やっぱりマスタープランがきちんときまつており、一定の時期に一定の責任者が仕事を完成して、そうしてそこへ移れるというふうなことをせずに、次々、次々に何となくだらだら送つていくところに問題があるような気がするので、最初のところに戻りますが、それらについてこの際、法律に基づく計画をおつくりになるこの段階で、事業の実施についての体制というものを一本化し、そして、行けばそこで生活も楽にできる、また研究も少なくとも東京でやっているよりはやりやすいのだというふうな環境をつくるような具体的事業推進についての新しい体制をおつくりになる、そういう計画をお持ちになっているかどうか、これは首都圏整備委員長と科学技術庁長官にお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(西村英一君) お説のとおりでございます。やはりいままでの既成市街地にそれぞれの方々が新しい土地に移転するのでございます。しかも一べんに大ぜいの人が行くわけじゃございませんので、生活上の不便は確かにあると思つております。私も行きまして、研究者の方々がひとつ安心して研究ができるように、いままでよりはいい環境でこの研究ができるようにといふことをつくづく考えました。たとえば住宅にいたしましても、やはり一般公務員の住宅と同じ並みでございます。それから、何ら改善はされてない。研究者の方々は、もつといい公務員宿舎を提供できないものだろうかといふようなことを考えました。これはまあなかなか容易なことではございませぬが、そ

の他生活上の非常に不便があるだろうといふことはつくづく私も考えましたが、これからそういうことについて注意をいたしていくつもりでございます。新しい研究都市をつくるというからは、何かいままでの都市と違つたことをやっぱりやらなければならぬといふことを考えております。実は、もう話は余分になりますが、せつかくのあれです。それから申し上げますと、人口の集中する中央の都市等につきましても、電気、ガス、水道その他いろいろな施設がいままでどうも思ひ思いにやつておつたといふこととございすので、共同溝をつくつてこれに敷設して、新しいやつぱり都市の計画で皆さま方に不便をかけないようにしたいと思つております。この共同溝一つとりましても、なかなか関係者がたいへん多いのでございす。が、たびたび会議をやりまして、私は各省に關係しまして、大蔵省はなかなか共同溝は金がかかりますから、金を渡ります。したがって、私はあしたの閣議にこの共同溝をやるということ提案したい。せつかくの先生の御心配でございす。それから、そのようにいろいろ皆さん方に不便をかけるように、新しい都市をつくるようにといふことを心がけておるのでございまして、今後とも、お気づきの点がありますればひとつどしどし御教示を願いたいと思つておる次第でございます。

○国務大臣(木内四郎君) 先ほど来御指摘の点、いずれもごもつともなことだと思つてますが、この学園都市の建設のねらいは、先ほど来お話がありましたように、共同研究の推進を効果的にする、そして総合的な研究の結果を効果あらしめるように十分にこの間に連絡がとれるようにする、こういうようなことが私も科学技術庁といたしましてはねらいの一つであると思つてますが、ところでそのためには、研究者が安心して気持ちよく研究を続け得るような生活環境をつくつていただくといふことが、これ非常に大事なことである、これはいま御指摘のとおりだと思つております。こういう点につきましては、建設推進本部長の建設大臣はじめ各位に非常にお骨折りを願つており

まするし、いまも建設大臣からお話がありましたように、今後その点に大いに力を尽くしていこうという御方針を御開陳になりました、私は非常にありがたく思つております。そういうふうにして、研究者は安心して気持ちよく研究を続けることができ、そして共同研究を推進し、そしてまた研究の効果を、総合的にひとつ効果あらしめるようにしていくということが大事だと思つております。

私どものほうといたしましてはこういう見地に立ちまして、科学技術研究の総合機関といたしまして、関係各省と連絡協議会をつくりまして、各省の移転計画を立ててよい生活環境ができるようめまして、移転によつてよい生活環境ができるように入力して、十分反映させていただくように努力をいたしておるつもりであります。この建設がだんだん本格化してまいりますれば、今後特に各研究機関の相互の協力、連携を深めまして、先ほど来お話のように、科学技術庁としては十分にその効果を発揮できるようにいたしてまいりたいと思つてございす。しかし、こういう大きな新しい計画を立てまして、新しい町をこへつくるというふうなことは、なかなかこれはやはり建設に時間がかかるものであります。予算の関係その他もありまして、そう急に完全を期するといふわけにはいきませぬけれども、先ほど来建設大臣がお話になりましたような方針によつて、着々その計画を進めまして、そして私がさつき申しましたように、研究者が安心して気持ちよく研究に従事し得るような環境をつくつていただきたい、かように思つておるのであります。

○水口宏三君 いま科学技術庁長官のおことばです、非常に希望としてはごもつともなんです、希望どおりにいかないところに問題があるわけなんです。希望どおりにいかないことについて、私が先ほど来申し上げておりますように、一つは、私はやつぱり事業の実施主体が非常にばらばらであるといふことが問題があるといふこと、も

一つはこういう研究機関を移転するにあたって、各省それぞれ自分の所属の研究機関を筑波まで移転することについては、いろいろ問題があるかと思ひます。そういう問題が十分審議されて、大体一定の時期には各省の研究機関が移転できるという見通しが立って、そうしてそれに基づいて、私はやはりそこで働く人たちの住宅なり公共施設その他が一斉につくられていく、こういう形であれば、まず科学技術庁が二つの研究所を持っていった、この次に通産省が二つ持っていく、次に農林省が二つ持っていく、次々続き、次には厚生省が一つ持っていく。次々続き足したような形にしても、これは私はこれだけの大事業というものは、ほんとうにそこへ行って安心して研究できるというようなことは、ことばとしてはわかっても実際にはできないんじゃないか。私はそこへ行って感じたのは、松林が多くて緑が多いということだけで、あとは非常に住みにくいとこらだという印象を受ました。

そこで、この事業のスムーズにいかない一つの大きな原因というものは、先ほど申し上げました各省に分かれていた研究機関をここに集めようという最初の発想なんです。この点について各省がはたしてほんとうに同意をし、なおかつそこへ行って安心して研究できるという確信がなければ、おそらく研究者を説得できないと思うんですけれども、現在各省別にそれぞれ予定されており、まず研究所について、時間もございませんので、きょうお見えになっている政府委員の方から、大体いつごろ移転が可能なのか、それをひとつ具体的に、主として時期でございませぬ、もしそれができないとすれば、どういうことが原因で移転が出来るのか、あるいは移転できないのか、ひとつ簡潔に、お見えになっている各省の政府委員の方から伺いたいと思ひます。

○政府委員(川島博君) 研究機関の移転建設につきましては、すでに御案内と思ひますが、昭和四十四年の六月十三日に閣議決定をいたしまして、全体で三十六機関、移転を予定されておられるわけ

でございますが、昭和四十三年度から四十七年度までの前期五カ年には、科学技術庁の二機関、文部省一機関、農林省おむね五機関、建設省三機関、計十一機関が建設を開始する。それから後期五カ年、すなわち四十八年度から五十二年までには残りの二十五機関が建設を開始するということが閣議で決定をされておられるわけでございます。したがって、現在はこの閣議決定に沿ひまして各省が準備をいたしておられるわけでございますが、この閣議決定によりまして、すでに七機関が建設に着手しておりますし、来年度予算で新たに建設の着手が予定されておりますのが十一機関でございます。したがって、明年度には合わせて十八機関の建設が開始されるということになっておられる次第でございます。

○水口宏三君 大体四十四年六月十三日の閣議決定において前期期間に予定されておられる研究所は、来年度あたりからすべて着手すると、そう考へてよろしいわけですか。

○政府委員(川島博君) さようでございます。

○水口宏三君 では残りしました研究機関が何で前期に着手できないのですか。

○政府委員(川島博君) これは各研究機関それぞれ事情があらうと思ひますが、この各個別機関の事情につきましては各省から御聴取願ひたいと思ひます。

○委員長(柳田桃太郎君) 簡単に各機関の移転の時期並びに移転のおくれている理由について御説明を願ひます。

まず、農林省農林水産技術会議加賀山事務局長。

○政府委員(加賀山國雄君) ただいまの件につきまして農林関係の現状を御報告申し上げますが、農林関係の研究機関は、移転を予定されておりますのは十一機関ございまして、前期、後期に分けておりまして、前期六機関、後期五機関というふうになっておりまして、まあ数も多うございまして、一々名前をあげませんけれども、六機関につきまして四十七年度予算を要求いたしております。

す。残余の残りしました機関は四十八年度着手というので、四十八年度予算を要求する。実際に移りますのは、われわれ五十一年度を中心にしたして両三年度というふうな考へております。それから辺に全部まとまらうと行きたい、そういうふうな考へております。ただ熱帯農業研究センターは、いろいろ事情がございまして早く移りたいという意向がございまして、あるいは一年ぐらひ早くなるかもしれません。大体五十一年度を中心にしたしまして、両三年度で移転を完了いたしたい、かように考へております。

○委員長(柳田桃太郎君) 工業技術院太田院長。

○政府委員(太田暢人君) 通産省では九つの研究機関が移転予定機関になっておりまして、これが今度の十二月の六日に省議決定をされて移転をするということにきまつたわけでございますが、最初から後期の移転機関になっておりますので、そういうペースで進んでおります。実際の建設の着手は五十年ぐらひから始まつていくことになる見込みです。

○委員長(柳田桃太郎君) 厚生省萩島参事官。

○説明員(萩島武夫君) 厚生省は後期に移転をすることにしております。現在四つが予定されておりますが、最近組合の御要望もまとめてみますと、そもそも四つをすでに四十二年当時決定した時期に、組合全員の意向を反映したというふうな経過が少ないではないかというふうな理由が一つ、それからもう一つ、最近いろいろお示しをいたされました建設計画の大綱とか、公共、公益事業の整備の概要とか、あるいは課題の処理についても、だんだん条件が明らかになりましたけれども、その細部についてはまだ不明な点が多い。それで、住みにくいという環境づくりについても少し説明をしてほしいというふうなことがこの反対の理由でございまして、先ほどの推進本部の御要望も含めまして、十二月中になるべく決定をいたしたいということで現在努力中でございます。後期に属しますので、五十二年までの間

につくりたいと考へております。

○水口宏三君 いま農林省、通産省のはうは非常にスムーズに移転できるようなお話なんです、厚生省のお話、私これは非常に真実だと思ひんでございます。実際、あそこへ行って研究をするにあたって研究者が一番やっぱり心配するのは、自分たちの生活の問題であり、場所を移転することによって研究がやりやすくなるかどうかという問題だと思ひます。そういう点について、これは何も厚生省だけではなくして、私の聞いている限り、農林省、通産省でもそれぞれ研究者はそういうことで非常に戸惑っている者がある、ある場合には反対もしているというふうな聞いております。これらを結局解消して、せつかくの研究都市というものを、もし完成させるためには、私は何と云つても、くどいようでございますけれども、まず全体の計画をはっきり法定のものをづくり、これを實際推進する、具体的に建設する機関というものを、もっと明確にいたいただくことが非常に重要じゃないかということをお聞かせ、これは要望いたしておきまして、時間もございませぬので、その次、先ほど科学技術庁長官が御指摘になりました、この研究都市をつくるのが、首都圏整備委員会からすれば、主として東京のこれは過密都市からの人口分散というふうなるかと思ひますけれども、これも、いまの状況のように一年に百人か二百人ずつの研究者が行く、それに伴つて十分な環境施設もない。そういうところ、うっかり民間の商店が行って商売にならぬ、そういう状況でだんだん進んでいけば、これは私は東京からの、それは研究機関は移転したかもわからないけれども、人口集中を何らかの形でむしろ解決をしていく手段としては、これは私にもっと、さつき言ったように、一言で言えは一言にこういうものをつくり、一挙にこういうものをやるという覚悟でやらなければ、だからやらざるやうなことは、これは結局人口集中を解決することにならないという気もいたしますので、その点あわせて、くどいようですが、西村建設大臣による

につくりたいと考へております。

○水口宏三君 いま農林省、通産省のはうは非常にスムーズに移転できるようなお話なんです、厚生省のお話、私これは非常に真実だと思ひんでございます。実際、あそこへ行って研究をするにあたって研究者が一番やっぱり心配するのは、自分たちの生活の問題であり、場所を移転することによって研究がやりやすくなるかどうかという問題だと思ひます。そういう点について、これは何も厚生省だけではなくして、私の聞いている限り、農林省、通産省でもそれぞれ研究者はそういうことで非常に戸惑っている者がある、ある場合には反対もしているというふうな聞いております。これらを結局解消して、せつかくの研究都市というものを、もし完成させるためには、私は何と云つても、くどいようでございますけれども、まず全体の計画をはっきり法定のものをづくり、これを實際推進する、具体的に建設する機関というものを、もっと明確にいたいただくことが非常に重要じゃないかということをお聞かせ、これは要望いたしておきまして、時間もございませぬので、その次、先ほど科学技術庁長官が御指摘になりました、この研究都市をつくるのが、首都圏整備委員会からすれば、主として東京のこれは過密都市からの人口分散というふうなるかと思ひますけれども、これも、いまの状況のように一年に百人か二百人ずつの研究者が行く、それに伴つて十分な環境施設もない。そういうところ、うっかり民間の商店が行って商売にならぬ、そういう状況でだんだん進んでいけば、これは私は東京からの、それは研究機関は移転したかもわからないけれども、人口集中を何らかの形でむしろ解決をしていく手段としては、これは私にもっと、さつき言ったように、一言で言えは一言にこういうものをつくり、一挙にこういうものをやるという覚悟でやらなければ、だからやらざるやうなことは、これは結局人口集中を解決することにならないという気もいたしますので、その点あわせて、くどいようですが、西村建設大臣による

しく対処するように希望いたします。

それから科学技術庁長官のほうは、これは私は研究所を一所に集めることが、先ほど科学技術庁の長官自身もお話ございましたように、相互の研究機関の連携がとれやすい、なおかつ、そうすることによって研究の効果的な推進をはかるということでございますけれども、これはいま伺っただけでも、科学技術庁の研究機関、厚生省、農林省、通産省、それぞれいわば本省の計画に基づいて研究が推進されていく、それを横に連携して、ある部分では共通点があるかもわからないけれども、多くの部分ではかなり違った部分がある、そういうものを十分に連携して総合的な研究の効果を持たせようというためには、やはりよほど強力なそういう連携機関と申しますか、そういうものが設置されない限り、これはなかなか困難だということはおそらく申し上げるまでもない。これはよく言われますように、何も官庁の縛り問題だけでなしに、研究者というのはどうしても自己の研究に没頭しやすいものだと思う。そういうことからいって、もし科学技術庁長官がそういうふうにお考えになるとすれば、一体科学技術庁としてそれについて、単なる希望ではなしにどういう具体的なプランをお持ちなのか、それを伺いたいと思う。

○国務大臣(木内四郎君) いまお話の点、私まことにごもっともだと思うのですが、そういう意味では私は先ほどお答え申し上げたつもりなんです、私どもの立場といたしましては、各研究機関の連絡を緊密にいたしまして、そして研究の結果の連絡あるいは共同研究施設の設備、こういうことに力を入れていきたい、かようにいまのところは考えているわけでありませぬ。

○水口宏三君 いや、連携ということはお互いの研究機関を何らかの機関を設置なさるのであるが、具体的に何らかの機関を設置なさるのであるか。

○国務大臣(木内四郎君) 別に機関を設けるといふわけじゃありませんけれども、そこにおけるところの研究機関はおの自分の分野における研

究をやっておりますけれども、その間において連絡、協調といえますか連絡をはかりまして、そしていくようにしたい、そして情報の流通センターなどをひとつ設けるようなふうにいたしてまいりたい、かように思っているわけですね。

○水口宏三君 それじゃ、事実上科学技術庁がいわば指導、ということばが当たらないかもしれませんが、中々立って各研究機関の連携をはかり、相互の情報を交換するようにあつせんをする。科学技術庁としてのむしろ主観的な希望であり努力ということですね。

○国務大臣(木内四郎君) いまお話がありましたように、科学技術庁といたしましては研究の相互の連絡調整の機能を果たしてまいらなければなりませんので、そういう意味から、研究結果の流通をはかつて、あるいはまた人事の交流などもできればひとつはかかっていくようなふうにいたしたい、かように思っているわけでございます。

○水口宏三君 それじゃ、どうももう一人質問者が来ませんので、かわりにひとつ御質問申し上げますが、そこで、きょう議題になっております無機材質研究所の問題でございますが、先日も伺いますと、すでにもう建物も建ておられ、全部ではないにしても、その上に研究のための機械設備等も入っているわけでございますけれども、現在の科学技術庁の所屬の研究所としては、この無機材質研究所とそれから国立防災科学技術センターですか、二つ移転しているわけですね。この二つの研究所の相互連携と申しますか、これがどうも私が行った限りにおいて、これは関係のない研究なのかどうかかわりませぬけれども、必ずしも何か連携されて行なわれているというふうな印象を受けないのですけれども、科学技術庁内部においてすんなりかかっているというふうな印象というところは困難だと思っておりますが、私は重ねて、むしろ効果ある研究をするためには単にそういう希望のなものでなしに、できれば一定の研究機関をつくって、そこで私は相互に連携をとり、あ

るいは相互の研究発表をするとか、そういう指導性を十分科学技術庁も持ちになつて、具体的に推進できるようなことをぜひ希望したいと思っております。

それと関連いたしまして、無機材質研究所の問題でございますが、無機材質の研究そのものについて私全くしろうとでございますが、いわば国際的と申しますか、具体的にはおそろく西歐諸国との関係だと思っておりますが、一体日本は進んでいるのか、あるいは大体西歐レベルに達しているのか、非常に西歐レベルから見えておられるのか、その点について一言伺いたいと思つておられます。

○政府委員(田中好雄君) お答え申し上げます。無機材質研究所の研究につきましては、これと同等のような研究がアメリカにおいてはマテリアル・リサーチ・ラボラトリー、物質性研究所と申しまししょうか、そこで行なっておりますし、イギリスにおきましては国立物理研究所、西ドイツではマックス・プランクの協会、こういったようなところで行なわれております。それで、わが国といつたしましてはスタートいたしましたのが四十一年でございますが、先ほど申しました三つの国の研究は戦後スタートしております、そういう意味からおきまして少なくとも十年ぐらいはおくれましておられるというふうにお考えられるわけでございます。いま鋭意取り戻すべく努力している最中でございます。

○水口宏三君 一言で言えば、科学技術庁として無機材質研究所については大いに力を入れなければならぬ部分だというふうに理解してよろしいわけですね。

○政府委員(田中好雄君) そのとおりでございます。その無機材質研究所を私実は先日伺いまして、パンフレットもいただき、その研究のやり方の特色として、いわばグループ研究体制というものをづくり、一定のテーマをそれぞれグループに与えて、それをある程度完成するとき

らに研究員を再編成してやっていくという、そこから別に、他の分野でも、あるいは医学の分野でもやっている部分もあるかと思つておられます。とかく研究というものはそれぞれの研究者によって固定化されるものもある程度流動化させる、有効にしていくということ、非常に私感銘深かつたわけですが、現在の研究員の定員、研究補助員の定員でございますね、いわばそういう人的構成とこのグループ研究体制の組み方ですね、そこらについて具体的に御説明いただければありがたいんですが。

○政府委員(田中好雄君) 先生御指摘の研究グループ・システムというのをとっております。ただいま十一でございます。この研究グループは逐次、四、五年研究をしまして、成果をあげましたところで報告を出し、それぞれ発表した段階で解散していくわけでございますが、現在各研究グループそれぞれ八、九名から構成されております。それで、八、九名でございますが、そのヘッドになりますのが総合研究官という名前になっておられます、これが一人おられます。その下に三ないし四名ぐらいの研究員、こういう者がおられます。そのあと補助員ということになっておられます。総体で申しますと、研究職が七十九名、その他が補助関係の人間となっております、総計百三十一名でございます。

○水口宏三君 それから、もう一つ無機材質研究所の特色と思われましますのは、私は客員研究官制度、これは一般に、大学の場合なんかですと、民間の研究所の研究者が大学の研究室に出張して、そこで一定期間研究をやるということがしばしばあるわけでございますけれども、むしろこういう国立の研究所で、制度として客員研究官制度というものをとおつくりになったのは、これは無機材質研究所が最初なんですか。そういう事例がほかにもあるんですか。

○政府委員(田中好雄君) たしか記憶によりまして、これは初めてではなくて、わりに各研究機関では、多少余裕がありますれば、予算をつけても

らってやっている制度かと思ひます。ただ、私のほうの無機材質研究所の客員研究官は、先ほど申しました研究グループ、この研究グループは八、九名で構成されておりますが、中には非常に分野の特定のもがございます。たとえば合成の研究などというものについては、合成方法の大家が必要でございますが、そういう方は非常に忙しいわけで、ここに張り付けるわけにはまいりませんので、そういう方を客員研究官として招聘して、それぞれのグループに大体一、二名くらいお願いしておる次第でございます。

○水口宏三君 いまの客員研究官というものは現在何人くらいおいでになるのか。客員研究官として研究に参加していただく以上、当然さまざまな待遇上の問題もあるかと思ひますけれども、それに伴って定員というものはあるのかどうかで、それとも、あるいはこれは運営費の中から適当に操作して増減できるものなのかどうか。現在と、定員の有無について。

○政府委員(田中好雄君) 客員研究官はただいま八名おります。それで定員は別にございませぬ。○水口宏三君 定員がないということは、それじや客員研究官の、当然これは一日来ていただければ、それは日当を出さなきゃいかぬでしょう、交通費も出さなきゃいかぬでしょうし、さまざまの待遇上の、予算上の問題があるかと思ひます。これが、これらはどういうように処しておられますか。

○政府委員(田中好雄君) ただいまのところ、お見えいただきますと、一日につき二千五百円の手当を支給することになっておりますし、地方在住の方が三名おられますけれども、この方には旅費を支給するというやり方をお願いしております。そういうことで、予算の要求によりまして増減は可能でございますし、現にそういうふうになっております。○水口宏三君 もう一つ、いまのお話を伺いますと、結局それぞれのグループの研究、非常に特

殊な研究に当たって、さらに、特殊な部門に助言をいただくとか参加をいただくという意味で、具体的にはそれが民間の研究機関の方あるいは大学の先生かわかりませんが、そういう方を、お招きになるわけでしょう。そういう方は実際上東京にいる方が大部分なんです。そういう方の一体交通の問題というのは、いまのようなあいつり状況の中でスムーズにいくのかですね。

○政府委員(田中好雄君) 筑波のほうに移転しましたときのことを考えまして、十分打ち合わせをしておりますけれども、いまのところ、客員研究官の宿舎なども、多少その辺は考えております。それで、十分な手当のできるように考えておりますけれども、これは予算上、いま要求しておる段階にございます。それから、筑波までの旅費は当然要求すべきものでございますので、これはお願いしてございます。

○水口宏三君 せっかくの客員研究官制度というものを生かすためには、これはそれぞれの御本人によつて、職業、立場によつて違うと思ひますけれども、本来ならば一週間なら一週間、十日なら十日研究にずっと参加をしていただくというふうなことが効果的なんじゃないかというふうに、私、しろうとなりに考えるわけです。単に助言をいただくだけならば、これは研究所のほうからそこに出向いていって話を伺えばいいことで、実際の施設を使つて研究に参加していただくとするれば、これは研究項目によりまして、けれども、当然一定期間滞在していただく、そのためには、いまお話しのような宿舎の問題だけではない、その方に対して相当な待遇をしなければ、いまの有能な人材の集まっております科学技術庁ですら手に負えないような研究に参加していただくという方を、有効に研究に参加していただくことは困難かと思ひますけれども、それらの点について、具体的に、どうもこの間伺ったあれでは、職員の方すらちやうど東京の郊外にあるような五階建ての公務員宿舎、あれはまさに東京の郊外の宿舎ですね。それを広々とした松原の中に

同じような形の公務員宿舎を建てている。ああいう感覚で、私は客員研究官という有能な方をお招きするということは事実上不可能なんじゃないかと思ひますけれども、それらについて具体的にどうお考えですか。

○政府委員(田中好雄君) 確かに具体的な問題になりまして、ちよつとむずかしい点もございまして、けれども、ただいまお願いしております先生方は大学の先生が六名、それから民間の方が二人でございますが、民間の方も、鉄道研究所とか地質調査所の御出身の先生だとかいうふうな、ほとんど大学の教授相当の方でございます。こういう方は、御自分のやっておる仕事と無機材質研究所の研究の仕事とを非常に結びつけて考えていたございまして、これをやることによつて、御自身の研究の上にも十分反映してまいるといふことで出てきていただいておりますわけでございます。それで、先ほどお話しがありました研究に参加というところまでやっておるのでございまして、助言ではございませぬ。年間一人平均してみますと、約五十日くらい滞在して、いろいろと御指導あるいは研究に実際に参加をしておられる、こういう状況にございまして。

○水口宏三君 年間五十日といふと、日曜日等を抜かせれば、これは相当な期間になるわけなんです。相当な期間そういう方をお招きして一応研究に参加していただくという以上、これは私はよほど施設の問題を十分考えないと、これは私も、もちろん何も客員研究官だけを優遇しろというのじゃございませぬ。いまの先ほど申し上げたような公務員宿舎に研究者が全部あつて入るような状況の中で、もちろん研究者そのものも決していい環境とは言えないと思ひますし、まして有能な客員研究官を招くということは非常に困難だと思ひますが、それらの点について十分今後御留意願うことによつて、せつかくそういう制度が有効に使われることを希望いたします。一応その点についての質問を終わりたいと思ひます。これは運

営会議というものがございませぬ。運営会議というものと所長権限の問題にもなるかと思ひますけれども、そういうものはどういう形で調整されておりますか。

○政府委員(田中好雄君) 運営会議につきましては、これは無機材質研究所の研究しております研究成果は、自分のところでは純粹なものをつくる、高純度のものをつくるというふうな仕事に集中しておりますので、それをあと引き受けましていろいろと加工する場合は、国立の研究所あるいは民間の機関、こういうことになってまいります。そこで、民間の要望あるいは国立研究所等からの要望がうまく反映し得るような形で運営委員会を運営していくと、こういう状況でございます。中に入つてまでどうこうということではできない制度になっております。

○委員長(柳田桃太郎君) それでは午前中の審査はこれで終わりたいと思ひますが、休憩に入る前にちよつと理事会をしてはおかりをいたしたいこととございまして、ごく少時間でございますから席でお待ちを願ひたいと思ひます。午後十二時三十分まで休憩をいたすこといたします。

午後零時二分休憩
午後零時四十三分開会
○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。
沖繩及び北方問題に関する特別委員会において審査中の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案ほか六案審査のため、沖繩及び北方問題に関する特別委員会と連合審査会を開催することにいたしましたと存じますが、御異議ございませぬか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

連合審査会開会の日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田桃太郎君) 異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(柳田桃太郎君) 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○上田哲君 無機材質研究所の問題について御質問をするわけですが、質問時間の調整、制約等がありますので、これに関連して一点ABC問題について御質問を申し上げます。

広島と長崎にあるABC、原爆傷害調査委員会の問題については、一九四六年十一月、アメリカ大統領指令によってこの施設が設けられて以来非常に長い年月が経過しているわけでありまして、けれども、いまもってこの施設の目的とするところが十分に把握されていないうらみがあります。この段階で、なおABCの存続問題がドルショックなどともからんでにわかには浮かび上がってきています。この点について御質問をしたいわけですが、最近ABCについては、主としてドル政策の余波を補てんするための立場で、人件費を中心とする八十万ドルの追加予算、これは四十六年七月から四十七年六月までの分でありまして、これが計上されております。したがって、当面四十七年六月までは存続をするということが、これでもう裏打ちをされることになるのかと思いますが、四十七年七月以降については一体どういうことになるのか、その辺ははっきりいたしません。どのようにお考えになっておられますか。

○政府委員(滝沢正君) ただいまABCにわが国の国立予防衛生研究所の支所が置かれております関係上、ただいまの御質問について厚生省の担当であります私のほうからお答えしたいと思っておりますが、先生おっしゃる通りに、ドルショックによるいろいろの問題がございます、組合の関

係者等の不安がございます、われわれも直接的な責任はございませんけれども、研究の運営の上にはやはり重大な問題でございますので、いろいろな情報を承って関心を持っておるわけでございますが、先生おっしゃる通りに、本年度といいますが、来年七月までの問題の処理はおおむね見込みが立ったようでございますが、基本的にこのABCを存続するということにつきましては、従来われわれの聞いております範囲は、この研究の成果並びに研究の目的がいわゆる原爆被爆者の人体への影響ということでございます以上、少なくとも今後二十五年程度は継続して研究を続ける必要があるということにつきまして、わがほうのこれに関連のある諮問委員会の先生方の意見も、またアメリカ側の意見も、その点については一致しておるといふふうに承っております。

○上田哲君 いまの御答弁の中で、直接的な責任はないが、と言われたのでありますが、その部分はどうなっているのかというところが問題のポイントであります。御答弁の中では、今後二十五年間は継続するということについては、日本側もアメリカ側も大体合意しておる、こういうお話でありました。その合意の中身ですね、一体日本側がそれで、まあこれは大体見当がつきますけれども、アメリカ側はどの機関で、いつそういう話し合いになつていっているのかというところを明確に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(滝沢正君) その点につきましては、やや説明が不十分でございましたが、公式な研究を今後二十五年継続するというような正式な取りかわしというよりも、厚生省の関係の国立予防衛生研究所の責任者である柳沢所長とABCのG・ダーリング所長、それとABCの親元でございますアメリカの原子力委員会の関係の学術会議等の関係者の学者間で、必要性というものは、ただいま申し上げましたような原爆被爆者の影響ということを考えますと、少なくとも当時被爆を受けた人の年齢等を考えますと、今後かなり長期にわたって継続する必要があるという意味で意見が一

致しておるといふ段階でございます。

○上田哲君 分けて伺うが、日本側は、これから少なくとも二十五年の研究、したがってその施設の継続ということの必要を認めておられるということですね。

○政府委員(滝沢正君) われわれのただいまの担当している段階では、学問的に設置の目的から申しまして、今後途中で打ち切るといふことについては、影響の観察その他の研究成果が完結しないわけでございますので、当然これは継続すべきものであるという見解に立っております。

○上田哲君 その点については、前の平泉長官がそういう趣旨の、前向きという表現だったと思えますけれども、他院で見解を表明されておられます。新長官としての木内長官がそのような御見解を引き継がれるかどうかというところが一つ、それから、研究の目的が十分に存続すべきであるからと、こういうことでありますけれども、このABCの研究の目的、内容、これをどのように把握されておられるのか、これを大臣からお伺いしたいと思います。

○國務大臣(木内四郎君) 私は、前の平泉長官がお答えしたとおりであると、私もさように考えております。また研究の必要性につきましては、いま厚生省のほうからお答えのあったとおり、私はこの研究は続けていくべきものだ、かように思っています。

○上田哲君 そこでですね、日本側がそれだと。で、先ほどのお話では、アメリカ原子力委員会等の、あるいは研究者間で、こういうお話がありました。機関としてはアメリカ原子力委員会ですか、それから研究者というのは具体的にだれですか。

○政府委員(滝沢正君) アメリカ側は、まあ外務省の関係からの組織の関係、つながりの関係は、正確には外務省からお答えしていただくのが最もよろしいと思っておりますが、一応われわれが理解しているのは、アメリカの原子力委員会が契約を結んで、学術会議の機関としてABCが研究を続け

ておる、こういう形でございますので、柳沢予研の所長が、他の目的ではございますが、今回、本年度になりまして三回渡米いたしておりました。これらの問題について意見を交換した結果を私は聴取しております。したがって、こまかくどういいう名前の方という表現は、いまだできませんけれども、総体的な向こうの御意見としては、当然二十年ないしは二十五年継続すべきである、こういう見解であると承っております。

○上田哲君 総体としてというのは全体としてということですね、機関としてというは全体としてですね。——個人的な名前前は、交渉経過も大事だと思えますから、後ほど資料で提出してください。いいですね。

そこで伺いたいのは、相手方の機関、先ほどまあ親元ということばをお使いになったが、親元は原子力委員会ですか、それとも学士院の学術会議ですか、このところをひとつ明確にお尋ねしたい。

○説明員(橋正忠君) 御存じのとおり、ABCのそもそもの設立の段階におきましては、一九四六年の十一月にアメリカの当時の大統領が学士院に対して命令を出しておりました、その中で長期的、継続的に研究をするということもうたわれております。その大統領の命令、それから一九四八年の四月にアメリカの原子力委員会と米国学士院の間に結ばれました契約書、それに基づいて、ABCが日本に置かれるという形になっております。

○上田哲君 ですからね、この広島、長崎のABCの監督官庁と言いましようか、向こうの親元ですね、あなたの表現に従うならば、これは原子力委員会なのか、学士院なのか、学術会議なのか、どっちかということですね。

○説明員(橋正忠君) 正確な親元という表現が当たりですかどうかあれでございますが、申し上げましたように、原子力委員会、それと学士院というものが契約を結んで、それから学士院の下に学術会議がございます、それが実施をしておるとい

うかっこうになりまして、まあそれを、親が何人かおられますが、そういうふうなものが上に乗ってかかっているというふうなことを考えておられます。

○上田哲君　そこはそういうふうなあいまいなことでは困るわけですよ。親元という表現があるから親元ということばを使ったのですが、ABCという日本にあるABCは言うまでもなくアメリカの公的機関ですね。そうすると、その公的機関を監督するアメリカの機関というのは、原子力委員会なのか、学士院なのか、学術会議なのかというところが出てまいります。念のために申し上げますれば、学士院学術会議は民間機関ということになっております、アメリカでは。オフィシャルな機関としての日本にある長崎、広島、ABCの責任機関というものが、そういう意味で学士院なのか、学術会議なのか、アメリカ原子力委員会なのかということをご説明確にしたい。

○説明員(橋正忠君)　直接的な形といたしましては、ABCは学士院に属して、その一部——学士院が監督をしておるといふかっこうになっておるとお思います。ただその根元というものは、基本は、先ほど申し上げましたとおり大統領の命令に基づいて、それから米国の原子力委員会と学士院というものの契約があるというふうなことで、非常に直接的な機関の形と、それからその根元にあるもの、この二つあるのではないかとお思いますので、実はその親元というのを一人にきめていいかどうか、ちょっとそういう意味ではっきり申し上げかねるわけでありまして。

○上田哲君　これは全然だめですよ。これははっきりしていただかなければならない。もう少し突っ込んだ御説明をあえてこちらからすれば、予算は原子力委員会、管理は学術会議ということになってはいます。そこに契約書というものが一つあるわけですね。ですから、その辺の関係というのは、法体系的には手続論的にしっかりしていただかないと、先ほど来皆さんが御答弁になって

いらつしやるが、アメリカ側と交渉したとおっしゃる。交渉能力を持って相手と交渉したのか、しないのかというところがそこに出てくるわけですね。ですからはっきりしていただきたい。大統領命令によって起きていることは間違いない。それが、原子力委員会が引き受けて、民間団体である学士院学術会議にまかせてそこでやっているとということになるのか。あるいは民間団体である学術会議が全責任を負うてやっているとことなるのか。そのところをひとつはっきりしていただきたい。

○説明員(橋正忠君)　繰り返しになりますが、先生おっしゃいましたとおり、直接の運営に関しては学士院のもとに置かれた機関であると思っております。ただその運営の基礎になっているという意味におきましては、法的には、基本的にさかのぼれば大統領の命令であり、それに基づく米国原子力委員会と学士院との契約関係があり、そのもとに、運営について学士院が責任を持ちABCを監督しておるといふ形であると考えております。

○上田哲君　そうしますと、先ほどお認めになったように、公的機関である日本の広島、長崎のABC存続についての交渉を日本政府が行なう場合の相手方は、民間団体であるアメリカの学士院学術会議ではなくて、アメリカ原子力委員会ということになりますね。そうでなければ、学術会議と話をしても、存続についての決定をする権能はアメリカの学士院学術会議にはないと理解してよろしいですね。

○説明員(橋正忠君)　先生御存じのとおり、ABCが日本で——日本政府側との間でその設置、運営についての了解を遂げましたときに、アメリカ側はアメリカ大使館が出て、日本側の外務省との間で口上書をお互に交わしております。それも一つの政府行為として行なつたわけでございます。したがって、先生お尋ねのように、今後たとえばABCについて交渉するとすれば、実態的な、直接的な運営に関する面と、それから基本的な、

法的な性格というものに関する政府間としての話と、こういうものがあると思っておりますが、究極的な責任においてはアメリカの政府機関、したがってそのときに直接的な責任を持つのが原子力委員会でありまして、お尋ねの米側の問題でありまして、いずれにいたしましても、米側の政府としての立場が当然ABCの基本的な性格をきめるものと考えております。

○上田哲君　ちょっとこのところはあまりやっていたくないんですが、あなたがおっしゃる口上書というのは、昭和二十七年十月二十三日にアメリカ大使館と当時の岡崎外務大臣の間でかわされてるものですね。これはアメリカ大使館が相手なんでしょう。けれども、そのもとをたどっていくれば、あなた自身がおっしゃったように、いまアメリカの政府機関とおっしゃるのですが、アメリカ政府機関というのはこの場合アメリカの原子力委員会しかないじゃないか。学士院学術会議というものが対抗するということ法的権能に反しますね。そういうことになるだろうということなんです。

○説明員(橋正忠君)　先生おっしゃいますとおり、究極的なその性格に關しては、学士院の根元でありましてアメリカの政府機関、したがって、お尋ねのこれはアメリカ内部の問題になります。が、おそらく原子力委員会が学士院との契約で、学士院にやらせている関係上、原子力委員会が向こうの政府内部における責任機関であるのかと推測しておりますが、これは基本的には向こうの内部の問題でございます。

○上田哲君　向こうの内部の問題ということではこれは逃げられないわけですね、調べてください。おおよそそれしか理論的にはあり得ないわけですからね。もうちょっと詳しく理論的にいえば、アメリカ原子力委員会と学士院学術会議の間にかわされている契約書があるわけですね。トータルでいえばアメリカ政府ということであって、その中で突き詰めていけば契約書ということに問題がある。その契約書のもとどこかというところ、あなたの表現を使えば、根元である原子力委員会ということになりそうだと思うのです。これは間違いないですね。そういうことになると、その契約書というところから実態があつたとしても、交渉をする側からすれば日本政府なんですよ。日本政府が交渉する側からいえば契約書と契約するわけにいかないから、それでは学士院学術会議と交渉するの、原子力委員会と交渉するの、この二つにどういふ形にすれば、原子力委員会か、それ以外に解釈のしようがないと思うのですが、それでいいですね。

○説明員(橋正忠君)　実際の交渉の相手方、実際にそのときにどういふ当事者が出てくるかということになりますと、いろいろその交渉のときの形にもよるとお思います。先ほど先生おっしゃいましたように、昭和二十七年、一九五二年の口上書のかっこうで交渉が行なわれました。したがって、この際は東京でアメリカの大使館を相手に交渉が行なわれているというふうな形になっておるとお思います。したがって、将来もし交渉を行なう場合にどういふ形になりますか、これはそのときの状況によりますと、従来の経緯にかんがみると、原子力委員会が実質的には責任機関であるように推測されます。ただ、その形はどういふ形になりますか、交渉のありかによります。○上田哲君　そこはもうそれ以外に考えようがないので、さらに詳しく当たってください。交渉する相手の機関がわからぬ、これでは全然交渉していただけないと、これはきちっとしてくだ

さい。理論的にはそれしかない。しかも、実態的にはアメリカ大使館が雇用してはいないのです。現実には日本にアメリカのオフィシャルな機関として存在がもうすでに二十年以上続いているところ日本人の雇用者がいるわけであり、経費はどこから出ているのかといえは直接アメリカ本土から出ている。それから給料もそこから払われている。この交渉をするのに、アメリカ大使館では現実にはないのではありません、そういう実態からいっても、その辺明確にしておかないと、何と言いましようか、一年ききみでいま追加予算が出ているような状態では、そもそもこの機関の運営のためにも不安が生まれるのは当然だろうと思ひます。そこで問題となるのは、あくまでもこれはアメリカの機関のものであります。アメリカの研究目的に基づいて設置されているものであります。で、このものについては精一ぱい、昭和二十七年の十月の口上書以上には法的根拠はないものであります。ところが、これに対して経費がどういふことになっているかという、この予算を出しているのは学術会議ではなくて、アメリカの原子力委員会であつて、そこからのとせば四十六年度では四千万ドル、ほぼ四千万ドル出ているのであります。これだけであれば問題は無いのだけれども、ここに日本から六千万円の出ているわけであり、日本政府の六千万円というのどこへ向かつてこれは出しているのか。これは口上書に法的根拠を求めるとしてもはなはだあいまいな形になっていると言わざるを得ない。それからもう一つ問題となるのは、原子力委員会だといふのでないとおかしいので、日本政府は国家予算の支出をアメリカの民間団体である学士院学術会議に出しているということになってしまひます。これはどういふことになるのか。その辺のところはつきり御答弁いただきます。

○政府委員(滝沢正吾) わが国の約七千万円の予算につきましては、当初申し上げましたように、昭和二十三年に国立予防衛生研究所の支所といった

しまして、広島、長崎に原子爆弾影響研究所というものを設置いたしました。これは厚生省の設置法で、それから組織の中にきめられております。その関係の人員費、それから人頭当たりの研究費等が出されているのがわが国の支出している七千万の内容でございます。

○上田哲君 どういう理由をつけても日本政府の機関でないわけですか。これはアメリカ政府の一方的な機関の研究と称するものの活動に向かって日本政府が金を出すという法的根拠はなほまだ危ういことになってきます。これはききょうはもうほんとうに時間が制約されておりますから、その辺のところは突っ込みはしないけれども、帰結的な問題として言えば、日本政府としても、一体ABC Cをこれから日本の機関として、あるいは協力機関としてどう扱うかという性格決定をしなければ、非常におかしなことになる。六千万が大いにか小さいかという問題だけではなくして、国の会計の使途という性格の面からすれば、この辺はもうはつきりしなければならぬという時点に立っていると思ひます。特に日本側がこの存在理由を必要としないと言われるならばともかく、二十五年間はこれから存続しようという前向きな立場であられるならば、ABC Cをこれからどういふ形態で存続をするのかということを確認していただかないと困る。一つには、ABC Cを日本政府が完全に引き継いで、アメリカは引き取つてもらうという考え方がある。一つは、名実ともに共同研究機関という形にするということもある。もう一つは、まあしようがないからこのままほつておくというふうなことで、しばらく現状維持ということになるかも知れない。この第三案が代案と言へるかどうかわかりませんが、少なくともその方向ははつきりしなければ、研究の必要がある、前向きであるということでは、少なくとも財政上からいって問題がおかしくなつてまいりませぬ。そこをひとつつきちつと見解を明らかにしていただきたい。

○政府委員(滝沢正吾) ただいま御説明いたしま

したように、予研の支所の運営費として国費が出されているわけでございますが、これが存続にかからむその協力の度合い、ないしは、完全にまあ日本に返還してアメリカが引き揚げる、こういうふうなことについてどういふような見解、いま現状にあるかということでございますが、結論を申し上げますと、アメリカ側との理解におきましては、少なくとも現状の形態において、いわゆる現在の段階の見解としては、現状の段階において共同して研究を進める。ただ、アメリカ側が日本の協力の度合いといふものについてより積極的な協力を要求しておるといふことは、もろもろのABC Cが出します年報その他、あるいは所長の見解等の中に積極的な協力を期待するといふことは出てまいておられますけれども、これは現状のままでは、公式な政府機関あるいは外交ルート上の正式な話し合いがございませんと、われわれの予研の支所としての予算要求の範囲では、三十四名の人員費といふことと、それに伴う人頭調査研究費といふ範囲でございますので、年々人員費のベースアップ程度がわが国からの支出の形であり、それが共同研究の協力の度合いであるといふふうに見られるわけでございます。これをやはりアメリカ側が、正式なものとはまだなつておりませんが、希望としてそういう協力態勢の強化、日本側の参加の強化を要望しているものを具体化するすれば、やはり正式な外交ルート等を通じて、しっかりと話し合ひのものとにその性格をきめてまいりませんと、一般的に厚生省の予研の支所としての予算要求を統括しておるといふ段階では、そのようなアメリカ側の要望にこたへることがきわめて困難ではないかといふのが私たちの見解であります。

○上田哲君 きわめてあいまいですな。さかさまです。そんなことはいひと言つておられる。そのことを議論するといふんなら、もっと議論します。予研に出ているのは、予防衛生研究所の病理部の予算になっている。われわれが審議している

どうかといふことはあらためてこれは議論しなければならぬ。そういうことをやるといふ理論はないでしよう。共同研究やういふ理論はないでしよう。そういうことをかかってやる、そういう事実といふのは私は問題があると思ひます。だから、せいぜいベースアップの補うのです。だから、せいぜいベースアップの補てんぐらひであるからたいしたことあるまいと言われるが、これは会計上の問題として性格論を議論しなければなりません。時間の制限もあるから、その問題を飛ばして申し上げると言つて、原理を聞いています。いまのお話ですと、これは原理論として納得できない。これは非常に重大な問題なんです。だから、ABC Cというのは非常に重要な問題なんです。唯一の原爆被災国としての日本国民の感情からいって、モルモットをつくることになるといふから、国際平和の問題ともかからぬ非常に議論を深めなければならぬ問題があるでしよう。そのところを議論しなければならぬ。非核三原則にだつて発展していく問題なんです。そこをしっかりと置くと、金額が少なからぬといふことと、いまのお話そのまま原理の問題として取り上げていけば、これは本来共同研究施設なんだ、あるいは共同研究の目的を有するものなんだと言われることになる。共同研究施設、共同研究目的を有するものだといふことではないのですか。たとえばそういう論議はどこにあるのですか。岡崎外務大臣の口上書の中にそのことがありませんか。そういう問題をはつきりしていただかなければならぬ。これら点にきていられないかといふことと、これら点にきていられないかといふことと、これから先はどういふ原理に立たれるかといふことを、大臣でなければだめだ、はつきりお答え願ひます。

○國務大臣(木内四郎君) 厚生省からお答え願ひ

が適當だと思ひますけれども、御指名によりまして私から一言申し上げたいと思ひます。

これは私の了解するところの被害を受けた人の状態

についていろいろ研究している、これは一つの実事ですが、それと、それに協力するというか、それと同じ研究を厚生省の予防衛生研究所、またその支所がやっておる。日本政府の予算を出しているのはこのABCに対して出しているのではなくて、この予防衛生研究所に出しているのだと。そこで、これは別にたいした問題ではなくて、政府の予算七千万というのは予防衛生研究所に出している。しかし、その二つの機関が今日まで協力をして合っている、これが姿じゃなかつたかと思う。また科学技術庁におきましては、科学技術庁長官として御指名を受けましたから申し上げますけれども、放射線医学の研究所がありまして、これは当然別個のもので、これも放射線の影響に対する研究、これも研究している。それはいろいろなものがありまして、アメリカの機関に対して予算を出したというわけではないと私は了解しております。しかし、これはいろいろさつきからも、厚生省の局長からもお話がありましたように、まあ国際的にいろいろな変化が起つていまして、経済的に、あるいはいろいろな面で影響があらまします、今後これがどうなっていくかというところは、これはまた別問題です。その際におきましては、関係機関が十分に連絡をして検討し、窓口はもちろん外務省ですけれども、アメリカと交渉する必要があるれば、外務省を通じて、各機関が十分に検討した上でこれをやっていく、こういうことだと思つて、予算の問題、いまお話のようなふうな問題があるというふうには思わないですけれども。

○上田哲君 大臣、そんなこといいんですか。完全にトンネル予算を認めるわけじゃないんですか。おれのは予研の病理部に出しているのだから、それをどこへ使おうとかがってだというの、日本国憲法があり、日本国内の用途に関する限り、アメリカの研究にいきさかでも、六千万円であろうが五十万であろうが、これを支出するということは、この共同研究、協力ということを方

向づけなきや出てこないことですよ。それをたいへんあいまいな形で今日までできています。あいまいな形で今日までできていふふうにお認めになつて、これから先ドルはどんどん引き下がるんですから、存続問題も現に出ているわけですか、ほつておいたらドルショックで、あそこ働いてる人たちのペンスダウンも起るんですから、負担は過重されていく、こういう曲がりかどに立っているから、この問題をほつりさせなければならぬことが大きくなつてきたではないか。考え方によつては、この方向はかまわないんだとおっしゃるならば、これは原理の問題として非常に問題が高まってきました。私はここで、一体共同研究機関と見るのか、アメリカの全く一方の機関であるのか、その辺はほつりしていただかないと、アメリカに向かつて交渉することの方向がないじゃないか、その方向をどつちにするかと聞いているので、共同機関としてこれから考えるんだということいいんですね。

○國務大臣(木内四郎君) いま何かちよつと誤解されているように思つてます。私が申し上げたのは、日本の予算をアメリカの機関に出しているのではなくて、日本の予防衛生研究所に七千万円という金は出している。この予防衛生研究所とアメリカのABCというものが研究について協力している、こういう姿であるが、しかしそのままでいいと勢の変化がありますから、今後そのままでいいというふうにはあるいは考え得ない場合もあるし、そのときにはどうするかというところは、これは関係各機関で十分検討して、対外的な交渉があるなら外務省の窓口を通して、これはひとつ取りきめるようにしていくのが当然だ、もしそういう場合が起ればですよ、と私は思つてます。

○上田哲君 外務省に何うが、方向としてはどういふふうになつていふんですか。それとも方向がまだまきまらないうんですか。
○説明員(橋正忠君) 先ほどちよつと先生のお話の中に申したので、大臣からいまお話がありましたが、念のため申し上げますと、昭和二十七年

の口上書のとくにも、アメリカ側の口上書の中に、もつぱら合衆国の資金でこのABCは運営するが、日本側との密接な協力のもとで、相互に利益をもたらすような独特かつ高度に重要な科学的事業に従事しているんだ……
○上田哲君 金のことは書いてないでしょう。
○説明員(橋正忠君) 金のことはもつぱら合衆国の資金によるということがABCのことに書いてございます。

それから、これから先のことでございますが、ことし五月ごろに、東京のアメリカの大使館から、今後のABCのあり方、そういうものについて政府レベルの話をしたいという話が参りました。それで、これは国内の関係方面にも御連絡をして、今後、確かに御指摘のよう、いろいろの問題がありますので、研究をして、どういふ方向でアメリカと話をするか、御検討をお願いしておつたわけでございます。で、先般予防衛生研究所の柳沢所長もアメリカに行かれて直接向こう側の当事者と話されて、政府レベルの話を来年やりたいということをお話されて、大臣のお話にありましたように、これから先の問題について国内官庁の御意見を調整していただきながらアメリカとの話に入りたいと思つております。

〔委員長退席、理事町村金五君着席〕
○上田哲君 よくわからないうちでも、口上書の中に、大臣、金のことは書いてないんですよ。協力をしてくれなければマテリアルもないんだから、これは研究しようがないんです。そういうことを予見して協力してくれと言つていふので、決して金まで出してくれということとは当時アメリカは言つてない。あのときは都築調査団も一緒にいって、これは日本側のやるべきことではないということをお話された。で、都築博士はもう故人になられたが、アメリカ側の調査団が大統領に答申をして、大統領命令で原子力委員会にABCをつくられたということになつたと出ています。だからこ

このところに金を使うことは、もし共同研究の多少の協力もあるんだからなんということをお話されたいへんずさんなことだし、それは法的には口上書に求めることはできないわけですよ。この辺はこれは追及しませんが、見解をひとつまとめていただいて、今後どういふふうにするべきかということはお原理の問題として考えてもらわなければならぬということをお話申し上げます。

そこで問題になつてくることは、研究目的についてはけつこうなことだとおっしゃるんですが、研究目的は何かということがわからないんですよ、われわれには。十分に明らかにされておらぬです。原爆を落とす国は日本だけだ。そこで原爆の被害がどうなつていふかというのを科学的に調べるのだなんというところは、これは研究目的というところはあまりに大き過ぎますね。一体これはどういふことをやるのかということ、しかも二十五年はこれからは存続すべきだと言われるのであれば、もう少しディテールをはつきりしなきゃならぬでしょう。これはどうなのか。聞いても抽象的にお答えになるだろうと思つて、しほつてお尋ねをするが、問題は、そういうことはアメリカ側は、アメリカ側に書いてある。書いてあるのはどこにあるかということ、これは先ほど申し上げた、この機関の設置を決定したアメリカ原子力委員会と、学士院学術会議との間にかわされた契約書、この契約書の中に書いてあるはずでございます。この初めの契約書はAT-49-1-GEN-172号です。この契約書の中に、その当時はアメリカ社会の安全と防衛のために云々というふうな表現もあります。協力どころの話じゃないんですよ、これは。明らかにあの占領直後、そのあくる年の十月ですから、これはもうそんなことを日本側が言つても、向こう側が一方的にぐいぐいと押しつけて、いまの沖繩の土地取用と同じですよ。そういう事態が背景にありますから、そこで、アメリカ側は一方的にアメリカ社会の安全と防衛のための取りきめ云々というこ

とがAT—四九—GEN—七二二号という契約書にはちゃんと書いてある。こゝまではわかっている。最近これが変わったんですね。最近これが変わって、現在の契約書はAT(三〇—一)—七二二です。当然多少の金も出している、協力もする、研究目的はけっこうだと言われる、そういう立場があり得るならば、アメリカ側がいま契約書の内容を変更して、どういう目的で研究機関を今後も存続させようとするかということについての内容、AT(三〇—一)—七二二ということの内容に徴してはつきり説明をいたしたいと思えます。AT(三〇—一)—七二二を私そのまま資料として御提出をいただきたいと思うが、この場ではその骨子を、研究目的の内容、範囲について御説明をいただきます。

○説明員(橋正忠君) 先生御指摘の契約書、AT(三〇—一)—七二二というのは、私どもの入手しているところでは十四項目からなっております。定義、それから仕事の内容、それからあるいは経費の問題、それから会計検査の問題、それから雇用者に関する規定その他等々からなっております。存じておりますが、かなり大部のものでございますので、この中身に立ち入るのにはちょっと差し控えてさせていただきます。

○上田哲君 どんなに詳しいかという説明を聞いているんじゃないかと、中身がどうなっているか、研究目的、範囲、内容がどうなっているかということをもひとつ明らかにしていただきたいと思うんです。まあわれわれのほうも時間の制約がありますから、この質問は留保しておきますから、資料としてきちっと出していただいて、なおまた質問も留保いたします。

そこで、そういうことはありますけれども、きわめて簡単なところだけきょう抜き出して申し上げます。私たちはこのABCの研究内容というものに非常に疑問を持っております。たとえば、先般も橋崎委員の質問で、岩国のABCの問題が問題になりました。この問題はきょう触れませんが、触れませんが、岩国のABCの上に立つて

いると考えられる広島島のABCについては、たとえば岩国基地から制服のアメリカの兵隊さんがやってきてここで診察を受けておるので、少なくとも、少ないときでも年間回数があります。こういう形というのは一体共同研究の対象になりませんか。こういう研究目的をもって日本に存在する機関を必要と考えますか。少なくともこれは、何のために日本の中に置かれているABCの中でこういう診療診断が行なわれるのですか。日本政府はこのことについて知らないということも済みませんか。

○説明員(橋正忠君) ただいま先生おっしゃいました点は、私も存じておりませんがございませう。

○上田哲君 そのぐらいもわかっているではない、何で協力の予算が出るのですか、これは。内閣のほうには政府の研究機関に金を出しておけば、その金がどこへ行くかはかまわない。そこまでは責任を負えない。そこでたいへん日本の平和の維持のために阻害するのじゃないかと考えられるような研究があるいは行なわれているかもしれないものについて金が使われていてもしかたがない、あるいは知らないでいいということにはならないと思えます。具体的に、ABCだけはアメリカから金がくるわけですね、給料でも。そうすると、金をどこに取りに行くかと思えます。これは岩国基地に行くのですよ。ABCで働いている日本人というのは、自分の賃金を受け取るために岩国基地まで行って、アメリカン・エキスプレスで受け取る。そうして東京銀行に持って行って交換をするのです。こういう形になっておるので、歴然としたアメリカの政府機関であり、閉鎖的な研究機関。その内容にタッチすることのできない、こういう状態の中で、日本政府の費用、予算をここへ支出するということ、はなはだ問題であると思えます。

【理事町村金五君退席、委員長着席】これはひとつその点をきちんと具体例に徴して調査して後刻御提出をいただく、そのことに関して

も質問を留保いたしておきます。いいですか。

○政府委員(滝沢正君) ただいま先生の御質問に関連して、直接的でないお答えになるかもしれませんが、実はABCが終戦後つくられた理由の一つに、私のほうで理解しておりますのは、予研の支所に設けられておる機能は、支所としての庶務的な庶務課という機能と、それから病理検査部と臨床検査部がございますが、この部が設置されておる理由に、日本人の健康診断をする、あるいは日本人のからだをいろいろ見るといふ場合の、まあ医療法に基づく日本人医師の必要性と、それから病理解剖の場合には、解剖の法律に基づきまして、病理解剖のできる立場の条件を必要とする、こういう二点がいわゆるABCの基本的な活動に協力を、日本側の協力を必要とした理由であるといふふうに私は理解しておりますので、最小限必要な臨床検査部の関係と、それから病理検査部の関係が設けられておる、こういうふうに理解しておるわけでございます。

○上田哲君 私が言っているのは、そんな答弁じゃ答弁にならないから、しっかりとデータを調査してくれと言っておるのです。やってくるアメリカ兵が、軍服を着たままだという疑いもある。ベトナムから帰った兵隊であるという疑いもある。あるいはひょっとすれば原爆を基地内でいじついで、その汚染した部分についての検診かもしれない。そうでないという反論はできないでしょう。いまのところデータがなければ、いろいろな疑いをもつてこの事実をながめているわけですから、きちっとした調査をすみやかにしていただいて、これについてあらためて質問を申し上げようとしているのです。大臣、約束してください。

○政府委員(滝沢正君) ただいまの、予研の支所がございまして、ABCの活動のいろいろな実態を調査する立場にあります私のほうでこの問題については調査いたしまして、御報告いたします。

○上田哲君 では、もう一点だけしておきます。

す。八月六日に総理が広島へ行かれて、この問題については若干事情聴取された趣にあると、結論が出ておりません。具体的な問題としてひとつ伺っておきたいのは、このABCが設置される前に、二十年の十月十三日、八月六日に原爆が落とされてからまだ二月余りしかたつてない時点で日米両方から行きましたけれども、都築調査団は、これではひどいということでも打ち切ったが、アメリカの調査団がその調査をいろいろされて、その結果に基づいてABC設立の上申をした、こういう経過になっておられますね。そのときたとえば原爆被災直後の写真であるとか、焼けた着物であるとか、あるいは病理標本、こういうものを全部アメリカ側に持って帰っております。重さでいならば二百六十ポンドに相当するものであります。こういうものがアメリカに持っていくておられます。このことを御存じですか。

○政府委員(滝沢正君) そのような事実は私には存じません。

○上田哲君 そんなことじゃ話にならないのですか。その置いている場所を教えてください。アメリカ陸軍病理学研究所、その所長の名前、ジェームス・イル・アッシュ・大佐です。そこにこの二百六十ポンドの重さに相当する、重さだけ言っているんじゃないや、病理標本、その当時の実になまなましいすべてのデータがいまもって保管されております。知らぬということじゃ困るじゃないですか。知らぬということについてどう思ふかということですよ。

○政府委員(滝沢正君) そのような事実はただいま御説明があるまで知らぬわけでございますが、一応当時は平和条約締結前の戦争直後の状態でございますので、どういう理由、あるいはどういう立場でそういうものが国外に持ち去られたか、その点は私たちが、その当時の事情から申しまして、平和条約締結後現在のABCの研究が柳沢所長とダリントン所長との契約に基づいてすべて公表されておるといふその後の実態とその当時の

こととごさいますので、現在の状態では、われわれはその当時のことについてはわからない、そういうこととごさいます。

○上田哲君 知らぬでいいかと聞いている。知らぬでいいかと聞いている。知らぬでいいかと聞いている。知らぬでいいかと聞いている。

○政府委員(滝沢正君) そういう御見解でございませうけれども、われわれとしてはABCの現状について関与しております関係上、そのようなおこととを承知することは、それが病理学的にどういう学問的な価値があるのか、そういうことについて知ることは、私は医学関係者としては必要だと思つたのでございませうけれども、行政の立場では、現状のABCの研究その他の関係に直接関与してという立場以外には、ぜひ知らなければならぬというふうなことでないかと私は考えております。

○上田哲君 何を言っているんですか、あなた。そういうことを言うなら、私は直ちにこの委員会の休職を求めて、データをいろんなところから集めてもらってやりますよ。病理学上どうのこうのじゃないですか。あなた方は金を出しているんじゃないんですか、トンネルで。必要だと言っているじゃないですか。そのデータをより強く、より広く、より深く集めて研究するということではないか。あなた方は何がおかしい。何が病理学者ですか、何が独立国ですか。そういういがかげんな答弁をしてもらっちゃ困る。日米の力関係の中ではそういうものは手にすることはできない。しかし、もしそういう研究を進めなければならぬと大上段にふりかぶるのであるならば、そういうものはやはりアメリカの一陸軍の病理研究所などに置くのではなくて、日本のものじゃないですか。広島で三十万の人が被災を受けた。死んだ。いまだに後遺症がある。アメリカ人ですか。日本人じゃないですか。日本人の病理標本じゃないですか。日本人以外のものがありますか。日本人がとられていない写真がありますか。そんなこと

とは病理学上の見地から云々じゃなくて、日本の財産じゃないですか。これはそういう見解に立たないならば、この委員会の場所を改めましょう。そんなばかな答弁のしかたがありますか。大臣どうですか。

○国務大臣(木内四郎君) いろいろおしかりのようございませうけれども、先ほど公衆衛生局長が申し上げましたように、これは終戦直後ですね、こちらがまだ講和の前に、終戦直後の混乱時に、おそろく、そのときに持っていたかたというふうなままお述べになつたと思つたのですが、その当時の事情はわからなかつたというのを衛生局長はお答えしているのであつて、私はその事実が否定するところの事だと思つて、これが放射線被害の病状を調べるのに非常に大事なものであつて役に立つものであるということであつた、そういう事実がもしあつたとして、それが大事なものであるとすれば、これはまたいろいろ手を尽くして先方に交渉して持ち出して、これを参考にするということになるだろうと思つて、ことばがあるいは公衆衛生局長が少し足らなかつたようでありますので、たいへんおしかりを受けたようでありますけれども、ありのまま申し上げようでありますけれども、その点はひとつごかんべん願ひたいと思つておきます。

○上田哲君 その当時はそういう状況ではあつたらう。しかしそのままでいかぬではないか。まさにこのことについては、病理学的な価値があるにきまつておられますから、そのためにABCが二十年もやつておられるわけではございません。取り扱わないでいいということにはならない。まさにそういう研究目的があるならば、それこそ日本人の学者によつて、日本の科学によつて徹底的に究明してもらわなければならぬだろう。これはたいへん科学的な見識を持つておられる木内長官は十分お認めになつておられるでしょう。いまの御発言はそういうふうな受けとめです。しかるべき手を尽くしたいということばを尊重いたします。念

のために申し上げますが、陸軍病理学研究所に保管されている二百六十ポンドの登録番号は、よくメモしてもらいたい、一五八九三〇、登録番号一五八九三〇という登録番号で、ちゃんとカードをつけて、これだけのものが現在保管をされております。これは日本の財産であるといふことは間違いないのですから、非常に悲劇的な財産であるけれども、当然返還を求めたいと思つたのですが、少くともこの資料をアメリカ側にこのままの形で保管されておられるという法的根拠はないだろう。日本政府として、この資料について十分に発言をしてもらいたい、取り返してもらいたい。前に原爆のフィルムがありましたね。あのフィルムはアメリカ側が、日本のものだと返却しました。私は同じ問題だと思つて、そういう交渉を進めていただくことが日本政府としてきつめて当然のことだろつと思つておられますか。

○国務大臣(木内四郎君) ごもつともな御意見です。先ほど公衆衛生局長が申しましたように、その当時の状態を知らなかつたのですから、ですからその前提でお答えしたのですが、しかたがなかつたと思つておられます。それがわかつた以上は、それについて検討するのは当然だと思つておられます。

○上田哲君 前向きに伺いたいのですが、これはアメリカ側と交渉して明らかにして、登録番号まではつきりしているのですからすぐ交渉できるはずですよ。ぜひ、ひとつ日本側に返却をしてみたいというのを申し入れていただきたい、そのための努力もしていただきたいということを申し上げます。

○国務大臣(木内四郎君) いまお話のようにできるとおぼろしいと思つておられます。

○上田哲君 それじや時間が切れなかつたから、きょうは問題提起というに多くなつたように思います。私のほうから提起いたしました幾つかの問題点の資料について日本政府としての方針を確定された上で、次の機会に改めてまた御見解も承り、その上の質問をさせていただきますと思ひ

ます。この法案の採決の問題からはかわりないことで、けつこうでありますから、ぜひ、ひとつそのようにしていただきます。

それからなお、このドルショック以来こういう雇用関係にある従業員が非常に不安を持つております。そういう方針がすみやかに提示されることは非常に重要な意味合いを持つておられますので、可及的すみやかに政府見解をまとめ、御答弁をいただくようお願いをして、きょうは終了します。

○辻一彦君 私、きょう科学技術庁の設置法一部改正案を審議するにあたりまして、これに直接関係ではないのでありますが、非常に関係の深い原子力行政の今後におけるあり方、こういう点につきまして若干の御質問をいたしたいと思います。お申し込みは、まあ前回科学技術の特別委員会でも申し上げましたが、若狭湾に非常に原子力発電所が特に集中をいたしております。そのためにいろんな問題が起つておりました。私は一カ所に、特定の場所にあまりにも集中し過ぎる、こういうあり方に大きな疑問を持つております。そういう点で御質問をいたしたい、こういうふうに思つたわけでありませう。

で、いまお手もとに、時間の点がかなり制約されておられると思つたので、グラフやあるいは図を差し上げまして、それをひとつ見てもらいながら、ごく簡単に若狭湾の実態について冒頭に申し上げたいというふうに思つておられます。この福井県若狭湾の原電配置図というのをごさいますが、それを見ていただき、さらにもう一枚、これは科学技術庁提供でありまして、世界で一番原子力発電所が集中しているというイギリスのパークレーからヒンクレー・ポイントに至る地点であります。その地図が大體五キロ、十キロ、十五キロ、そういう円を描いて書いてありますので、御参照いただきたいと思つておられます。この表の第一と第二の表をちょっとごらんをいただきますと、世界で一番集中していると言われる福井県を除く地帯は、イギリスのパークレーからヒンクレー・ポイ

ントに至る地帯であります。これは集中度、表三の集中度にありますが、七十五キロの距離に電氣出力二百六十三キロワットといものが集中しております。これに対して私どもの福井県若狭湾におきましては、敦賀市から高浜五十一キロで建設中、三百キロワット、申請中三百六十キロワット、合わせて六百六十キロワットでございます。世界で一番集中しているといわれるイギリスの二・三倍、距離を計算に入れますと三五倍という集中度になっておるといことが一つであります。

それからもう一つは、非常に大型化が行なわれておりますが、いま申請されております大飯の百七十七キロワット原電二基は、これをこえる原子力発電所はアメリカに六年後に建設される予定の百九十九キロワットというのが一基あるといことが、まあ世界の、アメリカを中心とする原電はこれより容量が小さい。そういう点で非常に大型化が行なわれているということ。

もう一つは、その第一表の一番右のほうに、この福井県の若狭湾にことしの七月一日から八月二十五日の夏場にどれだけ観光客、海水浴のお客さんが来たかという一覧表があります。数字を読むのは省略いたしますが、敦賀市から高浜町にかけて、三百五十二万八千二百人の人が夏に海水浴に来ておるといことが言えます。そういう点で、私は非常に集中化、大型化、そして夏期——夏場の人口としましては非常に過密地帯になっている。しかもこの一帯は、御承知のように国定公園で、将来国立公園にしたいという、そういう運動が行なわれておる国定公園であります。

そういうまあ四条件を私は見まして、こういう状況の中になぜこれほど若狭湾に原子力発電所が集中しているのかと、こういうことについて非常に危惧を持っております。

以下、詳細にわたって質疑はいたしますが、大臣は、前回も一時間半にわたりましたのでこの問題について御質問をいたしましたので、大体様子はわかりでありますし、また、九月の下旬に、参

院の科学技術特別委員会の委員視察を行ないまして、この委員視察の内容も前回の記録に載っておりますので、これをまあ一応お読みをいただきたいと思います。そこにははっきりと、最後だけ読み上げますが、六百二十万キロワットに及ぶ原子力基地が非常に集中して行なわれようとしておる。これに対して、若狭湾にあまりにも集中している。この不安が意外に大ききと感じました。大飯町では原子力発電所誘致の町長に対してリコー運動が起り、誘致反対をかかげた新しい町長を出現させております。以上のような住民の不安を取り除くためには、民主・自主・公開の原則に立って、国は、積極的かつ具体的な諸施策を講ずることの必要性ならびに若狭湾における過度集中について再検討の必要性を痛感した次第であります。これが参議院の正規の委員会視察の報告書であります。これをひとつ念頭におかれまして、まず大まかにこういう集中の問題につきまして大臣の御見解、原子力行政今後の問題としましての御見解をまず承りたい、このように思うわけでありませう。

○国務大臣(木内四郎君) 辻委員はよく御案内のことだと思っておりますが、最近原子力の平和利用が非常に進んでおる、世界各国ともに非常に進んでおる。わが国におきましても急速な発展をいたしておる。それに伴いまして、各地域に相当原子力発電の施設をこしらえなげなればならぬ状態になっておるのであります。それにつきましては、いろいろお話がありましたが、それによつて、科学的に安全管理を第一にしていかなければならぬのはもちろんであります。それと同時に、その安全管理の体制に對して地域住民の十分の理解を得まして、協力を得て原子力発電の発展を進めてまいりたい、かように思っているわけでありませう。

そこでわが国では、御案内のように、どうしてあるかといえは、有能なその関係の学識経験のある人々によりまして安全審査を十分にしまして、そして世界の各国にも劣らないような安全管理の審

査をいたしました。そして原子力発電の振興をはかってまいりたいと思はますが、それと同時に、いま申しましたように、あらゆる方法を講じまして地域住民の十分な理解と協力を得るよう、その安全管理はだいたいぶだといふことを理解してもらって、そして協力を得るようにしてこれを進めてまいりたい、かように思っているわけでありませう。

○辻一彦君 いまの御答弁にはいろいろ問題があらますので、それは以下の質疑の中でひとつお尋ねをいたしていきたいと思はます。

そこで、いま大臣も十分な安全審査を、世界に誇る安全審査をやりますと、こういうお話であります。実はなぜこれだけ集中するかとこのことを考えますと、常識的に言つてなせ、三百五十万も裸の人が夏集まると、そういうところに世界一のことかなぜ可能なかということをお考えますと、安全審査の私は基準、立地基準にいろいろ問題があるのではないかとこのことを最近いろいろな角度から調べて、考えたわけでありませう。そこで、まず日本のいろいろな原子力行政、あるいは原子力の立地基準のもとになっておる、おそらくアメリカを私は最も模範にされておると思はますが、アメリカの立地指針あるいは基準、こういうことをまず日本と比べてお伺いをいたしたいと思はます。

○説明員(山田太三郎君) 日本の原子力炉の安全審査を歴史的に見ますと、最初に東海村の原子力発電所が入ったことは御承知のとおりでありませう。その際に、われわれはイギリス流といふべきか、安全審査の勉強をいたしました。しかし、その後大部分が軽水炉になってまいりましたので、辻先生御指摘のようにアメリカの影響をだいたい受けておりますけれども、しかし、日本は日本なりの、あるいはイギリスで考えたような考え方を入れた安全審査をやっております。で、アメリカの場合には、たしかこの資料にもいたしておると思はすけれども、この事故につきま

は、たつた一種類の事故を考へておりますけれども、一番大きな事故に対して二時間以内に退避をするという前提が入っているとありますが、二時間以内に受けるべきであらうという放射線量から考へられたいわゆる排除区域、非居住区域、それから無限大の時間、実際には無限大ではございませぬけれども、ずっといつまでもいた場合にどうなるかというような低人口地帯、ロー・ポピュレーション・ゾーンといふものがございませう。これに對しまして日本の場合には、二種類考へておりましたが、一つは重大事故と称するものであります。これは、イギリスの安全審査の体験からいたしまして、原子炉の炉心をできるだけ溶かす状態にもつていきたくない、そういう努力をできるだけ払うという考え方から、重大事故といふものが考へられておる。ついでに申し上げますが、アメリカの場合には、全炉心が溶融したと同じような状態の放射能が出てくるということをお考え、二時間を無限大時間にしておりますが、日本の場合には……

○辻一彦君 発言中ですが、往復の時間がきまっておりますから、要点だけで結構です。

○説明員(山田太三郎君) 重大事故と仮想事故とございまして、重大事故につきましては日本の考え方、あるいはイギリス的な考え方が入っております。仮想事故につきましては、大体におきましてアメリカのものと同じであるといふふうに考へていただいで結構だと思はます。

○辻一彦君 前回山田委員にお伺いしたとき、アメリカの基準が十年ほど前にこれは大きく変わったといふ、そういうお話でありましたが、ここに、私科学技術庁からいただいた資料があつて、ここに書かれておるナンバー2のこの基準は、現在においても変わっていないのかどうか、そのことをひとつお伺いいたします。

○説明員(山田太三郎君) この基準自体は変わっておりませんが、それを適用いたしますやり方につきましては変わつてきておるといふことを申し上げたと思はます。一番初めの状態におきまして

は、いわゆる技術因子と申しますか、技術的に放射能の出るのを防ぐものが格納容器だけであるという考え方からスタートしております。しかし六三、四年ごろからアメリカも考え方をだいぶ変えてまいりまして、やはり格納容器だけではなくて、緊急冷却系その他いろいろないわゆる技術因子というものを取り込んでまいっております。ことごとでございます。日本の場合には、初めから技術因子を考えた重大事故というものが存在しておったわけでありまして、そういう点が変わってきているというところでございます。

○辻一彦君 この表のナンバー4がありますね。これにアメリカは、問題は四つの段階が、炉心の周辺とそれから人の住まない地域、それからその周辺の低人口地域、さらに人口集中地域、この中心地から一定の距離をとる、こういうのがアメリカの基準ですね。その基準では、原子炉は二万五千の人口中心地から最も近い距離をとる、これが一応基準になっておりますが、そこで、いまあなたが言われるように、まあこの十年間にはいろいろな変化があった、こういうことですね。この適用が変化をしておる、こう言われますが、しかしナンバー4のその右に、アメリカ原子力法の第十章のパート一〇〇の原子炉敷地指針の参考文献として註記に示されているこの基準というものは一応とってきておるわけですか。

○説明員(山田大三郎君) どうも不勉強で、これ、指針知りませんが、実態において確かに変わってきておることは御承知のとおりだと思います。

○辻一彦君 そこが非常に重要なところで、あなたはこの間の質疑で、十年前と大きく基準が変わったというふうに御発言になって、速記録を見ればわかりますが、技術庁のほうから、どの点が変わっているかということ調べてまいりまして、出していたプリントがあります。この中で、一九六九年の十二月に——これはおとすね、この放射線防護に関する基準が一部改正されて、「放出に当たって実行可能な限り低くす

る」、この原則が入った。ところがことしの六月にその改正が行なわれて、「実行可能な限り低くする」という原則の数値化がなされた、五ミリレムという。きょうの問題はこれだとして、第三の、いわゆる原子炉敷地指針で、「一九六三年ごろから③の評価において距離の因子のほか、技術的因子(安全防護設備)の効果も考慮し、設置が認められてきていたが、これは原子炉敷地指針の改正ではなく、実際の炉の許可の評価手順上あらわれてきたものである」、こういうふうにして、なおTID、この資料の3の右、これは、TID一四八四四は事故解析の基本的仮定についての参考文献として③パート一〇〇の註記に示されている、こういうふうに私は確認したわけですね。そうしますと、十年間に技術的な変化ということ、私はそれはいろいろあるかと思えます。しかし、あくまでこの一つの、ここに示された第三の基準があつて、それを具体的に適用するとき、ここに掲げられたこれを一応計算をして、低人口地域、人口中心地の距離を出して、その中で、技術の進歩に応じてある程度距離を縮めていく、こういうことが認められるということではないかと思ふのですが、どうですか。

○説明員(山田大三郎君) どうも私の発言がまずかったのかもしれないのですけれども、私は彼らの、アメリカがやりました安全審査の結果から申しまして、そう見ざるを得ないということと申上げておきます。実際において、昔の考え方から比べて計算をしてみますと非常に差があることは明らかでございますので、依然としてこのAECの敷地基準がそのままであるかどうか、実はよく調べてございませぬ。申しわけないのですけれども、しかし実効的には、その後行なわれたものはすべてこのTIDの一四八四四で計算されたものよりも低くなっている場合が非常に多いということでございます。

○辻一彦君 四十六年十二月十日、科学技術庁の原子炉規制課から最近の最新の文献を訳されて持ってまいられた資料でありますから、これは私

の間違ひないと思ひますよ。この基準がこのまま生きていくということ、ただ、しかしその中で、技術の変化に応じて距離が縮まっているというところは認められますよ、具体的な例として。そこで、それを見ますと、たとえばこの4の表の下に明らかのように、科学技術庁から出されている「原子力ポケットブック」の四四七ページにも原子炉が全部出ておりますが、その中の出力二十万キロワット以上をここに全部あげて見ますと、こういう一覧表が出ています。これは山田委員もひとつごらんいただければ、コネチカット・ヤンキー、低人口地帯、計算をすれば二十一・五キロ、二万五千以上の人口中心と炉心との距離は、計算では二十八キロ七、実際は十五・三、インディアン・ポイント十五・六でありまして、これは実際のほうは何かの都合で多いのですが、二十七キロ、ナインマイル・ポイントが二十九キロでありまして、オイスター・クリークが、三十キロが十六キロ、サンオノフレが、二十五・三キロが二十七キロ、ヤンキーが、十五キロが三十三キロ、若干のばらつきがありますが、計算された値よりもかなりこの実測値が低いということは私も認めます。しかしアメリカの場合は、はっきりと、低人口地帯というのは炉の周辺につくる、その周辺に人口が密集してはならぬ、距離を一定に置くということとはちゃんと計算をして、これこれを原子力委員会が十分に論議をして、認可を出しているという、これも皆さんの書かれてあることの中にそれは書いてありますから、私は確認したいと思ふのですが、それはいかがですか。

○説明員(山田大三郎君) 私も同じでございます。

○辻一彦君 そこで、私はアメリカのそういういろいろな体験を金科玉条のようにほとんど参考にとされている日本の原子力委員会が、アメリカと日本の立地指針というのを見たときに、一番最後の置かなければならないというところにおいて、アメ

リカは指針として生きていますのですけれども、日本のほうは、初めからこれは二百万人レムという一つの仮想線量であらわされているのですね。こういうことを私見たときに、ほんとうにあなたが言われるように、大臣言われるように、きびしい審査の基準によってやつたというそういう基準が、私は原子力委員会に初めからどう確立されておったかというところについて、私は一つの疑問を持ちます。その点をひとつ解明し、説明をしていただきたい。これは日本流に計算しますと、敦賀、美浜、高浜の原子炉を、これは全部技術庁が出された資料であります、アメリカでは低人口地帯はみな何キロというのを計算として出しています。これが日本の例になると、八百メートルの原子炉の敷地の中に、全部入ってしまうのですよ。アメリカは何キロというきつとした数字を出して、そして低人口地帯をつくつて、実際はこの距離を縮めてやっていますけれども、日本は初めから、この計算でいけば、全部八百メートルの敷地の中に低人口地域というものが入ってしまう、こういうことを私は見たときに、この基準が三十九年にできておるのですよ、いまから七年前、アメリカはこの基準が昭和三十七年にできておるのですよ。たった二年間の間に、日本がそんなに長足の進歩をして、そういうことを無視できる要素は何もなかったのですよ。何もなるところから出発したのです。なぜ私は、この一番大事なところがこういう審査基準になっておるのだろうか、そのことをしっかりと御説明願いたいと思ひます。

○説明員(山田大三郎君) 最初にお断わりしておきますのは、ここにあげられました、辻先生からいただきましたというか、科学技術庁が出したのですけれども、ナンバー4の低人口地帯、あるいは人口中心距離、この点については確かだと思ひますけれども、このほかにたくさん資料がございます。したがって、たとえば一マイルとか三マイルというふうなものも当然中にたくさんございますけれども、そういう点はさておきまし

ておきます。

て、計算は全く同じやり方でやっております。なお、われわれは敷地の中に低人口地帯を閉じ込めるといふような目的をもって計算したものでございませぬ。しかし、ここで御疑問が起ることと思うのですが、先ほど申し上げましたように、この仮想事故については、アメリカと日本とは基本的には同じ仮定をもって計算をしておるにもかかわらず、なぜそんな違いが出るのだろうか。これは安全審査会において、この範囲に入る。同じ計算をいたしますと、入るといふことでございます。これにつきましては、いろいろの問題点があるかも知れませんが、現実にはいまのアメリカの原子力委員会が行っている方法と、日本でやっております計算の内容に差があるということでございます。その内容の差につきましては、むしろここに審査会長の内田先生がおられますから、内田先生からお答えいただいたほうがいいかも知れませぬけれども、私の判断しております範囲におきましては、たとえばアメリカの安全審査におきましては、やや技術的になって申しわけないのですけれども、事故が起りましたあとで、格納容器から放射性物質が外へ出るといふ計算をいたします場合に、アメリカの場合には、先ほど申し上げましたように、無限大の時間に対して圧力は一切変わらぬという仮定を設けております。しかしながら、これは実際にやってみればすぐわかることでございますけれども、これは時間とともに変化いたします。その量を入れますと、五倍から十倍の差が出てまいるのであります。そのほかに、なおTID一四八四四というもので考えております仮定自身に、非常にコンサーバティブなといえますが、どう考えてもそういうふうには考えないほうが正しいという考え方が従っていきますと、いろいろな仮定がございます。そういうものを入れてまいりますと、同じ計算同じ仮定のもとにおきます計算が、結果としてこうなるわけでありまして、こうしようと思つて計算したということでは絶対ございません。

○辻一彦君 私はいまの御説明ではわからぬで

すね。大臣がさきに言われたように、何回も皆さんがおっしゃっておるうちに、非常にきびしい審査基準をもってちゃんとやっておると言ふんですけれども、計算してみたら、初めから皆さん小さい数字で計算がされていふんでしよう。仮想事故、重大事故で最もあぶない大きな危険を想定して計算をしていけば数字が大きくなる。しかし、そんな事故は起らないんだからと、十分の一で初めから計算すれば小さくなる、それはそのとおりでしょう。しかし、仮想事故、重大事故は技術上においてはあり得ないかも知れないけれども、そういう重大事故を想定して、その場合を計算をして、そういうことが万一起つても人間には被害が出ない安全をとるために、距離をおこうとしていふんでしよう。それをあなた初めからそういう数字を小さくされたら、それはあとの結果が違つてくるのは当然でしょう。

それからもう一つ、マイルと言われるけれども、ここに皆さんの監修された一番新しい四十六年版ですか、これを見ますと、代表的に出されてあるこの一覧表はどういう意味でここに出されてあるかといへば、このTIDの基準によつて計算すれば、たとえばコネチカット・ヤンキーは二十八キロになつていふ。しかし、技術が進歩してきたんだからこのくらいいい、十五・三になつたという、こういう例を説明されるためにこの表といふものはあがつていふんですよ。読んでみましようか。TID一四八四四に示された出力と距離の計算例は、安全保護装置、敷地の気象条件等をかなり保守的に見た前提のもとに算出されたものである。この安全な距離をとるのが保守的だといふ表現はもつてのほかにどういふことで変えていただきたい。その次に、「実際には上表の如く、個々の原子炉の審査では、具体的な設備、立地条件にもとづく評価が行なわれるため、TID一四八四四に示された距離よりも小さい距離距離でもAECの許可が与えられている。そのあとに、性能のすぐれた格納容器構造の、フィルター等の浄化系を備えていけば、その距離といふものは小さくなる、こう書いてありますが、これはそういうふうな計算をして、そして技術が前に比べて進んだんだから、縮めてもいいというこ

とであげられた例なんです、この一覧表というのは。私はこのほかに、この前も言いましたように地図でいろいろ調べてみましたが、ほとんどアメリカやイギリスの例を見ても、一定の距離を原子炉からとつていふことは明らかである、こういうことを私は断言できると思ひますね。

そこでそういう点をお認めになるとすれば、アメリカはこの基準を一九六二年、昭和三十七年に出してあります。日本は昭和三十九年、二年おくれにこの審査基準を出しておるんですが、いまから言うならば十年前に、アメリカではこの基準が厳密に適用されるべき時期であつて、そう大きな進歩というものがあつたといふふうな十年前にはどうしても考えられない、そのときに日本は審査基準の中に、一番大事な人口密集地との間に一定の距離を置くといふのがすっぽり抜けておるといふことについては、これはどういふ考えでなされたのか。アメリカの基準を日本に当てはめれば原子炉を設置するといふことは非常にむずかしい、だから一番最後のところだけ違つた方法で計算がなされて、全部敷地の中に低人口地帯が入つたやうな結果になつていふのじゃないか、こういうふう

に思うのですが、どうですか。

○説明員(山田大三郎君) いまのお話はちよつと理解できないのですが、日本の計算とアメリカの計算の結果の違いは、先ほど申し上げましたやうに合理的なと思われる。これは安全審査会がお考へになつていふわけですから、仮定によつて計算したものでございまして、特別意図をしてあるものではございません。なお、アメリカにならぬマン・レムの考へも入れてあるといふ意味では、特別日本の安全基準が劣つていふといふふうには考へられませんし、この基準があるために敷地内に全部入つたといふことはございません。

○辻一彦君 マン・レムの概念はアメリカにないとおっしゃれば、一体どこにあつたのを持つき

たのですか。これは二百万人レムになつていふけれども、カナダでは百万人レムになつていふ。イギリスは敷地基準といふものによつて、敷地指数といふもので計算してあります。このマン・レムはどこを標準にしてこの概念を入れたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(山田大三郎君) 実はこれをつくりました時期のことをよく覚えておりませんが、いま先生御指摘のようにカナダのマン・レムの例しか私も知らないのですけれども、これは百万人レムといふ値に近い値をとつていふふうにお考へ

いたしたいと思います。

○辻一彦君 あなた、世界にきびしいと言われるけれども、そのマン・レムをどこから持ってきたかわからないやうなことで、しかもカナダの倍のゆるい基準であつて、どこに一体そのきびしい基準があるのですか。私は、原子炉の安全性といふことを考へたらこの一番最後の項目は一番大事なんです。事故はなかなか起らないでしょう。しかし方々が起つたときには、これはいかなるほかのものよりも大きな事故が起る。だから、炉心から低人口地帯をとり、それから人口密集地へ一定の距離をとつて、二万五千人以上の距離、この例のように一定の距離をあけていふ、そういうことをやつていふのだから、このマン・レムはどことどこで一番大事な問題は、どこから入つてきたのかあなた覚えていないといふやうな、そういう審査の基準をもつてなされてい

る。私は原子炉——敦賀、美浜、高浜一、二号炉、そういうものの私は内容について非常な疑問を持ちますね。少なくともどこからどういふふうにしてこの基準がきつちつとつていふのか、そんなことぐらいわからなかつたら科学技術庁の存在ありませんよ。どうですか。大臣どうですか。冒頭に、世界でもきびしいといわれる審査の基準と言われませんが、一番大事なところが抜けていふはつきりしてない。だから私がさきに申しましたように、若狭湾にも三百五十万人といふ裸の人間が夏に来て、高浜の八十二万六千キロワット二基

その真下の五キロのところは夏に百四十九万の人がおるので、一夏に。土曜日、日曜日二十万人が裸で、あるいはテントを張っておる。そんなところにとんどもんどもんこういう原子炉がつくられている。認可をされておる。私はこの一番大事なお話が抜けておるからこういふ結果が出ると思つておる。そういう意味では、私は、それについていま御答弁できないならばあとで十分ひとつ検討していただきたいと思つておる。

○説明員(山田三郎君) たいだいまのお話につきましては、先ほどから申し上げておきますと、原子炉安全専門審査会におきまして、こういふ計算法をやつていけばよろしいという考え方で合理的にしてあるというふうにお考え願ひたいのです。それによれば、ある町がそこにあるからその少し手前のところまで低人口地帯にとるといふような考え方をいっておるといふふうにお考え願ひたいと思つておる。

○辻一彦君 安全であるようになっていふようなことでは、こんな大事な指針を定められた基礎がはつきりしませんよ。きょうは原子炉安全専門審査会の責任者の方に御出席をお願いしておるのですが、内田先生おられますか。——たいへん恐縮ですが、ひとつその間のいきさつについてお伺いをいたします。

○参考人(内田秀雄君) 内田でございます。現在の日本の立地審査指針ができたときのいきさつを、詳細には存じませんが文献上でわかっている範囲につきまして、いまのマン・レムのことについて思い出してお話し申し上げたいと思つておる。

これができましたところ、六〇年前後だったと思つておる。六一年か六二年ごろであります。が、アメリカの原子力船のサバンナ号の港に保留するときの問題で、オークリッジの研究所にコトリルという安全だけをやっていふドクターがおりまして、この人がプライベートに出しましたペーパーの中に、都市近郊に保留するときはマン・レムの

概念を入れるということ、いまその数値ははつきり覚えておりませんが、百か二百か三百か、その程度のことだといふふうにお思いますが、二百でその違つた値ではありませんが、二百万人レムという提案をしております。この審査指針ができたのは、放射線の関係の専門家がつけられたのでありますから、その当時の研究の結果で二百万人レムを一つの案として提案されたと思つておる。いま申し上げましたように、アメリカにもそういう案がございまして、それから、先ほど辻先生のおっしゃいました英国の立地的な考え方、敷地の指数がございまして、これは本来平常時、事故時のマン・レムの概念を指針のほうに交換しているものでございまして、事故に對してはマン・レムの考え方は、必ずしも日本がこれに古くから断片的に取り上げておるとは私は考えておりません。

○辻一彦君 まあ私は、非常に専門的になればまた別でありませんが、先ほどから繰り返していらるうに、若狭湾に私は任んで、町長がリコールを受ける、村がまっつ二に割れる。そういうことがしつちゅう起つておる。そういう中で、審査をされる基準が百万だったか三百万だったかわからないけれども安全なんだという、そういうことでは何といつても私はこれは非常に問題があるんじゃないか、参考人に来ていただいてたいへん申しわけないと思つておる。それから、前にも私アメリカの原子力船ですがイギリスに入るときに、そこに何百万人というふうな概念が論議されておつたといふことは、その程度は聞いております。しかし日本の、これだけ安全を審査しなければならぬ一番大事な指針が、その程度のデータでもって指針になっていふことであるとすれば、私はもう根本的に原子力委員会における審査基準について再検討をする必要があるんじゃないか、こういうふうに思つておる。たとえは、アメリカの船にしても、こんなものは何日もおるわけではないんですよ。一晩か二晩ちよつと

寄るかどうか。そのときに百万人いるからあぶないぞ、三百万だからあぶないぞ、そういう計算が出て、何とかというドクター、お医者さんがプライベートにいまお話のように発表をされた。そういうものを導入して私はずつとられたところに問題があるんじゃないか。少なくともアメリカが、皆さんほかのことは何でもアメリカに聞かれるわけでしょう。私は聞くことが悪いとは思いませんよ。たとえば教員の間、アイダホの原子炉の緊急冷却装置実験がうまくいかなかったというこゝとが出たら、福井の教員や美浜は市町村全部あげて運転をあぶないから中止してくれ、こういう要求があつて、科学技術庁に問い合わせたら何ら御答弁がない。アメリカに聞きにいかなければならぬ。そういうアメリカに行かれて、お帰りになつて、いんど、こういうことで終つてい

○説明員(山田三郎君) 日本の敷地基準に、いまのようなたとえば二万五千人の人口の町に對してどうこうというものが無いといふことについて非常に御不満のようでございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、そういうものは外にありまして、すでに敷地に入つてしまつたわけですから問題にならないといふふうにお考えられます。

○辻一彦君 だから言つておるでしょう。そういう計算をするから日本だけ八百メートルの中にみんな低人口地帯が入つてしまつたのであつて、アメリカはそれじゃあぶないからといって、低人口地帯に十何キロとか二十キロ、そして人口密集地帯には何十キロおいて、技術が進歩したら縮めていくと、そうやっていふでしょう。そういう一番大事なお話が抜けておる。そういうことで審査がされるから、こういうところ——舞鶴が十

万、小浜が三万五千、敦賀が六万、そういう市が周辺九キロか十キロのところにある、しかも、夏場は数百万人も裸でいる、こういうところ、大型の、アメリカで七六年に一台しかできぬという原子炉が平気でとんとん建設されようとしておる——大飯の申請中ですが——ということに私はなるんじゃないかと思つておる。

○参考人(内田秀雄君) いまの辻先生のお話のうちに、申請がまゐりまして原子炉安全審査会で審査をする場合に、まず最初に大分けのグループ別にいたしまして、環境、原子炉工学、それから地域の問題、それから工学的な問題、核物理的な問題、そういうグループに分けて検討いたしますけれども、部会で総合的にそれを集約いたします。さらに審査会全体としてそれを総括いたしました全体としての評価をいたしております。

○辻一彦君 それでは環境部会において、この若狭湾における人口分布、並びに夏場に、一定の期間でありましたがたくさんの人が来ると、こういう条件をどういふふうにお伺い願ひたいと思つたか、そのまゝの発言でもけっこうでありますから御報告をお願いしたいと思います。

○参考人(内田秀雄君) たとえば若狭湾のようなところに多くの炉ができるような場合には、審査の方針をいたしますと、その広い地域に對して多数の炉が建設されるといふ効果を総括して評価しておりますので、一つの炉だけの評価を取り上げてはおりません。それから環境につきましても、現在の人口分布、現在の環境——地域環境、社会環境並びに海洋の環境等も含めて、それが、それを考慮するばかりでなしに、将来のその地域の開発の計画がわかつておるものにつ

○辻一彦君 それでは環境部会において、この若狭湾における人口分布、並びに夏場に、一定の期間でありましたがたくさんの人が来ると、こういう条件をどういふふうにお伺い願ひたいと思つたか、そのまゝの発言でもけっこうでありますから御報告をお願いしたいと思います。

○辻一彦君 それでは環境部会において、この若狭湾における人口分布、並びに夏場に、一定の期間でありましたがたくさんの人が来ると、こういう条件をどういふふうにお伺い願ひたいと思つたか、そのまゝの発言でもけっこうでありますから御報告をお願いしたいと思います。

ましては、それを考慮に入れておきます。

○辻一彦君 私は、環境で一番大事なのは人間ですが、人間の安全ということがどのくらい進んでおいて、それに對しても事故が起ったときにだいたいどうかということが環境審査の一番大事なことだと思ふんですね。だから若狭湾には夏たくさん人がおるといふことを申し上げておる。そういうことについて、この環境審査部におきまして専門的にどう御討議になっておるかということをお伺いしたい。

○参考人(内田秀雄君) ただいまの環境と人口の問題、辻先生のおっしゃるとおりであります。人口の分布を十分検討しまして、平常時、並びに想定事故が起った場合につきましての効果を検討しております。

○辻一彦君 まあ非常にすれ違ひになります。日本の立地指針、皆さんの出された立地審査指針の「基本的考え方の」(2)に、「十分に公衆から離れていること」と、こうはつきり書いてありますね。ところがどれを見ても、敦賀市、小浜市、舞鶴市を見ても、夏、かなり夏期間にわたってたくさんの人がいる、そういうことが私は十分考慮されて出されているかどうか、非常に疑問に思いますね。たとえば高浜の一号、二号炉八十二万六千キロワット、合わせて百六十五万キロワット、ここには夏四百万人という人が一晩にすれば二十万になりますが、そういう人がたった五キロのところに居る。そういう、屎尿処理場まで夏困って手を上げていくような、ごったがえすようなそういう人間の動きということも、環境審査の委員会がほんとうに御検討になってその結論を出されたのかどうか、非常に疑問に思ふ。このことについては、私はこれ以上お伺いしても、原子力委員、また参考人をお願いしました内田先生でも、何ら私の疑問を説明することはできないと思ふのであります。したがって、これは、安全審査会の中で環境問題について専門的に討議をされた議事録をそのまま出していただく。それで、どうしてもこの問題は論議ができないと

思ひます。かりに全部が出せないとしたら、環境問題について十分論議されたことを確実なコピーによつて、敦賀の原子炉、美浜一、二、三、四、五から高浜一、二、三、四、五の五つの原子炉について、——美浜三号と大飯一、二号はいま検討中だということですから、これは皆さんのお答えは無理かと思ひますが、すでに出されている五つの原子炉については、環境問題についてどういふ論議がされているか、しっかりとした議事録を出していただくか、あるいはコピーを出していただくか、はかておいてください。

○委員長(柳田桃太郎君) これは原子力委員会の後日検討していただいて、出していただくようでございますか。

○辻一彦君 こういう審査についての記録を全部——私から見れば、これを見ても参考になかなかならぬところがずいぶんあるわけですよ。だから、ほしいところを指摘したわけですから、それを出していただきたい。これはちゃんとするはずであります。

○政府委員(成田壽治君) 安全審査会の議事は秘密になっております。したがって、議事録自体そのまま出すのは適当でないと思ひますが、必要なデータは、極力、辻先生と御相談して提出したいと思つております。

○辻一彦君 またこの間のように企業秘密云々という問題が出るのじやないかと思ひますが、人間がどのくらいおいて、あぶないかどうかということとを審議することは、何も秘密にならぬですよ。一言一句残さずコピーして議事録を、現物を出してもらう、これは原子力委員会の自主・民主・公開の三原則であつて、そんなことが出せないのだから、必ずそれを出してください。

○政府委員(成田壽治君) 企業秘密に属さないものにつきましては極力提出いたします。

○上田哲君 議事進行について、お伺いするが、原子力基本法は自主・民主・公開を明らかにして

いる。自主・民主・公開の原則のほうが、ただいまの議事録の秘密事項を上回るはずですよ。自主・民主・公開の原則に照らしてどの部分が秘密事項になるのか明らかにしてください。

○政府委員(成田壽治君) 御指摘のとおり、原子力基本法は自主・公開・民主の三原則をうたつておりましたが、公開の原則というところが平和利用の担保のため必要原則になっております。

ただ、申請書等につきましては、申請者の企業秘密に属するものがあります、これは当初、公開の原則におきまして、企業秘密に属するものは出せないということになっておりますので、公開の原則の趣旨に立ちまして極力出すようにいたしますが、企業秘密を公開の原則というのは全然否定してはならないというふうに解釈しております。

○上田哲君 そうすると、安全基準というものが、残念ながら企業秘密の下に立つということになるのですか。

○政府委員(成田壽治君) 安全基準は企業秘密の下に立つという意味ではございませんで、申請書なりあるいは安全審査会の議事録そのまますること、あるいは企業秘密に属するものであるかどうか、慎重に検討して、極力、公開の原則の趣旨に沿つて出したいという意味でございます。

○上田哲君 そんなことは慎重に検討する対象にならぬですよ。安全基準というものが明らかに上になつて、その上に企業秘密があるかないかということとは明白じゃありませんか。企業秘密が安全基準の上に立つのだから、企業秘密がその下に入らぬかどうか、検討の必要はないでしょう。明らかに原子力基本法のたてまえからいって、これは出すということになるでしょう。

○政府委員(成田壽治君) 決して企業秘密が上に立つという意味じゃありませんので、公開の原則の趣旨に沿ひまして、極力提出することにしたしたいと思います。

○辻一彦君 そこで、大臣、お聞きのように、私は

は何回かこの問題をずっと調べて、この一番大事な設置基準について、やっぱり非常に大事な点が私は抜けているんじゃないかと、こう思ひますよ。これは記録の提出を待って、この問題はさらにひとつ論議をいたしてまいりたい、こう思ひます。

そこで、私はいまこういう意見がわれわれの国会において論議されるということは大事故であります、アメリカなんかの例を見れば、全部公聴会によつて、各業界いろんなその代表の人が公聴会に出て、いろんな意見を述べている。これは電力会社もあるでしょう、重油もあるでしょう、あるいは環境保護に当たる人もあるでしょう、いろんな人がそれぞれ専門の立場から出て公聴会をやっています、私は少なくともこういう問題については公聴会を開くべきであると思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(木内四郎君) 先ほど来いろいろの安全審査について御意見があつたように、今後原子力の平和利用につきましては、何としてもこの安全管理が一番大事だと、かように考えておるもの、でございますので、今後におきましては、アメリカと云々いろいろ事情が、地理的条件、いろいろなことで違ふところがありましようけれども、全体としては、必ず私はアメリカよりも一そうきつい安全管理をいたして、皆さんに御心配のないようにしたいと、かように思つております。

どうか辻委員その他関係各位も十分この点を御理解願ひまして、原子力の平和利用が一そう積極的に推進できるよう御協力を賜つたいと思つております。

○辻一彦君 いや、私はそれはけつこうですよ。アメリカよりほんとうにきびしくしてもらふことはけつこうですよ。そのために私も十分協力させていただきます。ただ、いま申しましたいろいろな意見を、やっぱり公の場で十分聞いて考えていくという点で、公聴会のシステムを、アメリカなんかが大規模にやっておりますが、これを私はそのよ

うにやるべきだと思いますが、これについて大臣はどうお考えでありますか。

○国務大臣(木内四郎君) ただいまの御意見、ごもつともな点もありますので、必要に応じてまして、機宜に応じて皆さんの御意見を聞くような機会をつくりたいと思っております。

○辻一彦君 それは公聴会において皆さんの意見を聞かれるということですか。

○国務大臣(木内四郎君) 必ずしもそういう意味ではありませんが、一般の意見をなるべく広く聞いて、地域住民その他の理解と協力を得て、また辻さんその他の特別の御理解と御協力を得てそのことを進めたいと、かように思っております。

○辻一彦君 いや、私は前の平泉長官にも成田局長にもお話ししましたが、公聴会やらどうとかというところについては、そんなものは陳情に来れば幾らでも聞いているというところ、それはなるほど聞く場所がありますよ。しかし、陳情にお願いで聞くということじゃだめで、公聴会には、公の場で公の意見がきこられるというところで、皆さんの意見の値打ちがあるのですよ。だから、皆さんいつでも来れば陳情を受けましょうということでは意味がないと思います。やっぱりちゃんとした公聴会をやってもらいたいということが、こういう疑義に広く国民に対してもこたえる道じゃないかと私は思うのですが、いま一度お伺いしたいと思います。

○国務大臣(木内四郎君) 先ほど申し上げましたように、私は広く関係者の意見を聞いて、そうして皆さんの御理解を得てこの問題を進めたいと、かように思っておりますので、御了解願います。

○辻一彦君 どうも、やるのですか、やらないのですか。公聴会はやってもらえるのですか。

○国務大臣(木内四郎君) 必ずしも公聴会をやるとは限りません。広く、なるべく広く関係方面の意見を聞いてきめたいと、かように思っています。

○辻一彦君 これは断わるわけじゃないですが、やっぱり公聴会というのは公の場でちゃんと保障されないと、それはもう陳情みたいになってしまふんですよ。公聴会のはかに、じゃあ国会の科学の委員会でも内閣の委員会でも、それぞれの参考人を、代表的な人を選んで、十分ひとつ公の場で意見を聞くということはできませんか、どうですか。

○国務大臣(木内四郎君) 先ほど来申し上げましたように、各方面の意見を聞く。本日、辻委員の御意見を伺うのもやはりその一つであるし、私はできるだけ広く御意見を聞いて、しかも了解を得て、そうして平和利用を積極的に進めていくように、消極的でなく、積極的に進めていく方向で私は努力したい、かように思っております。

○山崎昇君 関連。長官に。関連ですから簡単に聞きます。

あなたがいま答えられている、この積極的に聞くというのだが、どういう方法をとるのですか。私たちのいま言っているのは、申請が出てきますね。その申請に基づいて設置しようとする現地で、利害関係者があるでしょう、あるいは利害に直接関係なくとも、それに対していろいろの意見を持つ人もおるでしょう。そういう形の方々に集まってもらって、公聴会という形をとりながらその意見を聞いて、その上に立って専門家がいいろいろ基準を当てはめて判断するのでしょうか。そういうことがやれるかどうかということ聞いています。ただ、いまの法律にはあるいは公聴会というのではないかもしれぬ。なれば、行政権限の範囲内においてそういう行政方法をとることは可能ですね。そういう意味で言うならば、あなたの方で積極的に意見を聞くというの、どういう方法をとるのですか。私どもに協力せよというならば協力します。もう少しその辺を明確にしてください。

○国務大臣(木内四郎君) 私が、積極的に原子力の平和利用を進めていきたいというのは、ただ単に一つの申請書に対しての問題じゃありません。

もちろん、この原子力の平和利用というのは大いに進めていかなければなりません。それにつきましては、広く、場合場合に応じて、関係者その他の意見を聞いて、そうして安全審査の意見も聞くし、いろいろの意見を聞いて、関係者の了解を得てそうして積極的に進めていきたい。もっと大きなことを言っておるわけです。

○山崎昇君 じゃあ公聴会はどうするんですか……。

○辻一彦君 いや、一つの問題じゃないとおっしゃるけれども、その一番大事な問題にこれだけの疑問があつて、お答えがただけじゃないとすれば、やっぱりそういうことはいろんな角度から——私はいまの問題だけじゃないんですよ。多くの場合の原子力設置の問題のときについても当てはまると思いますが、やっぱり公の場で、公聴会等によつて、それは皆さんの意見を聞かれるというのが一番正しいと思えます。大事だと思えますよ。幾らも話す場所があると言いますが、私は国政審議院によつてやっているのですから、当然やらなければならぬと思えますが、また公聴会ができれば、一般の人も参加して意見を述べることができましょ。それは保障がなければ、広く意見を聞くと言つても、陳情を受けましょうということになつてしまふ。何か具体的に、実際の障をします。それは公聴会というとはとらわれないかと思つて、それをひとつ確認をいたしたいと思つて、どうでしょうか。

○国務大臣(木内四郎君) それですから、私は先ほど来お答えしているように、各方面の意見を広く聞いて、そうして積極的に進めてまいりたいと、かようにお答え申し上げておる次第です。

○水口宏三君 関連。いまの長官のお話で、大きなことについては各方面の意見を聞く、一つ一つの申請については云々というお話でございますが、けれども、日本の国民は一人一人でございますから、どこに原子力発電がつけられるかによつてその周辺の人の安全が問題になるので、そういうもの

の集積が、日本国民の問題になるのですから、具体的には、そこにつくるかどうかについては一般の意見を、各個の意見を聞き、一人一人の申請についてはそんな必要はないという考え方は、一人一人の人間の、生活者の安全を考えた問題じゃないんですね。だからこそ若狭湾でこういう問題が起きているのだから、だから辻さんがこういう話を、こういうことを伺っているんですから、具体的な問題について公聴会を開くのでなければ意味がないんですよ。

○国務大臣(木内四郎君) 原子力の安全の、科学的に安全であるかどうかということは、私はしるうとの人の意見を聞いたからつてきまるものじゃない。それはやはり科学的の、有識者の方々の安全審査委員会によつて、よく調べて、そうしてそれによつて判断するのが私は適当だと思つて、数多くの人たちに会つて聞いたからつて科学的に安全度を確かめたかという、私はそれは思わぬ。失礼ですけれどもそれは思わぬ。けれども、これを進めるには、先ほど言いましたように科学的のだけではないから、広く各方面の理解を得て協力を得て進めなければならぬと勢頭に申し上げておるんですが、私はいつともそう思つております。しかし、科学的にこれはどうかということ、多くの人、たくさんの人を集めて聞いたからつて、私はそれで判断できるとは思つておりません。

○水口宏三君 長官非常にことばを取り違えているので、私は科学的なことを——長官大きなこととおっしゃるが、これは専門家をお呼びになつて十分検討していただきたいと思つて、いまここで出されている問題は科学的な問題じゃないんです。若狭湾に原子炉がつけられる、その住民は非常に不安におちいっている。毎年毎年夏になれば海水浴の人がふえていく、こういう社会的な問題、これについての安全性、そこに住む住民、海水浴の人たちの不安が残るから、そこで具体的に公聴会を開いて、それらの人々に十分安心

できるような形で設置したらどうかということでは提案しているんであって、何も科学的なことをしろうとが集まって云々つけようということじゃ全然ないんです。これは公聴会の問題は御承認願いたい。

○国務大臣(木内四郎君) いま水口さんのお話、私はそのとおりで、そういうふうな御理解願えればけっこうなんです。私は科学的な判断はあくまで専門家の人々が科学的に十分検討してきめてもらう。そのほか、先ほど申しましたように科学的だけじゃいかぬから、そこで社会的に——このことはが熟しているかどうか、適当かどうかわかりませんけれども、社会的に關係の人々その他の意見を聞いて、そして理解を得て、協力を得て進めてまいりたい、かように申しているんですから、その点は水口さんと少しも変わりありません。そう考えていただいで非常にけっこうなわけですね。

○上田哲君 議事進行。たいへん本日の法案についての審議、これに対する政府側の答弁に不満を持つわけですね。先ほど来、たとえば安全審査委員会の議事録を出してくれと。これはもう原子力基本法の精神からいって一点の疑義もないはずなんです。それが企業秘密云々なんというものがまぎらわしく出ているというので、私も非常に不安を持つわけですが、一方において安全審査委員会の議事録もそのまま出さないということでありながら、そこで専門家にまかしておけばいいじゃないかということ、全くこうした質問に対してはまじめに答えようとする態度ではない。先ほど私が質問したときも、当然この設置との関連において伺っているわけですが、率直に申し上げて、政府側に誠意があるならば、この議事録については採決に入ろうというつもりでいたわけですけれども、こういうふうな答弁がたいへんあつちへいつたりこつちへいつたりということ、誠意を尽くさぬということになると、きょうは議事進行上採決に至らぬということになると思つて、もう少し積極的になじめに御答弁をお願いしたい。

たしたい。こういうやりとりは、まるで野党じゃなくて政府側が時間の引き延ばしをはかっているんじゃないかと、議事進行上はなほ私は不満を感じる。長官におかれても、質問者は明らかに公聴会を開くかどうかということをおっしゃっているから、広いとか狭いとかという話でごまかされずに、じゃ、広いとおっしゃることの中に公聴会も含むのか含まないのかということをおひとつ明確にお答えいただくと、そういう形で議事進行を進めていただきたいと思います。

○国務大臣(木内四郎君) 御答えますが、私は必ずしも公聴会を含むとはお答えすることはできません。もっとあるいは広い意味においていろいろな意見を聞いて、そしてやろうと、私はこう言っているんですから、基本的には広く關係方面の意見を聞いて、そして理解を深めていきたい。その方法につきましては、私は直ちにここでいまま何にやるとかということをお約束するわけにはまいりません。

○辻一彦君 それじゃ大臣の答弁は広い意味の公聴会、こういうふうに私は受け取って、広くひとつ各方面の意見を聞く機会を公につけていただきたいと思つています。これは環境の問題あり、あるいは社会的な問題があり、もしかりに科学の専門的な知識を聞くことすれば、これは私は日本の中にまだまだその専門的な推薦できる人もいると思つて、だからいろいろな分野で十分国民の声を聞いてやること、できると思つています。

これだけに時間をとれませんが、あと三十分しかないで、幾つかの問題点を續けて質問いたしたいと思つています。

この原電に若干——若干というか関連するんですが、実は九月上旬に前長官とそれから成田原子力局長に、大飯町の住民組織から公開質問状を渡されて、私も預つてお渡しをした。そのときに、九月に大飯の原電の審査の結論が出るというので、その審査の結論が出る前に早く質問の答をひとつ出していただきたい、こういうふう

言つておいたんですが、事実はこういう状況であればそんな簡単に審査は進まないと思つています。そこでこの大飯原電一、二号、美浜三号炉のいま申請中にかかるこの審査の見通しというものをどういうふうな持つておるかということが一つ。

もう一つはお約束いただいた公開質問状はもう三月以上もたつておるので、早く原子力委員会御検討いただいで出していだだくというお約束でありますので、出していただきたい、それはいつお願いできるか。その二点をお伺いいたしたい。

○政府委員(成田善治君) この安全審査会は現在美浜、大飯の二つにつきまして検討をやつております。それで美浜につきましては、七月に申請がございまして、いまいろいろ検討をやつております。大体これはむしろ安全審査会の先生方の今後の検討のあれによりますが、大体見通しとして、一月中には美浜につきましては安全審査会の結論が出るのではないかとおぼろげにわれわれは見ております。それから大飯につきましては、一月に申請がございまして、これは先ほど御指摘のように非常に日本としては最初の大きな炉でもございまして、非常に前例のないほど長い検討期間をとつております。これもわれわれ事務局の見通しでございますが、来年二月までには安全審査会の結論が出るのではないかとおぼろげに思つております。

それから大飯の暮らしを守る会からの公開質問状につきましては、先生にお約束しましたように、安全審査会の結論が出る前に回答を出すべくいま提案を作成中で、検討中でございます。

○辻一彦君 局長、もう三月半もたつていて、いまさら審査の結論が出る前と言わずに、あれは九月に結論が出そうだということからその前に少なくとも出してもらいたいということ、あなたももう三カ月もたつておられるんですよ。そうすれば、もうこの公開質問状で聞きたいことがあるんです、みんな、やっぱりそれに答えていただくと、そういうふうにお願ひしたいと思つてますが、どうですか。

○政府委員(成田善治君) 公開質問状に対する回答は、われわれは安全審査会の審査の状況とも多少にらみ合わせて慎重にいたしたいと思つて、いま時間をかけておりますが、なるたけ結論が出る前にも出すように努力したいと思つております。

○辻一彦君 何回も言いませんが、なるたけという、結論が出る前というように、さつきから同じような御答弁が三回もあつた。三月も四月もたつて、住民の皆さんへの答えには何らかいままの状況でございまして、その二点をお伺いしたいと思つています。

それから大飯原電の一、二号は、申請中にもかかわらず大規模な工事が行なわれて、初めに町と企業と約束したというんですが、行なわれた仮協定について地元住民の猛烈な反対運動が起こつたというので、関電のほうから、企業はのうから仮協約を破棄してきた、電話ではあります、役場に対して、前の町長に対して破棄してきたわけですよ。その中で橋をつけ、道をつけるということ、ものすごい工事がごんごん、いまのうちにやらなければならぬというふうな勢いで進められているんですが、一体大飯原電一、二号については、申請中にもかかわらずどこまでああいふ工事が許されるのかどうか、その点をひとつお伺いしたいと思つています。あれはある面において企業暴力的なような形で進められていると思つて、そこらをおひとつ指導官庁としてお伺いしたい。

○政府委員(成田善治君) 原子炉等規制法による原子炉の設置許可がおりる前には、原子力施設につきましても工事をやれないということになつております。ただし、道路をつくつたり事前の土木工事等は、これはまあ原子炉等規制法の問題として考へております。したがって、非常に関西電力が地元感情を無視して土木工事を強引に進めているということがあると思つて、それはあるいは地元対策上まずいことだと思つてますが、これは

町なり地元と電力会社との当事者間の問題として処理していくべき問題だと思っております。

○辻一彦君 これは、たとえば冷却水の取水口で、あるところは排水を思われる。取り水の口、そういうところを、海を大きく埋め立てている工事、あるいは炉心と思われるところの山を削って整地をしている。こういうのはどんな範疇に入りますか。

○政府委員(成田壽治君) まあ土木工事、特に岩盤にいろいろくいを打ち込んだり、そういうのは事前の整地の工事とわれわれは考えております。

○辻一彦君 整地の工事ですか、正規の工事ですか、どっちですか。

○政府委員(成田壽治君) 事前の土木工事と考えられております。

○辻一彦君 そうすると、全部きれいできて、穴を掘るまでとはいえないことですか、原子炉の穴を掘るまでは。

○政府委員(成田壽治君) まあいいといえますが、規制法の問題としては対象外であって、これは実際に町なり当事者の問題だと考えております。

○辻一彦君 法的にかりにそうであったとしても、たいへんなあそこはトラブルを起こして、議会も二つに、町長までかわってやっています。こういう状況だから、私は地元の町長がもう少し町民の中でいろんな意見というものがまるとるまで少なくとも工事を中止しようという、ああいう考え方を企業の方も考えて、一々中止をやったって、それが何カ月か半年おくれたってどうということはないかと思うんだけど、そういう行政指導を少なくとも科学技術庁はやられる考えはないのか、いかがですか。

○政府委員(成田壽治君) 実際発電工事をやる場合、地元と事業者が非常に感情的に对立して、大飯の事態がそのようですが、非常にそれは望ましくないことで、当事者間でいま円満な解決をわれわれも希望しておりますが、ただ、これを行政指導としてやるべきかどうか。われわれはむしろ県当局あたりが両者の間へ入って実際にあつせん等をしてこの問題の処理をはかるほうが、地元問題としてベターなんじゃないかと考えております。

○辻一彦君 県当局のほうに少しそういうような努力をされるように、これはまたひとつ国として、ある意味の助言といえますか、そういうこともお願いしたいと思っております。

そこで、原子炉の安全性、設置基準の問題はいずれ資料をいただいて、また別の機会にいたして、私はきょうは熱公害、原電の排水によって非常に問題になっている温排水の問題についてひとつ御質問をいたしたいと思っております。で、これは美浜の三号炉の申請に対して、漁民の皆さんが週日も漁民大会をやって、非常な反対をされて、役場を取り巻いたという事件がありまして、その中で、この美浜の町長は関電といろいろ連絡をしまして、この工事を中止——工事は実際やってなかつたのですが、中止すると、こういう言明をしたわけなんです。ところが、それで漁民の皆さんは息ついておいたら、いろんな動きですね、たとえばこれはいまひまひまに何か整地が行なわれたと、了解をしたと、こういうことがまた問題になっていくというのを私は福井、地元の新聞で承知をいたしておるわけなんです。

そこで一番の問題は、原子炉の冷却水から大量に出される温排水が水産物に非常な影響を与え、こういうことを漁民の皆さんが非常に心配を、事実またあの地帯における漁獲が非常に減っているという事実もあります。したがって、先ほど読む時間もなかったのですが、九月の参議院委員会視察において、特に漁業関係者からは、温排水による漁業への影響を問題にしている。この調査が明らかにするまで新たな原子炉設置の許可を行なわないようにしてほしいという強い陳情が美浜町議会代表からありました。これは正式に委員会として陳情を受けたことですが、このように非常に報告が出てくるのですが、このように非常に温排水のことが問題になっております。

そこで、水産庁にひとつ伺いをしたいのですが、この温排水の、魚や、あるいは魚が通る道の魚道であるとか、あるいは水産物、こういうものに与える影響、こういうものについてかなり調査をされているのかどうか、どういうふうな調査を取り組んでおられるか、それをまずひとつ、簡単に教えてくださいたい。

○政府委員(藤村弘毅君) 現在大規模の実験をしておるわけではございませんで、理論的な数値を考へておられますが、出力百万キロワットで約七十万トンの温排水が出される。その温排水の差が吸入取水時に対して平均七度ぐらい上昇しておるといふふうにいわれておりますので、その拡散を考へてみますと、排出口から八百ないし千メートルで温度差が二度となります。二千メートルなるといふふうなもので、魚介類は一般に生存可能な水温といふものはかなり広範囲にございまして、その温排水によって直ちにその魚が死亡するというふうなことは考へられませんが、生物層が局部的に大きく変わってくるということも考へられるというふうな考へております。外洋の場合におきましても、表層から二、三メートルの層にならぬので、一部の回遊魚、特にこちら辺ではイワシとかブリ等の回遊に影へがあらわれるのではないかと、いふふうにただいまのところ考へておる次第でございます。

○辻一彦君 まあその程度のことであれば、温排水といふのは平野さんの解析数式がございまして、水というものは平野さんの解析数式がございまして、平野さんでしたか、水産庁の。それを使えば、大飯美浜、大飯の原子炉周辺における出力と温排水の拡散する度合いといふものは、その程度はわかるわけですよ。たとえば美浜一、二、三号炉は大体八百から一千メートル、二、三号炉が動けば大体二千二百メートル、三号が動けば四百メートルですね、だから半径六千メートルにわたって温排水の帯がずつと周辺にできる。これは水産庁のほうで研究された数式による結果ですね。で、問題は、こういう温度が拡散するといふことは、これは日本に

限らずに、欧米等の大体火力発電所が河口なんか、湖なんかにありますから、温度の拡散状況といふのはいろいろなデータがありますが、いろいろなことを調べても、現実には魚にどういふ影へを与えらるか。たとえばプランクトンがこれによって影へを受けて、海流に乗ってあたたい水と冷たい水がお互いに合流する。それによってプランクトンが流されていくとか、あるいはそういう影へによって稚魚の生産に、あるいは稚魚が影へを受ければそれを食べる大きな回遊魚ですね、これが影へを受けるとか、そんなことで、網を張っておいても、この美浜あたりでは、いまままで張った網に当然入るのが来なくなつたというわけですね。魚群は向こうのほうで迂回をしようというわけですよ。そういうものが温度の差による微妙な影へじゃないかと、こういうことを漁民の人は非常に気にして、水産庁に言つてもなかなか調べてくれないので、漁民の小さな船で温度計を持っていくってのはかた人もあるんです。そういう状態があるわけですね。私は、そんなことについてもっと詳しいひとつ水産庁が何かデータをお持ちなのか、あるいはそこらほとんど手がついていないのか、そこらはどうなんですか。

○政府委員(藤村弘毅君) 外洋におきましてそういう資源につきましては、現在のところデータを持ち合わせておりません。

○辻一彦君 たとえば、若狭湾は御存じのように稚魚生産地として非常に大事なところをなしております。卵から魚にかえつて小さなやつが出て漁場になるわけですから、教賀湾は原電だけじゃないんです、貯木場とかそういうものができて、あそこはいい湾だったのが、稚魚の生産地として、はだだになってしまったということも、原電試験場でも言っているわけですよ。いまこの図にあるように、若狭湾の小浜から大飯、高浜にかけてそういう稚魚の生産地があるんですが、これらも温排水が出れば、卵がかえるときにはわずかな温度差によつても影へを受ける、こういうふうな、私、専門じゃないのでわからないのですが、聞い

ているんですが、そういう問題についての、沿岸の稚魚生産であるとかそういうものを与える影響等についてのデータはありますか。

○政府委員(藤村弘毅君) 現在のところ、そういう実験をしたデータはございませんが、本年から科学技術庁の委託費によりまして、日本水産資源保護協会で、温排水が養魚について逆に利用価値がないかということ、そういう点を含めまして研究施設をつくっておる状態でございます。

○辻一彦君 それを私も御質問したかったのだけれども、そこがさかさまじゃないですか。被害がどんでん出そうな温排水のそういうものを、魚群や魚にどう影響を与えるかということをよく調査するのが先であって、害の出るのをうまく使って養殖をしようという、そういうところにお金を出してやってみて、そういう発想が私はどうも考えてみるとさか立ちをしているんじゃないかと思えます。で、いまのお話のように、たとえば日本水産資源保護協会が政府予算四千万円で委託を受けている、これは科学技術庁から出ているんですが、そうして温排水の利用について施設をやっている。それから二億円かけてその設備をつくり、二億七千万円で民間の協力を得てそういう施設をつくるとか、こういうものは日本水産資源保護協会の機関紙にずっと出ているんですよ。こういうものを見ますと、肝心の温排水の問題で漁民があれだけわあわあ言っていることを捨てておいて、どうもそのマイナスの面を何にも十分考えずに、何かプラスになることはないかということ、企業ベースですぐこういう温排水の利用というようにどこにお金を使うことについて、私は非常に疑問を持っていますが、これは科学技術庁から予算が出ておるならば、ひとつそれをお伺いしたい。

それからもう一つ、これによると、ことしの三月に水産庁から代表団を十名ほど欧米へ送っていますね、各水産試験場長とか、東海試験場の田中さんという方が団長になっていますね。これも欧米における温排水利用のために視察団をA班とB

班とつくって二班が三週間と四週間、温排水の利用を見に行っておられる。これは日本だけが何年越しにやっているのではない。原電の温排水というものは日本だけじゃないので、よそからも出ておるならば、もう少しこういう被害をいかに押えるかを考えるべきだ。アメリカなんかは温排水の問題で大問題になっておるわけですね、熱公害というので、そういうことで水産庁が代表団を出されるのなら、A、Bなら、A班は温排水の利用でもいいんですよ。少なくともB班はなぜそっちのほうを見られないのか。私はそういうことが、予算の使い方、欧米への二つの代表団の出し方、こういうものを見ても、どうも企業の単なるベースであって、ほんとうに漁業や漁民の立場に、いまそういういろいろと心配している人たちの立場に立っていないと、こういう感じがいたしますが、それをひとつ科学技術庁と水産庁からお伺いしたい。

○政府委員(成田壽治君) 温排水によって魚にどう影響があるかというのは、一般論としましては、非常に温排水によってよく育つ魚もあるし、また温排水をさらって逃げる、それで漁獲が少なくなるという魚もありまして、どの魚族に対してどう影響があるかというのは、先ほど言いました水産資源保護協会に委託費を出しまして、二億円近い水槽をつくって一般的な研究を早急にやることになっております。ただ温排水の影響は、一般的にはさうではありませんが、具体的には、その海岸がどういふ地形であるか、あるいはどういふ魚なりプランクトンが生息しておるかという非常に具体的な調査が必要でありますので、若狭湾につきましては、県の水産試験場等にも連絡をとって、若狭湾の具体的な事例として、温排水が若狭湾においてどれだけマイナスの影響があるかというのを厳重に調査してもらって、その因果関係がはっきりした場合は当然事業者から補償等の形もとらせ、あるいはそういう影響のないようなやり方もまた考えるというふうな考え方をとっております。

○政府委員(藤村弘毅君) ただいま御指摘がありました原子力排水施設の排水の分布、拡散が水産資源にどういふ影響を及ぼすかというのは、教員で実験、研究をいたしておりまして、四十四年からやっております、来年も引き続きこれを行なっていくつもりでおります。

○辻一彦君 調査団は。

○政府委員(藤村弘毅君) 調査団につきましては、温排水の利用のほうを主として見ましたけれども、拡散についても全く調査しなかったわけではございませんで、調査をして――私、直接調査結果を聞いたわけではございませんが、調査していると思えます。

○辻一彦君 しかし、この水産資源保護協会の記録をずっと見ますと、全部温排水の利用についての調査団の派遣の計画、報告書のとめがみない影響を及ぼすか、そういうことについてはどうも調べてありませんよ。私は公に二班行かれたら、一班ぐらいはさっこのほうを見ているというのには当然やるべきじゃないですか。それはよく調べてみてください、どういふ内容をやられておるか。

それから、私は福井県だから県の水産試験場、教員にも何回も行つて、何をやっておるかみな調べておりますが、それは気の毒なような状況ですよ。一年に一回か二回行って温度をはかる程度では、そんなものではとても、あのいまのこれだけ原電で問題になっている温排水、熱公害の問題はとも研究できませんね。本格的にやるんなら水産庁、科学技術庁はこれに対してしっかりした対策を立てられる覚悟がなければだめですよ。ちょっと委託費少しお出しになって、それではできません。四千万円、二億円――五千万計画、二億七千万円と、これで五億一千万円というものがその温排水の利用のほうに、ことし、少なくともこの四十六年度では使われておるんでしょう。それをもう少し公害のほうといいますが、温排水の被害のほうに、どういふ影響が出るのか、こういう

ことに私は国のお金を回し、あるいは水産庁の行政指導もそういうことを、研究をやってもらいたと思えますが、その点いかがですか。

○政府委員(藤村弘毅君) 御指摘のように、現在の分布、拡散の生物資源に対する影響の予算は非常に少ないので、来年度は大幅に増額いたしまして強化したいというふうに考えております。

○辻一彦君 技術庁は。

○政府委員(成田壽治君) 水産庁ともよく相談しまして、そういう方向でやっていたいと思えます。ただ予算上の制約もありますので、いろいろ相談しまして、それから県とも具体的な相談をしまして、相当大規模な調査もやっていく必要があると思っておりますので、県ともよく相談をしていきたいと思えます。

○辻一彦君 それでは、その御覚悟があれば環境庁にもあわせてお伺いしたいのですが、東京電力の温排水を調査するために赤外線でもって、飛行機でもってかかるという計画があると聞いております。これだけ問題が起きておる若狭湾の具体的なあの温排水の調査を私は優先してやるべきだと思っておりますが、これは水産庁、科学技術庁、それから環境庁がそれぞれ御関係がありますので、その分ひとつお伺いしたい。

○政府委員(岡安誠君) 環境庁といたしましては、水の汚染の問題、温度によりまして汚染、これはやはり環境基準をつくり排出基準をつくるということ、現在調査を進めておるわけでございますが、いまお話の東京湾におきます温度の調査、赤外線によりまして飛行機による調査でございますけれども、今年度予備調査をいたすということ、地形、距離の関係その他を考慮しまして、とりあえず姉崎の発電所の沖合いの温度の状況を調べたいと思つて考えておるわけでございます。来年度はこれは本格調査に移行したいというので、予算要求いたしておりますけれども、お話の教員との関係につきましては、実は来年度の計画で取り組む次第で、本格調査の中でこれは取り上げてま

いるという考えであります。

○辻一彦君 これは皆さん専門だから詳しくは申し上げませんが、さつき図で示したように、原子炉周辺に六メートルの半径で温排水が出ると思えば、その一番先は一度差のところですね。一度差しか温度ははかれないわけです。しかし魚は○一度、○二度で影響を受けることもあるし、それから卵がかえるときにはそういう温水が非常に影響するわけですね。赤外線で見れば○二度まではかかれるということで、かなり広範な地域まで私が見ることができるとは思いません。そういうことで、一番問題になっておるところを私は予備調査もやって、あそこで、ほうっておけば六百万もつくる——いまでも三百万からの建設をやっているでしょう。そういうところをまず先に予備調査をやってもらうということですが、ああいり漁民に対してもほんとうにこたえる道だと思っておりますが、ことし間に合うかどうかかわからないのですが、最大限の努力でいつごろ具体的にできるのですか。

○政府委員(岡安誠君) これは環境基準をつくり排水基準をつくるためには、温度が特に外洋において希釈拡散するメカニズム、さらには水産動植物に対する影響を、因果関係を明らかにしませんが、環境基準なり排出基準がでないわけではございません。私も努力いたしまして、今年度それから来年度調査をいたしまして、できれば四十八年度には環境基準なり排出基準をつくりたいというふうに考えておるわけでございます。そして本格的な調査は当然来年度になります。今年度も従来の金も多少流用いたしまして、二百五十万円という非常に少ない金でございますので、とりあえず東京湾で行なうということで、私も本格的調査におきましては重要なところをぜひ入れて実施をいたしてまいりたいと考えております。

○辻一彦君 外洋の太平洋の波と日本海の若狭湾のような入り江になって静かな波のところとは全然条件が違うわけですね。私は予備調査という点につきましても、外洋の海原を調べる場合と内海の

静かなところを調べる場合と条件が違いますから、私は予備調査は二つ必要だと思えますね。そういう意味で、そこでさつき養殖に四千万あるいは何億というお金があるのですが、こういうお金も使われるのだから、この環境庁だけじゃなしに、科学技術庁や水産庁で御相談して、あれだけ問題を起している若狭湾にまずあれして、太平洋岸が一つですね、同時にああいり波の静かな入り江のところ、ああいりところはどういう影響が起るか、そういう予備調査を今年度あたりは無理をすれば二百五十万円のお金が、これだけのりっぱな機関でできないことではないかと思うのですが、すぐできませんか。いかがですか。

○政府委員(岡安誠君) もちろん金の点もございまずけれども、現在東京湾で赤外線によります撮影をしようというので実は十一月以来実施を予定しておりますけれども、天候その他の関係がございましてなかなか撮影ができません。ことしじゅうに予定いたしておりました日にちもまたこれはできなくて、これは一月にずれ込むという実は実態になっておるのです。そこで、金の問題もございまず、急に調査箇所をふやすというところは技術的に可能かどうか、検討はいたしておりますけれども、非常に困難ではなからうかというふうに考えております。

○辻一彦君 それでは、時間が参りましたので詳しくは申し上げませんが、これはひとつ検討をいたしたい、特に科学技術庁も水産庁も、そういう問題をかかえている地域ですから、漁民のいろいろな不安や疑問に早くこたえていただくようにぜひ努力をお願いしたいと思います。

それから水産庁にも一つお伺いをしたいのは、大飯町、あそこは真珠の養殖なんかかなりいい条件を持っておられます。ところがいま原電でしゃにむに土木工事、橋をかける工事が進んでおる。そのために真珠をやっておる漁民の人たちが、何ら話し合いなしに橋がどんどん離れた所にできると、そこで水がどんどん濁って非常な影響を受けるということで、福井の地方裁判所に仮処

分の申請をしておりますが、しかし裁判所はまだ弁明書とか何とか答弁書というものを時間をかけてのんびりやっておるのですよ。これはあくまでやらなければならぬのですが、ああいり実態をひとつ水産庁で調べていただきたいと思っておりますが、それはどうでしょう。

○政府委員(藤村弘毅君) 個々の問題につきましてもいさなり水産庁が行くというわけにもまいりませんが、県の水産試験場を通じて調査させるようにいたしたいと思います。

○辻一彦君 運輸省の皆さんを呼んでおるので、一つだけお願いして終わりますから、運輸省と防衛庁、両方一緒にお伺いをします。

いまのような状況の中で、若狭湾にはたくさん原電が現在つくられており、非常に問題が起こつておる。そこであの上を自衛隊の航空機が飛ぶということについては、非常な不安感を住民の人は持つておられます。これは委員会でも視察したときに、やはりこの報告書にも出ておりますが、「八月十二日付けの運輸省の「自衛隊の低高度訓練空域」には原電施設を多数かかえる敦賀半島が含まれているので、これを除外することをお願いしたい、こういう陳情を正式に受けておるわけなんです。そこで、この間も三百メートルから六百メートルというところ上がったのでありますが、私のほうの福井県は、二年前に福井のすぐ隣の金沢に自衛隊の飛行機が町の一番まん中に墜落して二十数人の死傷者、三十七戸の家屋が焼失した、そういう事故が二年前にありました。そういうことで、六百メートルではこれほど心配だという声が非常に強いわけです。そこで、あぶなくなればパラシュートを出してしまえば、あとは、金沢の場合にはこちを向いていた飛行機がパラシュートで飛んじやったものだから、風が回ってずっと迂回して町のまん中に行つた、こういうことがあるわけですね。だから六百メートルのああいり形の半円形ではまだまだ私は危険性があると思

う。その点で、あの上空を禁止して、それで今度

の場合は少なくとも高度をもつと上げて、そういう不安感を除去するようにお願いしたいと思えますが、それをひとつ運輸省と防衛庁からお伺いをしたい。

○政府委員(内村信行君) ただいまの若狭湾上空の自衛隊の訓練空域の問題でございます。これにつきましても、ただいま先生御指摘のように、八月十一日に初めて実施いたしました。その後やはり当委員会の席上で岩間先生から御指摘がございまして、現地の住民が非常に不安であるというふうなお話を承りました。私もといたしまして、これは鋭意改善をはかりますというお約束をいたしました。それからいろいろ点検をいたしまして、また外国の例も見まして、先ほど先生のおっしゃったように、従来の千フィート二千フィートに上げる。それが周囲も半径二マイル、四マイルのところは二千フィートの高さまで訓練をしてはいけないという区域にいたしました。これは大体英国、デンマークあたりでも同様に二千フィートの二マイルというふうな範囲をとつておられます。さらに私どものほうの場合には、二千フィート以上といえどもできるだけこれは飛行はしないでほしい、さらにどうしてもしばらくは飛行しなければならぬ場合は水平飛行に限りまして、決して訓練的な飛行をやつてもらつては困るといふようなことを自衛隊のほうに強く申し入れて運用しておるのが実情であります。

そこで私どもは重ねて、二千フィートあるいは二マイルというふうな飛行で、発動機が急に停止した場合においても大体滑空して外に出られるというふうな計算上からいっておられます。外国の場合もおそらくそうであらうと思えますけれども、まあこれで私は一応十分であると思えますけれども、なお、さらに高度を上げる等の点につきましては、あるいは防衛庁等とも相談いたしたい、こういうふうな考えです。

○辻一彦君 これで終わりますが、さつき言いましたように、金沢にあった場合にも、私は人命が

大事ですから、やっぱりあぶないときにはパラシュートでおりのもけつこうだと思ふのですよ。しかし、人間がいなくなつた飛行機は操縦ができないわけですよ。そうすると、金沢の場合にはこつちへ行つておつたのが、煙のほうを通過つた飛行機が、人間がパラシュートでおりのもんだからかじが曲がつて町、の繁華街のまん中に、住宅街のまん中に突っ込んであれだけの事故が出た。そうしますと、六百メートルでエンジンがとまってもだいいじょうぶだとおっしゃるけれども、落ちていいというわけにはいかぬでしょう。自衛隊だつて大事故命だから助かつたほうがいいでしょう。そうすれば、人のいないのがどうなるか予測できない。そうすれば、六百メートルだつたらだいいじょうぶだなんてもんじゃありませんよ。

もしあの原電に当たつたら——これは言う必要がないでしょうが、これは原電のたつた三十三万キロワットのあの原電でも、一日あれが動くといキロの燃料ウランが燃焼されて灰になりますね。そうすれば広島に落ちた原爆が三十三万で、毎晩一発ずつ下に灰になつて残つておるのですよ。まして百万となつたら、その三分がずつと貯蔵されるわけでしょう。だから事故が起きたときにはこれはいへんなことだから、それには、かりに当たつてもその衝撃に耐えるような耐設備がされておると思ひますが、起つたら私はたいへんなことだと思ひます。その点で六百メートルというのは非常に不安だから、これはやはり禁止もしくはその上限を上げるとか、何らかの方法をひとつ防衛庁と御相談してぜひお願いをした

い。○政府委員(内村信行君) 防衛庁と相談して鋭意検討します。○説明員(大西誠一郎君) たいま運輸省から御答弁がございましたとおりでございますが、私も似たしましては、先般岩間先生から御質問のときにも答弁申し上げましたが、四十三年の八月以来、原子力発電所の上空の飛行につきましては制限をいたしております。そうして、どうしても

やむを得ず飛ぶ場合におきましても、できるだけ高度、経路を、エンジンがとまっても被害を及ぼさないような形で飛ぶようにというふうな指導をいたしております。それから原子炉の地形とかあるいは図面等の写真をパイロットに渡しまして、十分そういうような場所の上空は細心の注意をもつて飛ぶよう指導をいたしております。以上でございます。

○辻一彦君 どうもありがとうございます。この問題はもう少し具体的に私いろいろ追及したいのですが、時間がないのでまたの機会に譲ります。○委員長(柳田桃太郎君) 参考人の皆さまには、長時間にわたりまして説明に当たつていただきましてまことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。○峯山昭範君 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の審議に際しまして、二、三質問したいと思ひます。

もうすでに同僚委員より種々質問がございましたので、できるだけダブらないようにしたいと思ひますが、初めに、今回の無機材質研究所が筑波学園都市に移転することになつたわけでありまして、そのいきさつ等については先ほども説明がございましたが、初めに、この筑波学園都市全体を掌握していらつしやる首都圏整備委員長のきょうお見えになつておりますので、整備委員長さんとして、この筑波学園都市の今後の展望、あるいはこの学園都市をこういうぐあいにとめるようになったいきさつ等について簡単に説明をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 筑波研究学園都市を建設するにあたりまして、初めの目的と申しますか、とにかく昭和三十八年でございまして、そのときはやはり首都に関係のないような研究機関あるいは教育機関等は、どうも少しそれにふさわしいようなところに、何と申しますか疎開させたほうがいいのじゃないか、よつてもつて首都の人口の緩和に資しようじゃないかというところで始めましたのでございます。そこで候補地もたくさんあ

りました。あがりませんが、究極のところ、いま問題の筑波地方がいいということでは始めたのでございませぬ。いま法律に問題になっております無機材質研究所は、そのときはまだ設立を見ていなかったように私は記憶しておりますが、とにかく都市の人口集中の緩和、都市に關係のない機能はなるべくその近郊に移そうじゃないかということでは始めたと記憶しておるのであります。

○峯山昭範君 そうすると筑波学園都市が、いわゆる筑波がこの学園都市に最も適した場所であるという理由は何でございませぬか。○国務大臣(西村英一君) 二、三の候補地があったのでございませぬが、私直接その当時のあれは担当はいたしておりませぬでしたが、やはり東京に近くなければならぬということ、富士山もそのときに候補地にあつたと思つております。まあいろいろの観点から、やはりこの学園都市をつくるには、土地の問題、それから学園都市にふさわしい交通の問題、いろいろな点を考えまして、企画してきまつたと思つてございませぬが、なかなかやはりあまり遠いということはいかぬから、都心になるべく接近したところで、ふさわしいところということであつたようでございます。

○峯山昭範君 大臣、私はあんまり大臣の説明からいふのですよ。いまの説明を聞いておりましたら、筑波の移転の理由は、まずその近くでなくちゃいかぬ、土地がなくていかぬ、ふさわしいところ、交通の便なところ、これだけ大臣おっしゃいました。なかなか近くであるところ、ふさわしいところ、こうおっしゃいました。大臣は現地へ行かれたのですか。そしてあそこが、いま大臣がおっしゃつた東京に近いところと、またもう一つは非常にふさわしいところと感ぜられたわけですか。この点どうでしょう。

○国務大臣(西村英一君) 端的に申しまして、いま考えても私は研究学園都市としてはふさわしい、ほかのところを考へてもまあふさわしい。私はたびたび行つております。

○峯山昭範君 この問題は、私は大臣がたびたび行かれまして筑波が研究学園都市に非常にふさわしいところである、こういうぐあいに感じられたということを記憶にとめておいていただければけっこうです。あとでまたこの問題触れます。実は私たちが筑波に学園都市を移転することに ついては何ら反対じゃないわけですよ。賛成なんです。その上で私は質問を進めていきたいと思ひます。

そこで、大臣の先ほどの答弁の中に、要するにこの近くということ、土地あるいはふさわしい所、交通、そういうような中に、それとは別に一つおっしゃつたことは、要するに東京都の過密、いわゆる首都圏のこの過密な状態を何とか解決する、そのために筑波に学園都市を移転するんだ、こういう意図が私は含まれておつたと思つたんです。そこで私は、大臣が就任していらつしやる首都圏整備委員会というのは非常に重要な役目を持つていらっしゃるんじゃないかと、こう思つております。そういうふうな観点から、確かにこの東京を中心とする首都圏、これはもうたゞさんの問題が山積みしてると私は思つておる。そういうふうな中にありまして、大臣がすでに首都圏整備委員長としてだいいぶもう長い間やつておられるわけでありまして、現在のこの首都圏整備委員会、まあ委員会としてでもけつこうです、また大臣自身——建設大臣としてもけつこうでございますが、この首都圏における現在の問題点、及び大体今後十年間ぐらいで東京を中心とする首都圏で起きてくるであろう問題、こういうふうな問題についてはどういうふうな問題がこれから提起されるであろうか、これは非常に大事な問題だろつと思つておるんですが、特に、現在問題になつておる点はこのうらな点である、それから今後十年間の将来にわたつて首都圏において問題になる問題はこういうふうな問題であるという点を、大臣の所見をお伺ひしたいと思つておる。

○国務大臣(西村英一君) 首都圏整備委員長、名前はいへんいんですが、その名前のわりあい

には首都圏整備委員会というものが強化されておられないのでございます。まあこの首都圏につきま

ますと、これはきょうはどの何時間質問しても

がべんにあられるなんということはこれっ

は積み重ねておるのですが、それにもかかわらず

して問題点をつかまれば、それは果てしのない

一つは、もうことばじりをとらせるわけじゃあ

はこういふ趣旨に立つて、いまこの筑波学

心をしました。そこで、それでは私は、実は今回

うなところでも人口の分散、こういうことを考えま

てきています。私もいろいろ調査しましたが、い

の科学技術庁の無機材質研究所が今度筑波学園に

移転するということで、科学技術庁は一体何をや

散ができたかということに、この計画は非常に長

ろいろな問題があるわけですね。それと同じよう

の問題——いま大臣おっしゃいました、あるいは

非常に上等のパンフレットで、全部もうこれはす

くかかりますために、はなはだ微々たるウェーブ

に、大臣が、確かにその首都圏整備委員会が全部

の騒音の問題、公害の問題等も含めてきょうはお

いで、私たちはいろいろ勉強してみたい。ど

か、あるいは騒音の問題とか、あるいはその他の

私のもうこれ以上質問するのは、ほんとうにこれ

果てしなからう。これはやはり東京都をよくして

を讀んでわかった。しかしながら、よくよく

いけば、やがて人間生活に最も必要な水問題と

か言えなくなつてきます。やはり首都圏整備委員

は精魂を傾けてやらなければいけないと思つた

じやないかというのをちょっと感じた点がある

うようなもの、あるいは住宅、いまでもそうです

整備委員会が力がないのでは、ほんとうにこれは

どうしようもないと言つたのじやなくて、たとえ

に密接に關係がある、庶民の生活をどうしてい

が住宅に対する土地問題というふうなもの、もう

次の大臣も大臣と同じように思うと思つた、また

都圏をよくしていくためにこの首都圏整備委員会

というのには、私は賛成なんです。これも確かにテ

○峯山昭範君

私はいま大臣の答弁を聞いており

いろいろな趣旨に合つたかどうか知りま

せんが、一応さようにたいへんな問題をたくさん

かかえておるといふことを申し上げておく次第で

官としては違つかもありませんが、しかしながら重要な問題でありますのでお伺いしたいのであります。まずその東京都のごみ処理です。ごみ処理の問題についてお伺いしたいのであります。これは現在確かに東京都下各地でたいへんに問題になっております。そしてこれは、東京都下だけじゃなくて、日本全国でこの問題が大きな問題として取り上げられるのは、これはもう明らかであると思うのです。そこでこの問題について、少なくとも首都圏整備委員長、あるいは科学技術庁の長官として、それぞれの考え方はどういうふうにしたらいんじゃないか、あるいはこういいうぐあいにして取り組んでいこうというお考えはお持ちかどうかと思っておりますが、両大臣の御所見を初めにお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(木内四郎君) いま峯山さんからいろいろ御注意ありました。私も峯山委員の御意見に聞くべきところが確かにあると思うのです。しかし、科学技術庁は何をしようか、あまり身近なことをやっておられないんじゃないかというふうな御意見があらまされたけれども、私は必ずしもそうは考えておらないのであります。科学技術庁では、御案内のとおり、科学技術一般に対してその科学技術全般の研究基盤の強化をはかっているかなければならない、この研究というものは科学技術庁の研究機関、その他政府関係の研究機関でやっておりますことは、これはことごとく国民生活に密着した研究であり、研究の効果をおさめ得るものだと思っておりますが、そのほかに、たとえば先ほど来問題になっている原子力の平和利用の問題、これなども国民生活に密着していかないじゃないかと言われると、そうは私は言えないと思う。これは大きな意味において非常に国民生活に重要な関係があるし、さらに宇宙開発にしても、まあお月さんの話をしていられると地球のことを置いてきぼり、置き去りにしているんじゃないかというお話がありまされども、これによるところの科学技術全般の波及効果としてのレベルの向上というものは、これは国民生活に非常に大きな影響を

与えるものだと思っております。

それから海洋開発にしてもまたしかり、海洋開発などは何でもありません。もちろん日本は本来の昔からの、古来からの日本の様式によるところの海洋開発については、これは西欧諸国よりはるかに進んでおる点もありませんけれども、近代科学を総合したところの開発の点においては非常に遅れておる。これはしかし、この海洋開発というのは、資源の不足のわが国としては国民生活にどうなのかと言われたら、これは非常に重要な関係がある。すぐ目の前にはないけれども、ごみのようににはないけれども、これは大きな関係がある。さらにまた情報関係の問題、これについても同様だと思っております。そのほか、私どもは国民生活に密着した科学技術の開発ということに最近においては特に注意をしておる。そこで、いろいろなりフレットをこしらえておりましたので、それをごらん願って御了解願っておると思うのですが、これは懸命な努力をしておるのです。もちろんこの科学技術全般の研究機関のあり方、あるいは、科学技術庁の全体としての機構その他については、私は大いにまた検討を加えていかなければならぬ点は御意見のようにあると思っております。そういう点は常に反省しながら、身近な問題について、ごみ処理などについても大いにこれを研究してやっていく、こういうような立場におりますので、その点御了解願いたいと思っております。このごみ処理の問題につきましては、御案内のように、ことごとく環境庁が設けられました。環境庁がこの問題に真剣に取り組んでおられますので、私どもはこの研究の総合調整の機関として、環境庁においてこの問題を取り扱われるに對して全面的にこれをバックアップして、そうしてともどもに相携えてこの問題の解決に邁進してまいりたい、かように思っております。この機会に申し上げておきたいと思っております。

○国務大臣(西村英一君) 現在一番都市で問題になっておるのは、ごみ処理、それから下水道——下水道は直接に五カ年計画をこしらえて発足しまして、二兆六千億円でやるということで一応緒についております。また、ある年度を限って、現在では二割ぐらいの普及率ですが、五カ年たてば四〇%ぐらいに東京都だけを考慮してなおります。あと残っております問題はごみ処理です。これはごみ処理の担当省は環境庁と申したようでございますけれども、厚生省に残っておりますわけでございませぬ。ごみ処理が厚生省で、だんだんだんだん廃棄物が多くなるし、しかもその廃棄物の種類がだんだんだんだん変わってくるので、非常に処理がむづかしくなっておりますのは御案内のとおりです。したがって、これはまあごみ処理は地方公共団体の固有の仕事ということにはなっておりますけれども、地方公共団体だけにまかせておきますれば、やはり東京とか大阪とか名古屋とか、大都市はともやり切れないと、私はかように思っております。私の、建設大臣の直接の所管ではございませぬが、首都圏の整備委員長としては、こういうような大都市につきましても、やっぱりこの五カ年計画をつくって、ごみの処理の公団をつくる、一括的に金と組織といろいろなものについてめんどろを見なければとてやり切れないと私は思っております。たまたま、いま出ている廃棄物は大量のものがたくさんございまして、これは統計をとるとたいへんなことで、そのごみの焼却炉をつくる。焼却炉をつくりましても、燃えるものはいくらでも、そう簡単に燃えるものがない場合には、やはりプレス工場を、それも圧搾して、鉄板等は、何と申しますか、ブロックをつくるわけですが、それも都市ではいまやっておりますが六割ぐらいしかありません。早く鉄類はプレス工場をつくってこれはやっぱりブロックのかわりにする。その場合も重金属は除かなければなりませんから非常にむづかしいわけです。まあ端的に申しますと、これはやっぱり地方公共団体では手に負えないところがあるから、政府としてはごみ処理の事業団をつくって資金的に技術的に援助すべきだ。その点について科学技術庁も少し——これは科学技術庁の長官を前に置いて私が

言うのはおかしいのですけれども、やはり研究しなければならぬんじゃないかと、まあ私としては考えておる次第でございます。

○峯山昭範君 私はきょうは科学技術庁はもうこれは一時間や二時間では終わらせません、委員長。いまの大臣の答弁、ぼくははなはだ気に入らぬ。大体、大臣、ぼくはこのプリントの中に出てくるのは、庶民生活に全然関係ないと言っているじゃない。きのうから私は政府委員の皆さんにもさんざん言っておいたけれども、ごみ処理の問題について、ごみ処理の問題一つは確かに科学技術庁と関係ないかもしれない。しかしながらこれだけ大きく問題になって、皆さん方あれでしよう、政府の閣議においてもこういうような問題が相当問題になっているでしよう。そういうような問題になっている問題を、この問題は環境庁だなどという認識がまたおかしい。いま建設大臣から指摘もあつたけれども、こういうような問題を環境庁だといふからいろいろのことを聞こうと思っておりますけれども、そう簡単に、私はいろんなことがわかつているのです、こういうような研究一つ一つが国民の膨大な税金を使つてやるのです。庶民の生活に全然関係ないなんというところは私は思いませんよ。何らかの形で、宇宙中継にたつて少しは関係はあるでしよう。確かに関係はあるのです。関係はあるが、やはり幾つかの経路を経過して、そして庶民の生活に結びついてくるんじゃないですか。私は庶民の生活にいま直接関係のある問題、ごみ処理についてはあなたはどう考えているかと、こう聞いたのです。その問題についてあなたの方の答弁は、ごみ処理については今度新しい官庁ができた、環境庁だ、そういう認識しかされてないじゃないですか。科学技術庁であるならば、少なくともごみ処理に対する、いま建設大臣、私が言いたいことを全部言いましたけれども、要するにごみ処理の問題、また出てきた汚水の処理の問題、重要な問題に取り組んでない問題が幾らかあるのです。だから、そういうよ

うな問題について私は真剣にやってみてほしいというところを言いたいかからきょうは質問しているのです。それにもかかわらず、そんないかげんな考え方は私は納得できませんよ。ごみ処理については、あなたの隣にすわっている建設大臣は、重金属の問題にしてもごみ焼却炉の問題にしても、何とか科学技術庁でやってみてほしいと思つておられるんじゃないですか。そういうことについていかげんな考え方で、あれはよその官庁だなんて考え方で何が解決しますか、あんな問題。

○国務大臣(木内四郎君) たいへんおしかりのようですけれども、私のことは足りなかつたか、おしかりのようですが、私はさつき申しました、環境庁はそういう問題を直接第一線において担当する官庁だから、これは環境庁が大いに力を入れるのだらうが、自分たちのほうも総合研究体制の立場から全面的に環境庁をバックアップしてお手伝いする、こういうことを言っているんじゃないですか。私は環境庁や科学技術庁がみんなごみ処理の問題の所管争いをするようなことはない。私は科学技術庁の立場から、総合研究の立場において全面的にバックアップして協力することには少し簡単であつたかもしれないけれども、そのことを申しておるのですよ。それはお忘れのないように特にお願いしておきます。

○峯山昭範君 大臣ね、ことばはそれは足りなかつたかもしれない、私がちょっとしか聞いてないのかもしれないけれども、私が聞き漏らしたのかもしれないけれども、きょうは環境庁も来ています。きのう私は環境庁の役人と呼んで、ごみ処理の問題どうだと言つたら、ごみ処理の問題は私のほうじゃありません、こう言いました。東京都のごみ処理の問題どうなんだと聞きました、きのう環境庁に。そうすると環境庁は、ごみ処理は私の担当じゃありませんと言いましたから、それならそれでいい、あしたは出てきて、私のほうの問題じゃありませんと答弁しなさい、そんなことを言つたら私は承知しないからと、こういいたいきさつがあるわけですがね。すでにそういうくあ

にして、政府の中にさえるのです、すでにそういうような空気が少なくともあるのです。私は全面的にあるとは言いませんよ、全面的にあるとは言いませんが、少なくとも少しは、そういうくあいにごみ処理一つの問題についても、ああそれは厚生省だというふうな、それは環境庁だというふうなことをお互いに言い合つてたんじゃ、これはたいへんな問題ですね。したがって私はもうあんまり言いませんけれどもね、こういうふうなごみ処理の問題一つについても、いま大臣からあとのほうで答弁がありましたように、やはり真剣に取り組んでいただきたい。科学技術庁としては、いま真剣に取り組むという話がありましたけれども、現実には東京都のほうではもうこの二、三か月間ごみ戦争で、御存じのとおり、大臣ね、相当都議会の中でも区議会の中でもたいへんな問題になつています。そのわりには国政レベルでこの問題があんまり取り上げられないんじゃないかという批判も、私は現実には、私自身が聞いてきたわけです。したがって、これはやはりそれぞれの官庁、みなそれぞれ関係があると思うのです。全然ないとは思いません、やっぱりね。それぞれの官庁で今後どうすべきであるかというところについては、やはり真剣に考えるべきじゃないかということとを、私はきょうは言いたかつたわけなんです。大臣ね、そういうふうな趣旨について、大臣も今後前向きに取り組んでいただきたいと、こういうくあいに思ふのです。

○国務大臣(木内四郎君) さつきたいへんおしかりを受けたので、私も言いわけが少し過ぎたかもしれないけれども、いま先ほども申しましたように、この問題は決しておろそかにできる問題じゃありません。これは直接に扱う官庁はあるいは環境庁であり、あるいは厚生省であり、ある場合には東京都であるかもしれないけれども、私どもはこういう身近な問題の解決に全力をあげて御協力をしたい、かように思つておることをこの機会に重ねて申し上げておきたいと思つておる。○峯山昭範君 実はこの膨大なごみ処理の問題に

ついで、東京都でもうすでに御存じのように、九州大学の名誉教授の高橋正雄さんですね、あの人を座長にしまして、東京都ごみ対策専門委員会というふうなものを発足されて取り組んでいらっしゃるわけですね。やはりこれはいま建設大臣おっしゃいましたように、確かにごみ処理の問題は、焼却炉の問題にしましても、それぞれ非常に重要な問題を含んでおります、特に地方自治体においてはこれはいへんな問題だと私は思うのです。現実には私も何か所か回つて聞いてきたのでありますが、前々からあつた焼却炉が、最近では中々焼くものの質が変わつてきた関係上、炉がみんなやられちゃつてたいへんな思いをしているというふうなものを、現実には幾つかの知事さんからも聞きました。そういう点から考えても、どうか政府自体においても、この問題について真剣に取り組んでほしいと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(西村英一君) ごみ処理の問題につきましては、おそろく閣議でこれは問題が提起されると思つておる。何か新しい事業団をつくつてやるか、あるいは他の方法をもつてやるか、そのときには私も十分重要性についてひとつ閣議で発言をして、やはり地方公共団体の固有の仕事だからそれはまかせておけというふうなことでなければいけません。かように思つておる次第でございます。

○峯山昭範君 いま大臣から話がありました、さつたいへんおしかりですが、閣議で提起されたらということでございますが、まあできることなら建設大臣やつてらつしやる大臣も一べんちやつと研究されて、できるだけ早い機会にこの問題に対して政府としても取り組んでいただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(西村英一君) 下水それ自身は建設大臣がこれは責任大臣でございます。ごみは責任大臣でございますけれども、私も都市計画を持っておる立場におきまして、またあわせて首都圏の整備委員長の立場におきまして、十分発言し

なければならぬ立場にありますから、十分これには努力すると、私思つております。○峯山昭範君 よろしく願ひしたいと思ひます。それから科学技術庁にもう一つ聞いておきたいのでありますが、現実の問題として、ごみ処理の問題についてはいろんなことが提起されております。これも新聞等によりまして、プラスチックの廃棄物の処理方法とか、あるいは不燃物質、燃えないものの処理の方法とか、相当これは突つ込んだ問題がいま新聞等で連日のように提起されておるわけですが、こういう問題については、実際問題確かにまあ管轄は違つてもわかりませんが、科学技術庁としてはこの問題についてどこか取り組んでいらっしゃるのか、あるいはまたいまのところ取り組んでないけれども、これからよろうとしていらっしゃるのか、こころ辺のところはいかがですか。

○政府委員(田中好雄君) 科学技術庁といたしましては、先生のこのパンフレットの中に指摘してございませう。新技術開発事業団というのがあるけれども、これは新しい技術につきましまして発明考案がなされたものを企業化するための事業団として設立されたものでございませう。で、これは企業がその技術を成功いたしましたれば、成功払いということで元金その他返還を要求されませんが、不成功の場合はやむを得ないという制度になつておるわけでございます。で、この制度を使つておる最近二、三、プラスチックの処理問題、あるいはただいま先生のお話のごみ処理問題の研究などがある程度なされたので、それを企業化に結びつけるような仕事をしている面がございます。なお、研究調整関係もございませう。

○政府委員(千葉博君) 私のほうにおきましては、関係各省のいろいろな研究でございますが、そういうものを調整しております。その機能を使ひまして、この問題につきましまして関係各省にずっと多岐にわたつてこの研究が関連してござい

すので、十分今後調整しながら、さらに私のほうに研究促進のための特別の調整費を持っておりま
すので、その金を来年度から非常に生活に密着し
たような研究に使用しようということになっておりま
すので、こういうものも適宜使用いたしまして、
それでのごみ処理の問題につきまして、どちら
かと言いますと相当長期的な対策になりますけ
れども、前向きに進めていくというようなことを
いま考えております。

○**峯山昭範君** まあいずれにしましても、このご
みの問題は重要な問題でありますので、それぞれ
真剣に耳を組んでもらいたいと思っております。

それからもう一つは水の問題があるわけですが
ね。これは科学技術庁としては、水についてはど
ういうぐあいに考えていらっしゃるわけです
か。

○**政府委員(千葉博君)** 水の問題、いろいろござ
いますがおそらく排水の問題だと存じますが、
排水と水質の問題だと思っておりますが、その点につ
きましては、これもまた関係各省に非常に関連がご
ざいまして、各省においていろいろやっております
ので、これにつきましては……

○**峯山昭範君** 私がちょっと説明不足だったかも
しれませんが、私が水と云っているのは、これは
現在ごみ問題になっておりますが、しかしこれ
から十年二十年たつてくると、そんな二十年もた
たなくても二、三年のうちに、特に首都圏に
おいてはこの水の問題が大きな問題になってくる
ことは私は間違いないと思う。そこで、特に飲料
水、いま言われるようにこの飲料水の問題につ
いて、やはりこれは確かにこういうふうないろんな
技術もこれは重要であります。しかしながらこの
水というのは、これはもうわれわれの生活になく
てはならない問題でありますから、これは特に重
要な問題であると思うのでありますが、この水に
ついてどういうぐあいに取り組んでいらっしゃる
かということなんです。

○**政府委員(田中好雄君)** 先生おっしゃいますと

おり、飲料水、工業水、非常に工業が発達してま
いりますと不足してまいります。この点につきま
しては、科学技術庁といたしましては海水を淡水
化するという計画を前々から進めておりまして、
この面につきましては東京工業試験所、これは通
産省の公務員でございますが、ここにおきまして
石坂部長がみずから指揮をいたしまして、ここ
五、六年、大型プロジェクトとして工業技術院が
開発しております。これにつきましては、当庁は
研究調整局のほうで総合的な立場からタッチして
いる次第でございます。

それから、汚水の処理関係、この問題につきま
しては、現在だいたいばつきりわかってきておりま
すけれども、ステンレスの酸洗いの廃液処理の問
題、パルプ廃液の処理技術、こういったものにつ
きましては、先ほどの新技術開発事業を通じま
して技術開発をただいま進めているところでござ
います。

それから、全般的な汚水の自浄作用というもの
につきましては、約七、八年前から手をつけまし
て、いろいろな測定器具の開発を進めて、その後
汚水処理につきましてはそれぞれ所管が変わりま
したので、それぞれの場所において研究が続けら
れておると、こういう状況にございまして、いず
れにしても総体を見おろしまして、全体として水
質汚濁あるいは環境汚染その他の問題についての
国の研究の総合的な調整は研究調整局というよう
なところでやっております。

○**峯山昭範君** いま三点にわたって話ございま
したが、まあいろいろ聞いてみましても、実際問
題としてきょうの審議のあれからはずれもまず
いでですから、あと二、三聞いて、次の問題に移り
たいと思うのですが、一つは、海水の淡水化の問
題については、これは非常に重要な問題だと思
うのですが、これは一体どの程度進んでいらっ
しゃるのかですね。まあ単価の問題等も含めて伺
いたいと思うのです。

それから汚水処理の問題については、これは
汚水にもいろいろあると思うのですが、非常に重

要な部分を含んでいると、私はそういうぐあいに
考えております。したがって、これは特に海水の
淡水化あるいは汚水処理の問題については真剣に
取り組んでもらいたい、そういうぐあいに考えて
おります。それで、先ほど言いました第一番の問
題について簡単にちょっとお聞きしておきたいと
思います。

○**政府委員(田中好雄君)** 海水の淡水化につきま
しては、平塚に工場といいますが、パイロット・
プラントがただいま動いておりまして、これで推
定されますのは、たとえば、ちょっと数字があや
しいのでありますが、五十万キロワットぐらいの
規模の発電所につけた場合にどうなるか。あれは
あの発電所の排水を使って処理するわけござい
ますけれども、そういうもので考えますと、
ちょっといまの値段に比べて高いというの
で、なおその処理技術の開発を進めている次第で
ございます。

それから、当方におきましては、日米天然資源
委員会というものがございまして、年に一回ずつ
会合を開いておりますが、ここで海水の淡水化に
つきましての部会がございまして、毎年交互に訪
問し合つて内容を詰めておる、こういう段階に
ございまして、まだ十分採算に合うというところま
でまいっておりません。四、五年先に何とか目鼻を
つけたら、こういうことございまして。

十分なお答えになりませんが、あとの、先生
おっしゃいました汚水処理その他の問題について
の研究開発、これは当然重要なことございませ
んで、当庁といたしましても十分意を尽くすこと
になると思っております。

○**峯山昭範君** 整備委員長にちょっとお伺いして
おきたいのですが、水の問題については、東京都
の水ですね、これはどうですか。これからあとど
の程度もちそうですか。それで、どの程度です
ね、何年くらいあと、現在の態勢であと何年くら
いもつか。そこら辺のところはどうですか。

○**国務大臣(西村英一君)** 水の問題は、その量の
問題、質の問題でございますが、この量の、需給関

係の問題につきましては、私はきょうこの表を
持っておりますが、大体こまあ二、三年の間
はまあまあでございますが、いまいろいろなこと
の目標にしておる昭和六十年には一体どうなるか
というようなことになりましたら、いまのような
人口と産業の集中ではたいへんな不足になると私
は思っております。したがって、その面から
いきましたら、水資源に限度があるから、これを
産業、人口の分散をしなければならぬということ
が考えられるのでございます。いま科学技術庁の
ほうでは海水からとると、これは海水から真水を
とることができましよう、塩を抜けば水にな
りますから。しかし、まあこれどういうような計
算になるか知りませんが、いままでいろいろやっ
てまいっておりますが、なかなか高いと思っ
て、普通の値段ではとてもいきそうにないと思
います。

また私のほうの下水道でございますが、下水の
水はいまは二次処理をやっております。二次
処理をやっていきますという、大体PPMで一
〇くらいでございます。PPMの一〇くらい
では飲料水になりません。したがって第三次処
理、これをやればこれはもう真水になるのですか
ら飲めるわけです。したがって、その方面からも
この水の循環を考へる、もちろんいま第二次処理
でも工業用水には使っておるところはございま
す。それで売っております。その水をトン当たり
二円から三円ぐらいで売っているところもござ
います。しかし、結局は飲料水にするということ
ですと、第二次処理では絶対に飲めません。第三次
処理、横浜でいま試験をやっております。これを
早く何とか循環して飲めるようにしよう、こうい
うことでいま一生懸命馬力をかけているところで
ございまして、いずれにいたしましても、この問題
にしましては科学技術庁の皆さん方にたいへんお
世話にならなければならぬと私はこう思ってお
る次第でございます。

○**峯山昭範君** 環境庁の水質保全局長さんお見え
になつておりますね。いま建設大臣からも、下水

の二次処理で一〇PPM、これじゃ飲めませんわね、これじゃ。しかし、私は環境庁としてはこの水の問題についてどう考えていらっしゃるのか。特に最近の汚水の中の洗剤の問題等が最近新聞等でも相当騒がれておりますが、こういうような洗剤の使用、あるいは汚水の処理、こういうことについては、環境庁としてはどう考えていらっしゃるのかというものが一つです。それから科学技術庁長官には、こういうふうな、いわゆるいま建設大臣がいろいろ説明をされましたが、こういうふうな汚水を飲料水に持ってくるということは非常にたいへんなことだと思っておりますが、この辺の研究についてはどうなっているのか、それを含めてお願いしたいと思います。

○政府委員(岡安誠君) 環境庁におきましては水質汚濁防止法を所管いたしております。排水の規制というものにつきましてやっております。排水の規制と。お尋ねは、洗剤、それから水質等についてどう考えるかというお話でございます。現在の排水規制は、大体家庭下水程度の汚濁といえますか、それを、工場その他からの排水を規制をするという考え方でございます。したがって、われわれとしましては現在の環境基準というものはもつとよくしなければならぬ、きつくしなきゃならない。これはやはり家庭下水等の整備というものを急速に進めなければならぬというふうに考えておるわけでございます。現在の普及率は二二%前後ということでございますので、これができるだけ早く整備をお願いいたします。下水の負荷量を軽減したい。さらにそれにあわせて産業排水の汚濁等も軽減をするというふうにもっていききたいと考えております。

洗剤につきましては、ABSその他がございまして、これらが非常に汚染をする場合には上水道の浄水が不可能になってまいりますから、処理が困難になる場合もあります。ABSにつきましては現在いろいろ研究中でございます。私どもその毒性といえますか環境に対する汚染の度合い等につきまして目下研究中でございます。なるべく早くその調査結果を待ちまして、規制を要する場合はその規制の度合いその他をなるべく早くやるという段階でございます。○国務大臣(木内四郎君) いまお話にありました下水の処理の問題、これは二次処理まではいまのところやりました。工業用水として使っております。これを飲料水に使うということは心理的な影響などもあってなかなかこれはむずかしい点があるものであります。科学技術庁のほうとしましてはまだそこまで実は手が及んでおらないのですけれども、いまのような水の将来を考えますというので、大いに研究しなきゃならぬ問題であります。この問題は海水の淡水化とともに、並行しまして今後研究を進めるように各官庁と連絡をとって進めてまいりたいと思っております。

○国務大臣(木内四郎君) いまお話にありました下水の処理の問題、これは二次処理まではいまのところやりました。これを飲料水に使うということは心理的な影響などもあってなかなかこれはむずかしい点があるものであります。科学技術庁のほうとしましてはまだそこまで実は手が及んでおらないのですけれども、いまのような水の将来を考えますというので、大いに研究しなきゃならぬ問題であります。この問題は海水の淡水化とともに、並行しまして今後研究を進めるように各官庁と連絡をとって進めてまいりたいと思っております。

○山昭範君 水質保全局長にもう一つ聞いておきたいのですが、洗剤の問題については、これは先日の新聞報道等を見ましても、要するに洗剤はやめて昔の石けんだけにしろという主張もずいぶんあるわけですよ。あなたはいまABSについて研究中だということですが、これについてはどこで研究中なのか、いつごろまでに結論が出るつもりなのか、その点どうですか。

○政府委員(岡安誠君) 御説明が足りなかったかと思っております。ABSにつきましては、まず下水でどのくらい処理できるかという問題、それらに次ぎまして、飲料水その他に使った場合の健康被害その他がどうかという問題があるわけでありまして、下水でどれだけ処理ができるかという問題につきましては、従来ハード系の洗剤が多かったわけですが、こんな非常に処理に困難を来たすということがあったわけですが、ソフト系というものが開発された、大体そのように変わってくるといふことであります。そういう処理の方法が可能になってきたという問題がございまして、さらに健康被害その他につきましては、現在いろいろ研究中というふうにお答えしたわけですが、これは通産省それから厚生省とも連絡をいたしまして、その基準等ができれば、規制の対象にしてま

いりたいというのを申し上げました。○山昭範君 いずれにしても、このごみ、あるいは水の問題については非常に重要な問題でありますので、今後ともそれぞれの官庁で真剣に取り組んでいただきたいということを申し添えておきたいと思っております。次にいきたいと思いますのであります。科学技術庁は研究所の職員の出遇についてはいろいろと人事院に対しても要望していらつしやると思うのであります。初めに、科学技術庁当局は、研究公務員あるいは補助公務員等たくさんいると思うのですが、そういう人たちの出遇についてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(木内四郎君) 御案内のように、最近国立の各種の研究機関、私どものほうに所属の研究機関だけでなく、一般の研究機関に対する、研究機関の責務というものが非常に重くなつてまいりました。したがって、この研究機関の諸君が安心して研究に専念するようにしなくちゃならぬというのであります。私のこの前の在任中あるいはその前からも、たびたびこちらにおられる人事院総裁のほうにお願いして、研究職員の処遇の改善をひとつはかってもらわなければならぬということをお願いしてまいりました。その結果、三十六年以來いぶこの研究機関の職員の処遇が改善されてまいって今日に至つておられるようなわけであります。そこで、今後におきましては、この点を特に人事院総裁にお願いいたしまして、一そう研究員諸君が安心して研究に専念できますようにいたしたい、かように思つております。

○山昭範君 いま大臣のお話のとおりだろうと思つておりますが、科学技術庁当局としても、研究公務員あるいは研究補助公務員等が真剣に研究ができるように取り組んでいらつしやると思つております。実は昭和四十六年四月二十一日の科学技術会議でも研究者の処遇改善の問題について報告が答申されておりますし、これに基づいて科学技術庁としまして、研究公務員の処遇改善について

いふのを人事院に申し入れたらうと思つて、人事院においてはこれに対してどう処理をされたか、初めにお伺いしておきたいと思つております。○政府委員(佐藤達夫君) 科学技術長官非常に昔から熱心にその点に努力をされておられます。これはいま木内長官のお話のとおりで、木内長官自体、前々から非常に御熱心であるというふうな考へております。私どもとしては、科学技術庁から大いに要望されたら、それじゃ腰を上げようかという態度では実はありませんので、よけいなことを申し上げても、私ども三人の人事官の一人は研究者のほんとうの大御所でもあります。われわれ自体も相当理解を持っております。いまの長官のお話のように、近年においては相当実績をあげてきているつもりであります。私どもとしては、特に昨年は思い切つた改善をやりました。おそらく皆さんから非常に喜んでいただけたと思つておりますが、ことしも、せんだつてお通したいただきました給与法案におきまして、あとの残された問題として、研究補助員の優遇の問題、それから一等級の人たちの一部、こういうところ

○山昭範君 総裁はまずまずとおっしゃつておりますが、特に研究補助員の皆さんの待遇、処遇については、実は総裁は、いま、ことばではまずまずとおっしゃいましたが、報告の説明におきましては「特に配慮した」と、こう「特に」となつております。この場合私は、どこにどういふうぐあいに「特に配慮した」のか、この点を先にお伺いしておきたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 研究補助員の等級は、研究職の三等級及び四等級でございます。四等級は行政職(一)の八等級相当でございます。で、それからその上の等級の三等級に昇格するわけでございますが、その三等級のあり方がひとついろいろ

問題であるということ、これは研究補助員の最終等級ということになるわけでございますので、本年も勧告の前に行っている科学技術庁及び関係の職員団体からいろいろ伺ってまいっておりますが、今回の勧告におきまして、行政職(一)表に對しまして、三百円から最高八百円までの有利な引き上げを行なつて、この補助研究員の最終等級でありまして三等級の後半を引き上げたということでございます。

○**峯山昭範君** 局長、私はもうごまかされませぬぞ、きょうは。

あなた、いま研究職の公務員の給与表の三等級が研究補助員の最終なんだとおっしゃいましたね。研究補助員は何等級が一番多いですか。

○**政府委員(尾崎朝夷君)** 間違いましたので訂正いたします。研究補助員は四等級及び五等級でございますが、研究補助員の最終等級は四等級でございます。訂正を申し上げます。

で、その四等級につきまして、従前に對しまして、本年の場合には一般の場合よりも三百円から八百円有利に積み上げて改正をしたということでございます。

○**峯山昭範君** 四等級は、行(一)の給与表に對比しますと、何等級と何等級になるんですか。

○**政府委員(尾崎朝夷君)** 行政職に對比しますれば、七等級から六等級にいく線でございます。

○**峯山昭範君** そうすると、行(一)の七等級は今回何%引き上げられたのですか。

○**政府委員(尾崎朝夷君)** 行政(一)の七等級は一四・二%、五千七百三十二円引き上げております。

○**峯山昭範君** そうすると、あなた、対応する研究職の四等級は何%引き上げられたんですか。

○**政府委員(尾崎朝夷君)** 対応いたします四等級は一三・七%、六千二百二十六円でございます。平均でございます。

○**峯山昭範君** そうすると、人事院総裁が「特に配慮した」とは言いながら、研究職の四等級は一三・七%、同じく行(一)で対応する七等級は一四・二%、引き上げられておる。そんな、これ、ひとつも……。「特に」だ、これ。「特に」というのは、これは間違つておると違ふかな、これ。それは合計では、全体では上がつておるかもしれないけれども、少なくともこの引き上げ率を見ると、研究補助員の待遇というものは非常に悪いですね、やっぱり。まだ私はこれで満足なものであるとは言えないと思つておる。何かまだあるんですか、これ。

○**政府委員(尾崎朝夷君)** ただいま申し上げましたように、研究職四等級は平均して一三・七%でございますが、これは行政職の対応する等級としましては七等級及び六等級と先ほど申し上げました。七等級の場合には一四・二%、六等級の場合には一・八%引き上げてございますので、これは平均の話でございますけれども、さき申し上げましたように、俸給表自体において三百円ないし八百円引き上げたということでございます。

○**峯山昭範君** 私はそんな、人間は平均してはいるんじやなくて、みんな一人一人のわけなんです。現実の問題として、特に研究補助者というものはそういうような意味で前々から処遇が悪いということはいわれておるわけでありまして、それはやはりそういう比較のし方じやなくて、やはりもう少しと実質的に上がるように今後も考へてもらいたいと思つておる。

それから、研究公務員と一般公務員との民間格差は一体どの程度あつて、今回の程度埋めた人事院は考へていらつしやるのですか。

○**政府委員(佐藤達夫君)** 一応基本的なことを御説明させていただきますが、これは民間格差がありまして、これは研究職の關係の方々からはまだ民間との格差が完全に埋まつておらぬということを殺し文句にいつもやつておられるわけでありまして、これは確かに数字の上ではそういうことになりまふけれども、私どもに言わしていただければ、資料の示し方、公表のし方があるいは不行き届きということになるかもしれないけれども、研究職に當たる職種というのは、企業でいうと研

究所を持つておるような企業ということになり、そうすると、これは相当大きな企業である。ところがわれわれ事務のほうの行政職を比べます場合には、いつも申しますように企業規模百人以上のところでは水準をとつてやっておりますから、どうもその關係が研究職の場合とバランスがこわれてくる。もしかりに研究所をかかえておる企業の中の事務職と研究職を比べてみた場合に、研究職をどのくらい優遇してあるかというところ、これは実はベターなんですという事実が基礎にありますので、めつたにそれを申し上げる機会がありますのでしたが、きょうは幸いそのお尋ねがありましたので非常につきりいたしましたけれども、そういうことがございます。しかしそれだからといって研究職をないがしろにしていいという気持ちでないことは最初に申し上げましたとおりで、科学技術庁からやいやいせつつかれなくとも、われわれとしては自主的にこの辺については評価をしておるのだということをおし添えておきたいと思つておる。

○**峯山昭範君** あまりおそくなくてもなんですからどんどんいってきますが、総裁、ちょっと私は総裁と認識が違ふところがあるのです。というのは、民間格差は、私はこう申し上げますが、おたくの資料に基づいて私は言うわけですが、民間格差は給与で一三・七%ある。今回一・二%アップしたということになつておるわけですね、全体としては。局長、これは合つておるのか、これ私の言うたの合つてますね。——合つておることにしていただきますが、総裁、あなたいまおっしゃつたように、民間のいわゆる研究者というのは、要するに学者が、科学技術庁はいつも殺し文句のように言つておつしやいました。私たちがからすればそうじゃないのです、これ。総裁は研究所を持つておるようないわゆる企業というのは大企業ばかりである、こうおつしやいました。確かにそのとおりだと思つておる。私、そのとおりであればあるほど、今度逆に考えれば、給与の面でこれだけの差があり、住宅とか、そのほかいわゆる厚生設備だ

とか、そのほかの点をずつと調べていけばいくほどこの格差というものはもっともつと開いていくと私は思つておる。確かに私は筑波学園都市の、今度研究する学者の皆さんが入るところも行ってまいりましたが、やっぱりアパートですよ、結局は。一般の研究者はみんななりつぱな住宅へ入れてもらつておるんですよ。そういう点も換算して格差を入れたらえらいことですよ。実際そうだと私は思つておる。そういう点から考へてみると、やはりこれは国の研究施設にいわゆるすぐれた研究者を集めるためには、やはりそういう点まで、ごまかすところまで総裁、いつも目を配つていらつしやると思つておるが、そういうところまでやれば目を配つて考へていただかないと、ただ単に給料だけでござつておるといふんじや私はいかぬと思つておる。そういう点どうですか。

○**政府委員(佐藤達夫君)** 全く御同感でございます。何でもかんでも給与、給与とこつちにしわ寄せされて、これはもう私、非常に乱暴なことばづかいをいたしました、気を許して申し上げておるんで、たいへん差しさわりのあるかもしれませぬけれども、いま御指摘のたつとえば宿舎の問題その他の勤務の周辺の、給与以外の周辺の条件というものをやはり一緒に考へていきたいと思います、これは全体の優遇にはならない。これはもう關係の大員にはしつちゅう私が申し上げておるところであり、まことに御同感でございます。

○**峯山昭範君** 総裁、続けていきますが、今回の勧告の中に、筑波学園都市の問題が入つておるんですが、この筑波学園都市に移転する皆さんの方の調整手当八%につきましては、私はこれは反対じゃありません。当然そういうふうにして少しでも待遇をよくしてあげれば、そういうふうな考へ方には立つておるわけでありまして、実はまさかこんなことにはないと思つておるが、やはり科学技術庁も、両方に申し上げておきたいのでありますが、現地採用の人がこれから出てくると私は思つておる。そういう場合、現地採用の人は、これは八%はないんだということとは私

はないと思うんですが、これはどうなんですか。
○政府委員(佐藤達夫君) これもぜひお聞き取り願いたいポイントだと思います。この研究学園都市の移転手当というのは、これは実は給与制度からいうと全然新型のものでございまして、従来の地域給とは全然性格が違う。御承知のように調整手当というのは都会地に出ているもので、あるいは物価が高いとか、生計費が高いとかいうことで、地域の特長性をとらえて、給与の底上げと申しますか、をして調整をとらうというために調整手当ができておるわけで、その一般の地域給の考え方から申しますと、筑波の場合には、先ほど来お話に出ておりましたようなあいう場所でございます。都会地における調整手当というふうなものをし得る根拠は全然ないわけです。そこで、しかし今回の学園都市の建設については、これは一つの大きな国策として、特別の法律までできておるということもございまして、まあここに木内長官がおられますけれども、前に長官であられたころに御熱心な要望もあって、関係各省の熱心な要望もあって、われわれとしては相対的な決断のもとに踏み出した新しい政策の手当で、それはねらいはどこかというところ、たとえば東京にあります研究施設が筑波に移転するという場合には、これは職員の方々も必ずしも軽く腰をあげて移っていただくように、いわば移転の促進のためのねらいを大きく持っておるわけですが、したがって、今回の私の考え方も、移転の促進ということにまず重点を置きますからして、移転をした職員の方々には八%フルに差し上げる。たとえば現地採用の方々については問題がこれは当然出てきます。しかし、これは同じ庁舎の中で同じような仕事をされるというふうな方々もあるわけですから、そういう方々には特別に職務の種類をしばりまして、そして手当を差し上げようというふうな形でもございまして、現地の採用の方を全部八%ということになりますと、すぐお隣には土浦があるわけで、土浦はいま全然

無級地、これをどうする。また土浦に行けばまた隣のところは、おれのところははどうしてくれようというところで問題になる。これは際限なく波及する問題でして、ですから心を鬼にして、ある点で線を引かないことにはこれは取りとめのないこととなる。相当の決断のもとにこれはやったものであるということだけは十分御了解をいただきたいと思っております。

○峯山昭範君 私はね、総裁、確かに人事院としてどういふふうな特殊な調整手当を出されたというところは、まあ確かに相当な決断を要したとは思いますが、現実と同じ職場で働く場合に、これは相応いような問題が出てくると思っております。これはやっぱり人事院としても今後考えなくちゃいけない問題であるし、また科学技術庁としても、これは何とかしないとやっぱりいるんな問題になると思っております。この点一べんお伺いしたいのが一つです。

それからもう一点は、総裁、筑波学園都市と同じように、今度成田に飛行場がございまして、こっちはもう出るんですか、これ。これは現実の問題としてすぐ隣に成田がございまして、先ほど私のほうの委員会でも、法務省設置法とかいろいろの事をやりました。それで、入管とかいろいろなることをやりました。これはやっぱり移転するところが一斉に移ります。これはやっぱり移転することについてはいろいろ問題が出ておるわけですが、これはやっぱり同じように支給されるであろうと私は思うんですが、こら辺のところはどうなんでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは筑波の手当を考えます場合に、これもある、こういふことも問題になり得るといふ可能性は十分把握して、そしてまあいわば新しい研究課題として現在検討をしているところでもございまして、

○峯山昭範君 まあいそれにして成田ができるのは来年でありませうから、この点はよく検討して処理してもらいたいと考えております。それからもう一つ、研究者の初任給調整手当ですね。これは私の知っている範囲では、どうも一

般の何といひますか、お医者さんの初任給調整手当なんかと全然違っていますか、これ。
○政府委員(佐藤達夫君) これはお医者さんとお比べになりますと格段の違いがあることは当然でありまして、お医者さんがまた御承知のようないへん特殊な事情を持つておることは数字で明らかであります。民間の病院のお医者さんといわれれば国立病院のお医者さんと比べますといふと、大体何十パーセントという格差があります。これを毎年これでもかこれでもかといって初任給調整手当を上げておるような非常な苦しい状況にあるわけでありまして、したがって、まあなりふりかまわずと申し上げておつたんですが、また、医者さんのほうの初任給調整手当を上げまして、何とかということをやっておるわけでありまして、

この面から申しますと、研究職、それから行政職もそうでありますが、これは官民の格差から申しますと、先ほどちょっとお触れになりましたけれども、お医者さんとはもう比べものにならない。そして研究職の場合においては、たとえば初任給調整手当の場合などを比べますと、今度の勧告でいえば民間とほとんど同じまでいっているという自信を持っておるわけでありまして、ただ、なぜお医者さんの場合に、初任給調整手当を大きく扱ったかというところは、民間のお医者さんの場合を見ますと、たとえば退職金だとかあるいは年金だとかいふ面ではあまり行き届いた待遇を受けていないわけでありまして、現に、その職務にある間というところで待遇を受けていますから、われわれとしても、本俸にこれをかき上げとして持つていくよりも、やはり在職中のかき上げとして初任給調整手当の形にしたほうがよいというわけですから、本俸はあまり実はずり上がっていないわけでありまして、それからこれはあまり大きな声では言えませんが、研究職は片方堂々と本俸のほうで上げていくわけですけれども、その辺の違いもあるという

ことだけは、これはとっくり御了解をいただきましたと思っております。

○峯山昭範君 私は、お医者さんと比べれば確かにそうかもしれないんですが、この辺のところもちょっと考えるべき点があるんじゃないかと考えているわけですが、

それからもう一つは、先ほどから総裁も特に配慮したという研究補助員の問題ですが、研究補助員に対しては非常に人事院は冷たい。頭をひねっておつて、初任給調整手当というのは補助員にはつかないことになっておるらしいです。これはもうほんとうに同じ仕事をやっていて補助者に全然つかないというのはいかぬかと思うのです。こら辺のところはもうちょっと研究したほうがいいのじゃないかと、そういうふうに考えておるんですが、それがまず一つです。

それからもう一つは、この研究補助職員の問題で、先ほど等級の問題が出てまいりましたが、補助職員の問題ですが、これは要するに、私は何年たつても補助職員が研究職の五等級、四等級で終わるといふようなことはあまりにかわいそうだと思つておる。そういう点では、少なくとも研究補助者はある程度たつては、またある程度の年限がたつては、そういう方面では専門的になってくると思つておる。そういう面から考えても、行

(一)の給与表から考えても多少例外があるわけですから、そういう面から考えても三等級等以上に上げる、そういうふうなことも考えるべきであろうと思つておるんですが、こら辺のところはどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 初任給調整手当は、御承知のように大卒ということになっておりますが、この研究補助員には直接かかつてまいりませんが、それはその点からの問題があるわけだと思つておるんですが、しかしいま御指摘の上のほうに上げたらどうかというの、これは全くそのとおりで、私も私も思つておる。特別の勤務年限、その他その人の識見等、業績などを見まして、研究員とし

たかというところは、民間のお医者さんの場合を見ますと、たとえば退職金だとかあるいは年金だとかいふ面ではあまり行き届いた待遇を受けていないわけでありまして、現に、その職務にある間というところで待遇を受けていますから、われわれとしても、本俸にこれをかき上げとして持つていくよりも、やはり在職中のかき上げとして初任給調整手当の形にしたほうがよいというわけですから、本俸はあまり実はずり上がっていないわけでありまして、それからこれはあまり大きな声では言えませんが、研究職は片方堂々と本俸のほうで上げていくわけですけれども、その辺の違いもあるという

て三等級に昇格する道を設けているわけですが。ただ、研究補助員というのはいろんな人がおりまして、なかなかそれは一括して一律には扱えないわけなんです。ほんとうに学者タイプでやっている人もありますし、文学どおりの補助員である人もおるわけですが、したがって、これを一律に三等級まで上げるといふことはまたわれわれとしてはできない。そこでいま言ったようななりの食、という少し悪いことばを使いまして恐縮であります。素朴に言えばえり食いをして、一般の人は研究員として三等級に上げる、そういう扱いをしております。

○峯山昭範君 いずれにしても、こういう研究補助員の皆さんも含めて、少なくとも一日一日の研究にはほんとうに張り合いをもって研究できるように、人事院としても今後とも真剣に取り組んでいただきたい、こういうぐあいに希望しておきます。

それで、次に移りますが、きょうは住宅公団お見えになっていると思うんですが、筑波学園都市の今回の買収にあたっていろいろ問題もあつたと思うのでありますが、こまかい問題は全部省きますが、先般から相当テレビやラジオ、新聞等でも報道されておりますが、筑波学園都市の近くに関東フェザーミール会社というのですか、斃獣処理工場があつて、その悪臭がたいへんなものなんです。そういうことで茨城県警の手入れを受けたと、こういうように報じられておりますが、これはやっぱり非常に大きな問題であるかと私は思ふんです。現実には公務員の皆さんがその宿舎へ移る場合、相当においがしたりしてたいへんな問題だと思ふんです。そういうことも含めて、今後の見直し、あるいはこの問題処理についてどういうようにお考えか、お伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(播磨雅雄君) 少しどくなるかもしれませんが、簡単に答えさせていただきます。

この関東フェザーミールという会社がございまして、来年公務員が入ることになっております。

宿舎の南方約一キロぐらいのところの所在する、鳥の羽根でありますとか、けだもの内臓でありますとか、そういったものを乾燥いたしまして、飼料をつくっておる会社でございます。で、この区域は、私のほうのこれから申しますと、土地区画整理事業をやる区域になっております。そういった意味で、公園といったものは強制的に土地を買収する、そういう、あつたものは除去する、というふうな強制力はない土地でございます。いづれにいたしましても、学園都市を建設し、あるいは区画整理事業をやりまして住宅地をつくります上におきまして、こういった既往施設がありまことは非常に好ましくないことでございます。

こういふことで、従来から、関東フェザーミールを含めまして他の既往施設に対してもいろいろと交渉いたしまして、処理してまいりましたのでございまして、この一つだけが現在非常に悪い形で残つておるといふのが現状でございます。この会社は、実は昭和四十三年ごろに経営者がかわつてしまひまして、そして元の債権者が無許可でその仕事を引き継いでやっておるというふうな状況でございます。県の衛生部でも警告を発したりいたしておるわけでございますが、なかなか応じない、こういうふうなことで、私たちのほうも入居を控へまして各方面からの強い御要請もございまして、この十一月に、どうしてもことし一ぱいで営業はやめてくれ、そしてそれに必要な補償額は会社の方で出してくれ、私のほうからも一応公団として考えられる額は提示するというところで、先月の末に両者から金額を出し合つたのであります。かなりかけ離れておる状態でございます。

交渉事でございますので、金額を申し上げることはごかんべん願ひたいのですが、かなり離れておる、そういうことで、至急その金額を詰めようと思つておつた矢先に、先ほどお話のございましたとおり、茨城県警で責任者を逮捕したというふうな事態になってきたわけでございます。当面の責任者がそういうことになりましたので、非常に交渉はしづらくなつたわけでございますが、一

応、県の衛生部等とも相談いたしましたして、何とか入居の始まりますことしの間にこの煙をとめてしまふように、さらに最後の努力をしてみたい、こういうふうにお考えおるのでございます。

○峯山昭範君 これは非常に重要な問題であると思ふのですが、まず科学技術庁のほうに伺ひたいのですが、ね。私のほうに出していただいた移転の時期のスケジュール等によりまして、研究者の皆さんは来年の三月から四月に大体移転を完了する、そういうふうなことでありますが、

いんな新聞報道によりますと、実際には公務員宿舎には十一月末ごろまでに移る予定であつた、しかしながら部内ではいんなにおいの関係等もあつて、非常に反対があつて、そんな悪臭のするところへは移転したくないということ、相当のいんな反対があつたということですが、こころのどころはどうかというふうになつておるのですか。

○政府委員(田中好雄君) 移転につきましては、この前ごらんいただきましたあの施設の建設は本年度予算でつきまして、ずつとやつてきたわけでございますから、十一月の末には大体あれをこらういただきますように、完成しております。したがひまして、十月末から考えてまいりますと、早くいきますれば十一月、おそくなりまして来年の二、三月、こういうふうなことになるわけで、最初は、四、五月ごろはその辺は流動的でございます。そこで、順次詰めてまいりましたところ、先ほどお話もあつた関東フェザーミール会社の問題は、先ほど住宅公団の方からお話がありましたように、本年一ぱいで片づく見通しである、こういうことでございまして、それも考慮に入れまして移転の時期を決定しましたのが、昨日お手元に差し上げました資料でございます。

○峯山昭範君 住宅公団にお伺ひしますが、これはいづつごろ解決する見通しなんですか。

○参考人(播磨雅雄君) 先ほど申し上げましたとおり、相手方の責任者がつかまつたという状態にいまなつておりました、出ておりました

も、従来からの経験からいくと非常につかまえてくれない相手でございますが、ほんとうに苦慮いたしておつたのでございますが、ただいまも科学技術庁からお話ございましたように、入居が非常に迫つておるわけでございますので、私たちのほうといたしましては何かの手段をとりまして、とにかく妥結に持ち込みたいと考えておつたのですが、そういうことでどういふふうな手を打てばと、県と相談しておるといふ実態でございます。

○峯山昭範君 大臣、これは解決つきません。これは斃獣工場のおいといふのは相当なものです。これは特に内閣委員会では極釜の問題をやつたことがあるのですが、この牛骨処理工場のおいといふのは、たいへんなものです。このにおいをかひたら、研究者一べんにだめです。住宅公団も解決の見通しはないといふのです、実際のところ。今後この問題はちよつと大きな問題になつてきますよ。ですから、これは慎重に取り組んでもらいたいと思ひますし、また科学技術庁としても対策を練つてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(木内四郎君) いまお話の点ごもつともでありますので、この問題は慎重に関係各機関と打ち合わせまして、検討して処理したいと思ひます。

○峯山昭範君 環境庁も来ておると思ふのですが、この問題、これ何とかならぬですか。

○政府委員(山形操六君) 本年の五月に悪臭防止法が制定されたわけでございますが、この政令を総理府で目下やつておる最中で、来年の五月末日までに施行ということ、まだ悪臭物質そのものの定義の問題がありますし、それから規制基準をどういふふうにするかといういま作業をやつておる最中でございますが、来年の五月末日までそれはかかりまして、いますぐにはできませんが、それ以後ですと、規制地域の問題、あるいはその基準をオーバにしておりましたら警告その他いろいろの措置ができる、こういうふうになつて

おるところでございます。

○**山田昭範君** そんな、来年の五月じゃこれは間に合いませんよ。やはりもっと私は環境庁にもお願いしたいのですけれども、実際問題こういうような具体的な問題が相当あつちこち出てきておるわけですよ。法案をそれ以後に実施するためにいふんなことをやるのもいいですけれども、やっぱり実施は、どんだん現地へ行くなり何なりして調査を進めるようにしてもらいたいと思つたのです。その点は要望しておきたいと思つたのです。

時間がありませんので進んでいきますが、もう一つは、先般視察に参りましたときに、私たちは学園都市全体の説明をお願いしました。非常に公園が少ないと私は思つたのです。しかも、私たちが説明を聞いたときに、公園が少ないという事を言いましたら、まわりはみんな山だ、こういう説明がありましたけれども、それにしても向こうは、一番初めに建設大臣が言いましたように、あなたは一番適当なところだとおっしゃいましたけれども、公園が少ないという事を私は申し上げたのです。そうしたら、まわりはみんな山だと言つたのです。だからそういうような山の中で、公園が少なくていいというふうな話もちょっとありましたが、なかなか問題なんです。学園都市に最もふさわしくない山なんです。マツクイムシが一ぱいいたかつているような、やせた土地にやせた松の木が一ぱいあるのです。たいへんなことですよ。研究を始めたら変な虫が一ぱいいたかつてくるのじゃないかと思つたのです。これはやっぱりもっと私は学園都市にふさわしい措置なり何なりをする必要がある。まわりは緑だからいいというふうな考え方はちょっといかぬのじゃないかという考え方を持っておるのですが、公園が少ないということとあわせて、この辺ちょっとどうですか。

ね。したがって、いま聞きましたら、公園は中心部に二カ所ぐらいという話をしております。しかし、これはだんだん進めていく間に、もう少し考えてみたい。せっかくいわれられておる俗に世界に誇る学園都市をつくるというのですから。こういうことでは世界に誇れないですよ。書いてあるのは世界に誇る学園都市、どうして誇るのか私にはわかりませんから、十分公園と環境は整備したいと、かように考えておる次第でございます。

○**山田昭範君** 大臣のいまのおこぼを信じまして、私の質問を終わりたいと思つたのですが、いずれにしましても、昨日の政府委員の皆さんの説明によりまして、ソ連のノボシビルスクですか、いわゆる研究都市に匹敵するようならばいい学園都市をつくりたいということでありまして、いづれにしてもいろんな問題がありますけれども、いま大臣おっしゃいましたように、緑の問題一つにつきましても、いろんな問題が私には存在しておると思つたのです。そういう点も含めて、ぜひともいろんな問題、こまかい問題にまで配慮をして取り組んでいただきたいと思つておりますし、また処遇等につきましても、人事院、長官も含めて、どうか待遇をよくしていただきたい。それで、あの公務員住宅は確かにできておりました。部屋の広さも3DK、3LDKとおっしゃっておりますけれども、そんなもので満足なものじゃないかと私は考えておりますので、そういう点も含めて、どうか研究する方々が安心して十分に研究できるように設備をつくっていただきたいという事を私は要望いたしました。私の質問を終わりたいと思つた。

○**中村利次君** 世界に誇る研究学園都市をおつくりになるという、これは構想としてはまことにけつこうな話でありまして、そのことはむしろけつこうであつて、高く評価したいと思つたが、しかし、私も現地に行つて見せていただいたんですけれども、これはいま建設大臣から、山委員の公園の問題でまことにりっぱな御答弁がございましたけれども、やはり世界に誇る研究学園都市をつくる、その構想、計画が非常にけつこうであるだけに、そういうものが非常に目立つんですよ。何か五十年か五十二年ごろ完成するようですけれども、この激変する時代の中で、日本人的発想といふか、島根根性的な感覚といふか、たとえば道路にしましても、まあ緑や松の問題はこれからでも修正がききましようけれども、道路はもうでき上がつちやうてゐるんですから、私は修正はきかないんじゃないかと思つた。質問してもむだかもしれません、五十メートル、三十四メートル、二十七メートルそれから二十メートルとあります。水戸街道との交差点に近いところは二十メートルです。ところが現在すでに水戸街道の交差点にだんだん近づいていきますと、もう現在相当問題がありそうですね、道の狭さが。あそこを世界に誇る十二万の研究学園都市に完成して、これは大いに先取りをしよという構想でありましようけれども、しかし、世界に誇るそういうものが十年、二十年たつていくと、これはあの道では、さあどうしようもないと、私は必ずそうなると思つた。だからそういうことが、何というんですかね、まことに島根根性的な発想しかできないというところに、残念ながら将来十年、二十年先にはたして世界に誇れるのかどうか。まあ、あそこいろいろな設備、機器等については、これは雑談の中で振興局長なんかから伺いましたけれども、私はそもそもお役人なんというものは自分の点数のことを気にして、うしろ向きに突つ走ることとおつたところ、なかなかりっぱな、いろいろ問題がある中で先取りの、前向きなことをおやりになつておるようでありまして、敬意を表しましたけれども、しかし何といふんですか、そういう非常に狭い島根根性的な構想、発想というもの、まだどっかに残つてゐるということに対して非常に不安を感じました。これはここで質問してもどうしようもないことではしようけれども、今後首都圏整備委員会としてのお仕事はほとんど統一していくのでしようから、今後をどうお考えなのか。

それから、もう建設大臣は御退席になるそうです。それから、私は続けて基本的な問題だけをお尋ねしたいと思つたけれども、首都圏の整備はこれはまさに喫緊の問題だと思つたが、そういう意味では、ああいうところに研究学園都市をおつくりになるというの、私はこれはけつこうだと思つたが、しかしまだまだ、たとえば、試験場、研究所、各省庁一ぱいあります。非常に問題のある、人間が住むにはだんだん不都合になつておる東京に、相当広大な土地を占有したそういふものがある。あるいは国立、公立、私立等の大学等が非常に環境の悪い中でこれも相当の土地を占有してあるわけですね。その中の学生たちは、一生懸命勉強しておるのももちろん非常にたくさんいることは間違いないけれども、中には非常に環境の悪い東京の学校で人の迷惑はかまわない気遣いされたをやってゐる人たちもいる。だからそういうものを総合的に考えまして、一体首都圏整備の抜本的な構想について、こういう問題をからめてどういふ構想がおありになるか、どういふお考えなのか伺いたいと思つた。

○**國務大臣(西村英一君)** さつきもちょっと、いわゆる既成市街地についてはいろいろな問題があるという事を申しましたが、いろいろな問題をしゃべつてもしょうがないのですが、大体いま首都圏でできているのが、既成市街地とそれから近郊の市街地、それからそのあとは開発の市街地と、三段階に中心からきめておるわけでございます。したがって、既成市街地におきまして、まあ二三区だけでございますが、東京のまん中には工場を制限しよう、大学を制限しようという事で、それは法律で制限しておるのです。ただしその面積の点につきましても、工場でもある一定の面積、学校でもこうとういうようにきめてありますが、これを少し強化したいということを考えております。次の通常国会でこの既成市街地のうちの制限を強化したい。それから近郊のその外のまわりのところには、それにふさわしいような機能を持つていきたい。それからその次に周辺の

ところでございますが、そういう周辺のところは、これは新しい都市計画をつくりたい。端的に申しまして、東京の周辺に人口が集まっているのは、どうも南の方、神奈川県にすいぶん集まっています。北のほうはあまり集まっていないのでございます。したがって、いまとにかく日立、水戸、それから宇都宮、前橋、高崎、こういうような都市について、この大都市計画でもっていろいろ都市計画をやつて、それをすつとつなぐ横断道路をつくつて、都市の周辺に人口の集中できるようになどをつくらうか。神奈川県のは南のほうといいますが、南のほうはもう東京の人口の移動をやるようなことはできないだろうというので、せつかくいま申しましたような周辺地、日立から水戸、すつとああいこうところを——それにはどうしても、いま道路が東京を中心にしてみな放射線状に走つておるから、これが一つの欠陥だと私は思つております。それを横につなぐ高速道路をつくつて、その周辺を都市化したらどうだろうか。これは各県も、茨城県もそれから栃木県も群馬県も非常に希望しておるのでございます。したがって、そういう計画をやつたらどうかというのを考えております。その他いろいろございませうけれども、既成市街地における制限を強化したい、これは次の通常国会に法律を出したい、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○中村利次君　もう先に首都圏の整備についてはいろいろ質問があつたわけでありませうから蛇足は避けませうけれども、とにかく、たとえば先ほど申し上げました研究所だとか試験場だとかあるいは大学等々、そういうものは政治的にほんとうに腹をくくつた取り組みをやればできないことはないんです。だんだん住みにくくなつていくという中で、狂暴化する人間というものが出てきて迷惑千万ですよ。ですからそういうおつもりを、私はいま大臣がおっしゃつたようなそういうことについてとやかく言おうとは思いません。しかし国民は、あるいは都民は、東京都と限定して考え

ても、都民はどうもいろいろなこういうビジョンをお示しになつてもあまり信用しないところに来ているところに問題があるんじゃないですか。ですから、少なくともできることはこれは大英断をもちつておやりになるおつもりがあるかどうか、それだけ伺つて、私の質問をやめます。

○国務大臣(西村英一君)　先生のおこぼれでございますが、私も十分そのつもりで、りっぱな学園都市をつくりたいということをやつてもいいと思います。かて加えて、首都圏としての整備の問題もそれとひつかけて、ひとつまだ東京で立ちのいていい施設も先生のおっしゃるとおりたくさんあるわけでありませうから、ひとまずいまきまつた施設はおそらく来年は非常に活況を呈すると思つておられます。さういふ御意見を承りまして、ひとつ一生懸命やるつもりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員(長) 柳田桃太郎君　ほかに御質疑はありませうか。——別に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(長) 柳田桃太郎君　全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(長) 柳田桃太郎君　御異議ないものと認め、さよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

十二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、沖繩開発庁設置法案
特別措置等に関する法律案

沖繩開発庁設置法案
沖繩開発庁設置法

(目的) この法律は、沖繩開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置) 第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖繩開発庁を設置する。

(任務) 第三条 沖繩開発庁は、沖繩(沖繩県の区域をいう。以下同じ)における経済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進にあたることを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限) 第四条 沖繩開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされるなければならない。

一 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第 号)に基づく沖繩振興開発計画(以下「振興開発計画」という)の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。

二 振興開発計画の実施に関する事務を推進すること。

三 振興開発計画の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

四 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整を行ない、及び当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に関する事務(科学技術庁又は環境庁の所掌に属する事務を除く)を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、沖繩振興開発特別措置法の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

六 南方同胞援護会法(昭和三十二年法律第六十号)及び沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

七 沖繩開発庁の所管行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舎その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき沖繩開発庁の所掌に属させられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務) 第五条 沖繩開発庁に、次の二局を置く。

総務局
振興局

2 総務局においては、前条第一号に掲げる事務、同条第五号に掲げる事務(振興局の所掌に属するものを除く)、同条第六号及び第七号に掲げる事務、沖繩振興開発審議会に属する事務、庁務の総合調整に関する事務並びに振興局の所掌に属しないその他の事務をつかさどる。

3 振興局においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務及び同条第五号に掲げる事務(沖繩振興開発特別措置法第六條から第八條まで及び四十八條の規定に係るものに限る)をつかさどる。

(長官)
第六条 沖繩開発庁の長は、沖繩開発庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2 沖繩開発庁長官(以下「長官」という。)は、沖繩開発庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

(沖繩振興開発審議会)
第七條 沖繩開発庁に、附屬機関として、沖繩振興開発審議会を置く。

2 沖繩振興開発審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖繩振興開発特別措置法の定めるところによる。

(地方支分部局)
第八條 沖繩開発庁に、地方支分部局として、沖繩総合事務局(以下「総合事務局」という。)を置く。

(総合事務局の所掌事務等)
第九條 総合事務局は、沖繩における次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一号、第二号及び第八号に掲げる事務
 - 二 次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務
 - イ 公正取引委員会の事務局の地方事務所
 - ロ 財務局
 - ハ 地方農政局
 - ニ 通商産業局
 - ホ 海運局
 - ヘ 港湾建設局
 - ト 陸運局
 - チ 地方建設局
- 三 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十

三号)第六十一条第五号、第八号及び第九号に掲げる事務、同法第六十二条第一号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、同条

第二号に掲げる事務(国営に係る森林治水事業の実施に関するものを除く。)、同条第三号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、同条第三号の二に掲げる事務(国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関するものを除く。)、同条第四号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、同条第七号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る。)、同条第八号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、並びに同法第七十七号第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号、第七十八号第一号、第四号及び第五号、第七十九号並びに第八十条第二号に掲げる事務

2 前項の事務のうち、同項第二号イに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務については公正取引委員会が、同号ロからチまでに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務及び同項第三号に掲げる事務については当該事務に関する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する。

第十條 沖繩における前条第二号に掲げる事務に関しては、政令で定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に関する法令の規定を適用する。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に關し必要な事項は、長官と関係行政機関の長が協議して定める。

3 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所掌する行政機関の長が告示するものとする。

第十一條 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。

(事務所)
第十二條 総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置くことができる。

2 事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、総理府令で定める。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

第二條 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球(琉球政府行政主席への通知)
(所掌事務に関する暫定措置)
第三條 沖繩開発庁は、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖繩の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に関する事務をつかさどる。

2 総合事務局は、第九條第一項の事務のほか、沖繩における前項の事務を分掌する。

(沖繩・北方対策庁設置法の廃止)
第四條 沖繩・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)は、廃止する。

(国家行政組織法の一部改正)
第五條 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)
第六條 総理府設置法(昭和二十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の五」を「第十六条の六」に改める。

第三条第三号中「沖繩(硫黄島及び伊平屋

島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をいう。以下同じ。)及び」を削る。

第四條中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 北方地域に関する事務を行なうこと。

第二章第三節中第十六條の五を第十六條の六とし、第十六條の四を第十六條の五とし、第十六條の三を第十六條の四とし、第十六條の二を第十六條の三とし、第十六條の次に次の一条を加える。

(北方対策本部)
第十六條の二 総理府の機関として、北方対策本部を置く。

2 北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。

二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に關し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

三 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ。)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に關する文書を作成すること。

四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、北方地域に関する事務に關し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六 北方領土問題対策協会の監督すること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき北方対策本部の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官たる國務大臣をもつて充てる。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を総括する。

5 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることが出来る。

6 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、内閣総理大臣の指名する総理府総務副長官をもつて充てる。

7 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

8 北方対策本部に、所要の職員を置く。

9 この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第十七条中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。

第十八条の表中 沖繩・北方対策庁 沖繩・

北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）を「沖繩開発庁 沖繩開発庁設置法（昭和四十六年法律第 号）」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）
第七条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一項中「職員」の下に「沖繩総合事務局において財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。」を加える。

（農林省設置法の一部改正）
第八条 農林省設置法の一部を次のように改正する。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。
（営林局及び営林署の所掌事務の特例）

第七十一条 営林局の所掌事務のうち沖繩県の区域に係るものについては第六十七条の規定の適用については、同条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」とあるのは「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」とし、営林署の所掌事務のうち沖繩県の区域に係るものについては同条第一項の規定の適用については、同項第二号中「営林を指導すること」とあるのは「営林についての技術相談に關すること」とする。

第七十二条 削除
（港湾整備特別会計法等の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「北海道」の下に「又は沖繩県」を加える。

一 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）第四条第二項第一号及び第二号並びに第七号第三項
二 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第三号第一項
三 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）第三号
四 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第四条第二項第一号及び第二号並びに第七号第三項

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特例措置等に関する法律案
沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特例措置等に関する法律

（趣旨）
第一条 この法律は、沖繩（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるもののほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。

（防衛庁職員の給与等の特別措置）
第二条 琉球政府の職員のうち、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第 号。以下「一般法」という。）第三十二条の規定により防衛庁の職員となり、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用を受けることとなる職員については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

2 沖繩県の区域内に所在する防衛庁の官署に勤務する医師又は歯科医師で、防衛庁職員給与法の適用を受けるものについては、一般職の国家公務員である医師又は歯科医師の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができる。

3 琉球政府の職員のうち、一般第三十二条の規定により防衛庁の職員（一般職の国家公務員である者を除く。）となつた者については、当該琉球政府の職員としての公務を防衛庁職員給与法第二十七条第一項の公務とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で特別の定めをすることができる。

4 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に關しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

（人身損害に対する見舞金の支給）
第三条 国は、沖繩において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖繩の住民又はその遺族のうち、琉球人の講和前補償請求の支払について（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けなかつた事情を調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

（防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例）
第四条 防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三十五号）第四条の規定の沖繩県の区域における適用については、当分の間、同条中「市町村で」とあるのは「沖繩県又は沖繩県の区域内の市町村で」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

（軍関係離職者に対する特別給付金の支給に關する特例）
第五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第四百七十七号）第二条に規定する軍関係離職者である者のうち同条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十五条から第十七条までの規定を適用する。

（政令への委任）
第六条 この法律に定めるもののほか、防衛庁関係法律の沖繩への適用についての経過措置その他沖繩の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖繩において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

（防衛庁設置法の一部改正）
第七条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

（防衛庁設置法の一部改正）
第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

第五号次に次の一号を加える。
三十一 沖縄の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律(昭和四十六年法律第...号) 第三条の規定により、見舞金を支給すること。

第四十一条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。
第四十四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 沖縄の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律第三条の規定による見舞金に関すること。

第五十四条第一項の表福岡防衛施設局の項の次に次のように加える。

那覇防衛施設局 那覇市 沖縄県

附則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第一〇九六号)(第二一八六号)(第二二一九号)(第二三二二二号)(第二三三三三三号) 二、公務員賃金の引上げ等に関する請願(第二二九五号) 一、国家公務員の定員削減計画反対等に関する請願(第二三三五号)(第二三三三六号)(第二三三七七号)(第二三三八八号)(第二三三三九号) 一、傷病恩給の改善に関する請願(第三三八九

号)

第二〇九六号 昭和四十六年十二月一日受理 靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願 請願者 埼玉県岩槻市仲町一ノ一五ノ四 遠藤紀代江外百九名 紹介議員 西村 関一君 この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第二一八六号 昭和四十六年十二月二日受理 靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願 請願者 北海道河西郡芽室町五条町 中浦 皓至外百十名 紹介議員 西村 関一君 この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第二二六九号 昭和四十六年十二月三日受理 靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願 請願者 北海道旭川市末広三ノ三 西垣邦 夫外百十六名 紹介議員 西村 関一君 この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第二三二二二号 昭和四十六年十二月四日受理 靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願 請願者 北海道天塩郡遠別町字本町一丁目 小笠原俊一外九十三名 紹介議員 西村 関一君 この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第二三三三三三号 昭和四十六年十二月六日受理 靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願 請願者 北海道足寄郡足寄町南六区 小林 義光外百二十三名 紹介議員 西村 関一君 この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第二三九五号 昭和四十六年十二月三日受理 公務員賃金の引上げ等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区下末吉二ノ一ノ二 野向良雄外百九十四名 紹介議員 竹田 四郎君 公務員賃金の引上げ等に関する左記事項の実現を図りたい。
一、七十一年度公務員賃金について
1 賃金引上げの四月実施
2 一時金の差別支給反対及び夏期手当〇・一五箇月の上積
3 初任給並びに若年層の引上額の改善
4 地方公務員に対する財政措置の完全補償
5 地方公営企業労働者に対する賃上げの実施
6 住宅手当範囲の拡大と増額
7 最低保障の実現
二、退職金の引上げ
三、沖縄の官公労働者の身分、権利、労働条件をはじめとする諸要求の実現
四、公務員労働者の定数削減反対

第二三三五五号 昭和四十六年十二月六日受理 国家公務員の定員削減計画反対に関する請願 請願者 東京都北区西ヶ原一ノ三ノ一七 田中馨外二百九十五名 紹介議員 工藤 良平君 国家公務員の定員削減計画撤廃等、左記事項の実現を図りたい。
一、定員削減計画を撤廃し、業務量に見合った増員を行なうこと。
二、超過勤務の規制について
1 超過勤務は「臨時又は緊急」の場合のみに限定し、その具体的業務を明らかにすること。
2 超過勤務を命ずる場合は、業務の具体的事由、延長すべき時間、必要人員等を労働組合と協定のうえを行なうこと。
3 超過勤務時間の最長限度を設けること。
4 以上の要求実現のために国家公務員法等の改正を行なうこと。

三、行(二)等職員の切りすて、業務の下請をやめること。
四、昇格頭打ちを解消し、有資格者をただちに昇格させること(行政職一表で例示する)について
1 一般職員の五等級実現を図ること。
2 四等級係長の大規模採用を図ること。
3 各等級に自動的昇格制度を採用すること。

第二三三三六号 昭和四十六年十二月六日受理 国家公務員の定員削減計画反対等に関する請願 請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町二ノ四ノ一四 堀幸子外二百八十九名 紹介議員 前川 且君 この請願の趣旨は、第二三三五五号と同じである。

第二三三七七号 昭和四十六年十二月六日受理 国家公務員の定員削減計画反対等に関する請願 請願者 横浜市戸塚区平戸一、九六一ノ一 藤村政弘外二百八十七名 紹介議員 村田 秀三君 この請願の趣旨は、第二三三五五号と同じである。

第二三三八八号 昭和四十六年十二月六日受理 国家公務員の定員削減計画反対等に関する請願 請願者 埼玉県入間郡大井町亀久保六九 野沢経明外三百名 紹介議員 森 勝治君 この請願の趣旨は、第二三三五五号と同じである。

第二三三三三九号 昭和四十六年十二月六日受理 国家公務員の定員削減計画反対等に関する請願 請願者 神奈川県川崎市市津一八六 山田 実外三百名 紹介議員 横川 正市君 この請願の趣旨は、第二三三五五号と同じである。

第二三三八九号 昭和四十六年十二月七日受理

この請願の趣旨は、第二三三五五号と同じである。

傷病恩給の改善に関する請願

請願者 広島県山県郡戸河内町九六四 中

村亀麗

紹介議員 後藤 義隆君

戦争公務による傷病恩給額算定基礎を是正し、第一項症の増加恩給年額を国家公務員の給与ベース及び国民生活水準に相応する百三十一万二千円に改定されたい。

理由

一、現在、傷病恩給は現行の生活保護費をも下まわっている。(昭和四十六年十月に改定の公務傷病による第一項症の増加恩給年額は五十五万九千円。東京の都内の標準保護世帯では、昭和四十六年四月以降生活扶助と住宅扶助だけでも年間五十万五千九百九十二円、それに教育扶助と医療扶助を加えると年間すくなくとも六十万円以上となる。)

二、昭和二十八年以降における傷病恩給額の改定は、いつの場合にも、普通恩給や扶助料と同列に取り扱われ、さきに決められた重症者の生活を補償するという建前は完全に無視されてきている。

三、第一項症の増加恩給年額は、昭和四十六年の人事院勧告にもとづく国家公務員の平均給与年額(平均三十九才)約百三十六万円の半額にも達していない。

昭和四十七年一月七日印刷

昭和四十七年一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D